

桶	綿	石	植	家	左	建	指	瓦	大	大	木	染	鋸	機	蠶	日
職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(男)	職(女)	日雇人(男)
全	全	全	全	食料給與	共ニ大工職ト等シ			無	全	全	食料給與	無	全	全	食料給與	食料持參
全	全	全	全	全				全	全	全	全	全	全	全	全	全
四五	二五	五五	四五	三五				六五	四五	四五	二〇	五五	八	二	二五	三五
四五	二五	五五	四五	三五				六五	四五	四五	二〇	五五	八	一	二〇	三五
全	全	全	全	全				全	全	全	全	全	全	全	全	全
上	上	上	上	上				上	上	上	三〇				上	全
全	全	全	全	全				全	全	全	全	全	全	全	全	全
上	上	上	上	上				上	上	上	三〇				上	全
全	全	全	全	全				全	全	全	全	全	全	全	全	全
上	上	上	上	上				上	上	上	三〇				上	上

諸雇賃金表

米	養蠶	農作	農作	業名	衣食有給無與	最	三	高	普	通	最	月	低	最	九	高	普	通	最	月	低
全	全	全	全	日給(男)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	日給(女)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	年給(男)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	年給(女)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	日給(男)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	日給(女)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	年給(男)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	年給(女)	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

(明治四十四年前後ニ於ケル)

第四節 諸雇賃金表

鮭	鱈	青鱈	真鱈	菜種油	牛紙	美濃紙
全	全	一貫目	一貫目	十貫目	全	一束
一六六	七四三	一四三	一四三	二、三二一	二、五〇	二、一四六
一三〇	五七五	一三二	一三二	二、四一六	二、五六	二、〇三三
三〇	七五	三二	三二	二、四一六	二、五六	二、〇三三
油	粕	作	節	綱	全	全
全	十貫目	全	全	全	全	全
二、〇〇〇	四、二〇〇	九〇〇	三、六〇〇	七〇八	一、五五〇	一五六
二、〇〇〇	四、〇〇〇	八一四	三、七五〇	六〇八	一、四五八	

山武郡郷土誌



山武郡郷土誌  
貯金及預金累年比較表

年次	銀行貯金	郵便貯金	勤儉貯蓄
明治四十三年末	一四、四一八	一九九、三七二	二五、五六八
明治四十四年末	二一、一六五	二五〇、三九八	四六、三一四
大正元年末	二九、〇七五	二五〇、六九八	四六、八四六

第六節 金融機關

近時産業改良の法講せらるゝと共に、各地に信用組合の設立ありて、産業上の資本を潤澤にすること漸く行はるるに至りたれども、未だ金融機關としては銀行に待たざるべからず。左に本郡内にある主なる銀行を略記す。

株式會社  
東金銀行  
株式會社  
第九十八銀行  
山武銀行

株式會社 東金銀行 東金町東金にあり、明治十四年九月株式組織により創業す。資本金五萬圓  
株式會社 第九十八銀行 東金支店 東金町東金にあり、明治二十九年六月の創業なり。  
株式會社 山武銀行 東金町東金にあり、明治二十九年十一月の創業にして株式組織なり。

株式會社  
小東支店  
店東金支店  
株式會社  
瀧澤銀行

り。資本金三萬圓  
株式會社 小東支店 東金町東金にあり、明治三十九年七月の開業なり。  
株式會社 瀧澤銀行 源村瀧澤にあり、明治二十二年十一月の創業にして、資本金十萬圓を有す。

株式會社  
片貝銀行

株式會社 片貝銀行 片貝村片貝にあり、明治三十二年九月の創業にして、資本金三萬圓を有す。

株式會社  
成東銀行

株式會社 成東銀行 成東町成東にあり、明治三十年十月の創業にして、資本金十萬圓を有す。

株式會社  
松尾銀行

株式會社 松尾銀行 松尾町松尾にあり、明治三十二年八月の創業にして、資本金二十萬圓を有す。一支店あり。

株式會社  
日向支店  
株式會社  
第九十八銀行  
株式會社  
第九十九里商業銀行

株式會社 松尾銀行 日向支店 日向村椎崎にあり、明治三十九年九月より開始す。  
株式會社 第九十八銀行 横芝出張店 明治四十年七月横芝町横芝に設置せらる。  
株式會社 第九十九里商業銀行 蓮沼村にあり、明治三十年五月資本金十六萬圓を以て設立せるものにして、現拂込金八萬圓なり。



上 半 期	五七、三〇七	一四、九七五	一五、五五五	一、三三、七〇八	四三、〇〇八	一、九、〇〇五	一六、〇九〇
下 半 期	八六、〇二八	一、二五	三〇、八三三	一、四〇、七九四	五七、三六五	三九、六三二	一三、六二五

質屋ノ貸

質屋の貸金

明治四十五年調  
大正元年調

店 數	年 末 現 在	一 年 ケ	一 年 ケ	一 年 ケ
	口 數	口 數	口 數	口 數
三〇	一〇一、三六八	六、四三七	八、三三四	六、五三三
	貸出高	貸出高	受戻高	流レ金高
	一〇、三三六	六、三三三	六、五三三	三、〇一〇
				二、二二四

### 第十四章 神社佛閣

#### 第一節 神社

郡内各地に鎮坐する神社を社格によりて分類するときには郷社七、村社二百五十、無格社四百四となる。

左に列記する神社は郷社の主なるものみに止め餘は下編町村誌中に述ることゝせり。

日吉神社

八幡神社

日吉神社 東金町大豆谷字大宮臺にあり、大山咋命を祭る、社傳に云ふ大同二年近江國滋賀郡坂本村鎮座日吉神社の分靈を安國山の嶺頂に鎮祭し山王大現權と稱す、嘉慶元年現境内に遷祀し大豆谷臺方邊田方堀上川塙押堀六ヶ村の大氏神と崇敬す、文龜三年大旱に際し近村の男女連日祈雨せしに感應灼然たり。承應二年雄蛇池争論の際神助を得、依りて寛文三年聯合祭典を起し、これより隔年六月十五日神輿渡御式と共に各氏子より山車屋臺等を出し盛んに祭儀を行ふを例とす、明治の初め日吉神社と改稱し、同六年三月郷社に列せらる。現社殿はもと神社造檜皮葺にして、元和六年代官高室金兵衛の崇敬によりて成りたるものなり、其の後寛政六年雨屋を設けられ、明治二十六年銅板葺に改修せらる、境内老杉蒼鬱蒼蒼天に聳え又東方遙に九十九里灣を遠望すべく、頗る風致に富む。

八幡神社 大網町字宮谷にあり、境内三百有餘坪、祭神は、市杵嶋比賣命、田心毘賣命、多岐都比賣命、譽田別命にして、當社鎮祭の年歴詳ならず、往古より當地に社殿あり、八幡宮と稱す、蓋し當地を宮谷と稱するは神宮ありしに起因すと云ふ。口碑に豊

木入彦命を祭るとも云へり、文明年間、日蓮宗の僧、日肝なるもの法華勸請となし、正八幡菩薩と稱す、當時土氣城主酒井定隆當社を崇敬し、以て城の鬼門除となし、社殿を修造す、永祿四年、同城主酒井胤治社殿を新造し、毎月卯の日を以て參詣をなし、篤く崇敬せられたりと云ふ。現今の祭神は明治二年八月神佛混同を改正し、同十八年十月二十二日を以て、文明年間折戸に遷座せられたりし當社往古の御靈代を本殿に奉還し、合せて祭祀せり、同四十年神饌幣帛料供進の指定を受け神社に列せられ、郷社の一となれり、社地丘陵の上に位し、喬松老樹鬱蒼として頗る景致に富めり。

皇産靈神社 片貝村片貝にあり、天御中主命、高皇産靈神、神皇産靈命の三神を祀る、朱雀天皇の天慶年中創建せしものにして、毎年正月十三日は祭禮日にして、村中の各部落より大なる幟を鳥居前に並列し、神官萬歳を唱へ、福の種を播くを例とす、世間之を關萬歳と稱す。

皇産靈神社

春日神社

春日神社 郷社にして、千代田村大里區の西北隅宇宮後にあり、祭神は武甕槌命、經津主命、天兒屋根命、比咩大神にして、平城天皇の御宇大同二年正月二十日の創建に係る、往古此里の人に、大和國南都春日神社の神徳を仰ぎ、神官藤原吉賢をして春日

大宮神社

山より此四柱の大神を勸請せしめ、以て深く崇敬せりと云ふ、明治六年三月郷社に列せらる、毎年九月十五日例祭を行ふ。

大宮神社 大平村折戸にあり、大己貴命、少彥名命の二神を合祀す、創祀は平城天皇の大同二年なる由云ひ傳へらる、その後江州日枝山より大山咋命一柱を遷祀し、其より大宮山王大權現と稱し、自然郷社の呼稱あり、社殿舊記は中古天災に罹り、悉く損亡せり、元祿年間に兩度改築あり、今に至るまで借毛郷大宮と稱す、大社の謂なり、

明治三年十月改號し、同六年三月更に郷社と定められ、毎年三月祭典を行ふ。

四所神社 上堺村屋形にあり、速須佐之男尊、天津兒屋根命、別雷命、菅原道真公を奉祀す、天正年間坂田城主井田氏の時、兵火に罹り、享保四年に卜部兼敬より奉幣あり、舊號を正一位四社大明神と稱し、明治二年四社神社と改稱せり。

四所神社

〔附記〕

屋形は昔時武郡境村と稱し、寛平二年五月高皇王始めて平朝臣の姓を賜はり、上總介に任じ、從五位下に叙せられ、同年地の利を極め、境村に政務所を設く、昌泰元年九月館を造營し、赴任せり、これ上總の政務所にして、延喜元年九月二十九日崇拝する神社を鬼門

に當る處に建て同二年五月佛寺を創建して國家安穩を祈願せり、宮を鎮守とし、寺院を來照院と號せり。(國史任命記)

壽永年間源右府の境の館にあるや、上總介廣常千葉介常胤をして能く其守護に任せしむ、(中略)廣常を奉行として高望王の奉安したる四柱の宮を造營せしめ、壽永二年九月二十九日遷宮の式を行ふ。(香妻鑑拔粹)

天正十四年五月、北條氏の臣坂田郷の城主井田播摩守友胤、里見の兵と大に栗山川に戦つて之に勝つ、里見は川と沼とにより、武社郡境村に戦を開く、井田は森古野の林を隔て、同より進み、激戦三晝夜勝敗未だ決せず、井田勢川を渡りて北より進む、其猛烈より里見勢敗れて走れり。(中略)天正十八年三月、豊臣の臣松ヶ谷城主川代伊賀守勢を出して、蓮沼に陣を布き、坂田城主井田氏を攻む、一方は新堀を経て進み、一方は境の沼澤の間を横切り川に沿ひて進む、連戦晝夜を分たず、霖雨四方を閉したるを以て、神社佛堂に火をかけ、間の聲を作りて戦ふ。(中略)小田原落城に次て井田氏敗れ、坂田の城没落せり。(山室軍記抜)

稻生神社

稻生神社 白里村四天木にあり、創立は天正以前と傳へらるゝも古書の徴すべきものなし、本殿は天保十二年の再建にして、宇迦之御魂命を祀る。當時は稻荷神社

と稱せしが、明治五年稻生神社と改稱し郷社に列せり。

第二節 佛閣

本郡に散在せる佛宇を宗派によりて、類別するとき、

顯本法華宗	妙満寺派また日蓮宗勝劣派とも云ふ	九十七
日蓮宗	日蓮宗一致とも日蓮宗八品とも云ふ	八十一
真言宗	七十八	天臺宗 五十五
淨土宗	九	曹洞宗 四
臨濟宗	一	時宗 一

合計三百二十六となる。

舊山邊郡は所謂七里法華の圏内に在りて、本山輪番十箇寺下八箇寺等の巨刹あり。七里法華とは長享中酒井定隆の土氣に興るや、僧日泰を特崇し領内をして盡く法華宗に歸せしめたるに始まる、其の廣袤七里の間法華宗ならざるは無きを以て、人これを呼びて七里法華と稱せり、また日蓮宗中尤も信心の堅固なるか故に、外宗よ

七里法華

りこれを誹りてあまりに頑固なりと云ふ意味にて七里法華と云ふと聞けり。

〔寺院〕

本願寺

鳳凰山本願寺 東金町東金字谷にあり、境内四千八百六十八坪、顯本法華宗なり、寺傳に云ふ本寺古昔は松村今公平村にありて、同夢山願成就寺と號し、今舊地に同願の寺あり、本寺の末寺なり、内字金字谷に移し、今の宗に改め巨徳山本願寺と號す、時に貫主、權大宗たり、後金谷村今松之郷に移し、今の宗に改め巨徳山本願寺と號す、時に貫主、權大僧都日親、碩徳有り、土氣城主酒井定隆、深く之に歸依し、大檀那となる。大永元年、定隆田間村に城きて、隱栖す、城地狭くして、便ならず、依て更に東金に城きて之に移り、從て本寺を今の地に移し、山號を鳳凰山と改む、時に堂塔悉く備はり、東金城主酒井氏世々の菩提寺と爲るといふ。天正十九年十一月、徳川家康寺領三十石を寄す、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、末寺二十七あり、寺に文政十三年此年改元改鑄する所の鐘あり、弘安三年庚辰五月二十日大檀那平朝臣久時と鑄す。傳へ云ふ久時は北條氏にして、久我臺今公平村城主たり、鐘はもと本寺松村に在りし時寄する所なりと、寺東金城山に據り、東八鶴湖に臨む、結構猶見るべく、境城の内外老杉蔭鬱たり。

西福寺

安國山西福寺 東金町東金字谷にあり、境内二千四十八坪、顯本法華宗なり、天正十

妙徳寺

九年十一月、徳川家康寺領三十石を寄す、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、末寺三十二あり、寺傳に云ふ初め天臺宗にして、天正以前は最福寺と號す、文明十一年二月、住持少納言坊今の宗に改め日近と稱す、之を中興開祖とす、土氣城主酒井定隆、大檀那たり、後定隆此の地に城き、本寺守護の日吉神社を以て城の鬼門鎮護と爲し、本寺をして其の社務を司らしむ、本堂は寶永五年二月修造する所なりと、寺寶中唐の天臺智者大師の畫像を藏す、畫上讚あり、文字磨滅、纔に讀むべし、尾に天臺沙門恒巽奉澄和尚願歸本國、永充供養、大唐貞元廿一年正月廿日と書せり、蓋し最澄遊學歸朝の時、其の徒恒巽之に贖せし者なり、描筆纖細、金碧精密、賞鑑すべし、其の傳來詳ならず、或は云ふ源平争亂の際、比叡山延曆寺の僧兵燹を避け、携へ來れる者にして、現に比叡山什寶目錄中、其の名ありて、其の物なしと、寺什に又鎌倉時代の製作になれる刺繡の釋尊入涅槃圖、明呂紀筆花鳥圖等あり、寺丘陵の中腹に位し、殿堂略々具はり、老樹鬱蒼たり、鐘樓より、東南東金市街を俯瞰すべく、眺望頗る佳なり。

常在山妙徳寺 東金町北之幸谷字大屋鋪にあり、境内二千四百三十五坪、顯本法華宗なり、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、末寺四箇あり。寺傳に云ふ、正徳元年十



月僧天目草創當時他宗たり、其の後今の宗に歸す、永正五年僧日秀の時土氣城主酒井定隆城を嗣子定治に譲り、更に東金に城き、第三子隆敏と共に此に移り、厚く日秀に歸依し、薙髮して清傳入道と號し、本寺を以て隱栖の處となし、堂宇及坊中十五宇を建設し、池溝を境内外に繞らし、以て不虞に備へ、日秀を延いて中興開山と爲す、十三年寺領二百八十石を寄すと。天正十九年徳川家康寺領十五石八斗を寄す、享保元年火災に罹り、堂宇什寶古傳記事等悉く灰燼に歸す、其の後再築すと雖も、終に舊觀に復するを得ず。

木松寺

松岸山本松寺 公平村松之郷字東本郷にあり、境内四千八百三十坪、松岸山と號し、顯本法華宗なり、寺傳に云ふ、明應元年四月僧日哲創建すと、慶安二年十月徳川家光寺領十一石を寄すもと、本山輪番上總十箇寺の一たり。

藥王寺

不老山藥王寺 源村上布田字布田前にあり、不老山と號し、顯本法華宗に屬す、年月不詳、僧日常の開基する所にして、寛永十年二世の住僧日圓の時、本尊藥師如來を安置す、後傳へて僧最澄の刻する所とす、延享二年二月火災に罹り、古記什寶等悉く灰燼に歸す。現今の堂宇は其の後の再建たり、境内千百八十四坪、堂宇廣莊頗る美麗

法光寺

なり、藥師堂には眼病者常に參籠して平癒を祈る、二病室を設け、男女を分置し、點眼藥を發賣す、布田の目藥と稱し、盛に遠近に行はる。里人云ふ、歲入の多き遙に柴山觀音寺の上にあり、蓋上總寺院中の第一なるべしと。

寶珠山法光寺 大和村大字田中に在り、境内千三百六十四坪、顯本法華宗妙滿寺派に屬し、上總十箇寺の一なり、寺傳に云ふ、元眞言宗にして、西法寺と稱せしが、長享二年土氣城主酒井定隆領内の寺院に改宗を命せし時、住僧其命を奉せず、定隆大に怒り、一夜間を刻して堂宇を破却せしめ、明年二月僧日泰に命じて本寺を創建せしめたりと、慶安中徳川家光寺領十八石を寄す、寺に一名玉を藏す、徑凡二寸許、其質水晶の如し、傳へ云ふ、開山日泰其高弟日行に與ふ、日行本寺の住職となり、終に寺の寶物となすと、里人之を産の玉と稱す。其縁起略に曰く、當山二世の大僧都日行嘗て福俵本福寺に閑居す、一日本福寺より當寺に遷るや大雪途を埋む時に途上一婦人の嬰兒を抱くに逢ふ、形容衰弱恰も分娩せるものに似たり、僧に乞ひて頃刻赤子を委す、僧諾して兒を抱く其重きこと巨石の如く、其冷きこと凝雪に似たり、僧忍耐して暫時讀經せり、婦謝して曰ふ、師の濟度により、妾既に苦みを脱すと、即ち其兒を取り

寶珠山善勝寺

てこれを懐にし僧に贈るに一玉を以てし、忽然形影を失ふ、故に之を産の玉と稱すこの玉、氣象の變化により、清濁の色を呈すと云ふ固より、妄誕の怪説信するに足らざるなり。

寶珠山善勝寺 創立年歴詳ならず、寺傳に云ふ本寺は元真言宗の道場にして、極樂法寺と號せしが、寛正中酒井定隆土氣城主となり、日泰上人の請により日蓮宗に改む當時の住僧を日道と稱す、即ち改宗の開基なり、此時山號を如意寶珠山と更む。長享二年定隆領内の僧俗に令して盡く日蓮宗に歸せしむるに當り、山號を改めて寶珠山善生寺と號す、延徳四年二月十三日善生寺常住の法事を修す、日泰上人正導師たり、備ふる所の曼荼羅今に現存す。梵鐘は元享四年甲子年二月晦日極樂法寺住持沙門領忍の代備ふる所の物を收め、更に永正三丙年十一月三日、酒井小太郎定隆題名して之を進む當時善生寺と書す、僧日光の世なり。天正十九年十一月、徳川家康より田五十石を賜はる、境内竹木諸役を免除せらる。これを御朱印と稱す、當時善勝寺と改む、安永年中火災に罹り、佛像及器具圖書、什物、堂宇を合せて概ね失ふ、其梵鐘亦溶爛せしを以て、住僧日滿碎いて半鐘に改め作る、此時に當り、酒井氏の寄進

本壽寺

に係る者悉く失ふ、安永天明の間日滿檀越及び信徒を勸進し助力を得て本堂庫裡を再建す、天保年中住僧日精衆力を借りて鐘樓門石其他を修營し共に現存す、明治維新の後宮谷縣所轄の際田祿及境内の地を裂きて上地す、明治九年又新に境内を裂きて上地す、是より前明治七年遞減祿金下賜せらる。従前境内に九箇の坊院あり、明治二年廢せられ末寺二十一箇寺を管す、現今の本堂は町の東南方に位し東面せり、庫裡は頽廢甚しきを以て改築せらる。境内西は平地より高きこと五六丈に過ぎずと雖も、東方は開濶にして、絶壁に臨み、外洋の船舶及房總の山岳殆んど一望に屬す、花時は數十株の老櫻今尙存するを以て杖を曳くもの多しと云ふ。

如意山本壽寺 本壽寺は土氣本郷町字西山にあり、境内二千七百三十七坪、顯本法華宗派なり、本山輪番十箇寺の一にして、末寺十九を有す、寺傳に云ふ長享元年三月土氣城主酒井定隆開基し、僧日泰開山たり、初定隆足利義政に仕へしが、後關東に來りて里見義弘に依り武略を謀らんとし、武州品川より下總に航せんとするや、僧日泰と共に船に乗る、時に海上津に颱風に遭ひ船將に覆沒せんとす、日泰船頭に立ちて誦經呪文を行ふ、暴風忽ち止み、海波穩にして、竟に難破を免れ濱野の海岸に着す

るを得たり、此時定隆誓て曰く、吾若し妙法の功德によりて武運を開き、一國一城の主となることを得ば、領内の寺院をして悉く改宗せしめ、以て師の恩に報せんと、其後定隆房州に赴き義弘と議し下總中野に一城を築きて之に據り、東上總の大半を征服し、土氣城を再興して、之に移り日泰を請して厚く聽法す、定隆眞言宗某寺を改めて善生寺となす、今の善勝寺、日泰慊らす乃ち本寺を建つ、日泰猶慊らす悉く領内の寺院を改宗せしめんことを乞ふ、定隆之に従ふ是に於て東上總寺院の大半日蓮宗となり、總て妙滿寺派に屬せり、里俗之を呼んで七里法華と曰ふ、本寺は實にその權輿なり。天正十九年十一月徳川家康寺領三十石を寄す、境内平坦にして樹木鬱蒼たりしが、明治某年某月火災に罹り大師堂庫裡等灰燼に歸し、今や本堂一字を存するのみにして殆んど昔日の觀なし、其他本町には上大和田に寶藏寺大権に長興寺小食土に常泰寺等あり。

## 本國寺

法流山本國寺 大網町の西北端字宮谷みややにあり、境内二千九百四十五坪、日蓮宗妙滿寺派にして本山輪番上總十箇寺の一なり、寺傳に云ふ此寺往昔は眞言宗に屬し、善興寺と稱せしが、文明三年五月權大僧都日肝上人の教化に依り法華に改宗し、寺號

を法流山本國寺と更め、京都妙滿寺の真末となす、爾來寺運隆盛なるに隨ひ末流の寺院十九箇寺を有し、且つ塔中十二坊等ありて、檀家の宿坊とす、今は名義のみ五坊を存し建築物悉く廢失す。天正十九年辛卯十一月徳川家康寺領十石を寄す、元和八年壬戌に及び、本山十一世の僧、日純上人閑老久世廣宣の紹介を得て、時の將軍徳川秀忠に謁し允許を請ひて、檀林を開設せらる、即ち日蓮宗勝劣日付門派僧侶養成の大學林にして、世に之を宮谷檀林と稱せり。當時造營の建築物は、本堂敷坪百五坪、庫裡敷坪百五十坪餘、客殿敷坪六十五坪、寶藏七坪、鐘樓二坪餘、山内入口屋根瓦葺四柱の大門高さ二丈通用口中二間餘と、其前面に高さ一丈五尺の大石塔を備ふ、竿の長さ八尺三寸巾二尺四寸、基石高さ六尺餘、加ふるに檀林設置の爲造營せし、大講堂敷地百八十坪餘、伴頭寮、開山堂、六角堂、講演客素讀寮敷地二十餘坪等の大伽藍は、山中東西南北の四谷に配置し、尙各寺院法縁の徒弟等修業の爲め集まるもの八百餘人を超えしと云ふ。明治元年十二月十六日宮谷縣廳を此に假設し、房總三個國を管轄するに及び、本堂並に學寮五六坊を除くの外、悉く之を政廳に供したり、同四年縣廳を木更津に移されしを以て、學寮其他の大伽藍も不用に歸し、終に修築を怠り廢

## 蓮照寺

類せしを以て今や當時の面影なしと雖も、本堂、講堂、庫裡、客殿、寶藏、鐘樓、大門、門石塔等の一部を保存せり、その結構猶觀るべし。此地北西南の三方丘阜を負ひ、東方一面開敞し、老杉巨松蒼々として天に沖し、景致極めて佳なり。

寶珠山蓮照寺 大網町字山中に在り、境内二千六百八十八坪、日蓮宗妙滿寺派に屬し、本山輪番上總十箇寺の一なり、末寺十四を有す。寺傳に云ふ、明應五年四月僧日賢其師日泰上人と共に大に法流を弘めんと欲し、一寺を建て、應當山信樂寺と號せしも、地域狹隘にして廣宇を建つること能はざるを以て、今の地に移し、蓮照寺と改稱せり、天正十九年十一月徳川家康寺領十石を寄す。明治維新學制配布以來常に町立小學校を本寺に假設せしが、曩に校舍建築成りて移轉するに及び更に私立實業補習學校の教室に充て、本堂には顯本法華宗の支學林を置き、學徒數十名を收容せり。寺域後方小丘を負ひ西方に一小池あり、水清く魚鼈跳り、風致掬するに足れり。

妙高山正法寺 大和村小西にあり、妙高山と號す、境内三千三百九十四坪、日蓮宗に屬し、往昔兩總三檀林の一なり、呼て小西檀林と曰ふ。末寺十二あり、寺傳に云ふ、後花園天皇長祿二年正月僧日意開基たり、蓋當時郷主原肥前守入道行朝といふ者深

## 正法寺

く日意に歸依し、その居館を捨て、佛舎を造り正法寺と稱せしと云ふ。後天正十八年十一月七世の法嗣妙道院日悟の時、幕允を得て檀林を設置すと、同十九年十一月徳川家康寺領二十石を寄す、寛文四年十一月僧日堯徳川將軍に謁し、宗法を説き東金の行館を賞賜せられ、或は云ふ之を購ひたりと、之を境内に移す、今の講堂是なり。堂宇壯大にして内外皆莢章を施せり、維新の後檀林廢す、本寺には各種の什寶を藏むと雖も、今や堂宇敗類して、修理を加へざるを以て、朽腐見るに忍びず。

## 長勝寺

石塚山長勝寺(一名不動院) 成東町成東にあり、南郷村下横地圓頓寺の末寺にして新義真言宗に屬す、當山は住古無明山明正院と號せしが、其の創立は詳かならず。然れども人皇第四十五代聖武天皇の天平年間行基菩薩東遊して此地に來り、本尊一軀を自刻し、東海鎮護の爲め之れを堂中に安置せしこと及延暦年中宗祖弘法大師開眼の事は縁起書中に明かなり、堂宇は奇巖隆々たる石塚山の中腹に懸れるを以つて、山號も之に採る。元和四年三月檀徒協力して堂宇を改築し、後元録年中舊領主水野家代々の祈願あり、年々歲始に祈念の守札を呈進せり、毎歲二月、七月の廿八日を以て千座護摩供法執行せられ、元和中興の時より今に至る迄廢絶せず、奇石

妙宣寺

怪巖の上に朱塗の堂宇を構へ堂背には古木鬱蒼たり。不動院の廻廊に立ちて目を放てば、近くは車馬絡繹たる市街を足下に見、遠くは廣茫たる田圃數里の間に展開して遙に九十九里海上に白帆の出沒するを觀るべし。

大丞山妙宣寺 睦岡村埴谷小字寺臺にあり、日蓮宗に屬し中山法華經寺の末寺たり。古くは眞言宗なりしかども、今より凡五百三十余年前、元中三年宗祖日蓮法子本山法華經寺日常法孫日英之れを開らく、日英は當時埴谷大椽左近將監重繼の弟にして其の兄も深く法華經に歸依せしかば、邸宅を寺とせられしなり。二代日國師の弟日親上人は所謂冠鑑の日親と稱せらるゝ名僧にして、當寺にその關係の寶物、寶什多く傳はりしが或は兵火に罹り或は寺運振はざりしため全く廢寺の姿となり、名器寶什一部は中山法華經寺に保存せらるゝ雖、多くは散失せるは遺憾なり。ただ上人の父母即ち埴谷大椽夫妻の墓並に上人誕生の井など尙昔を偲ぶべし。

釋量山光明寺 大富村富田にあり、天台宗に屬す傳へ曰ふ今を去る一千五百七十余年、人皇第五十四代仁明天皇の承和二年二月慈覺大師といへるもの、上野國新田郡世良田村世良田山戒善院長樂寺の分寺として開幕せしものなりと。寺號を釋

光明寺

圓頓寺

量山智境院光明寺と稱す、第一世賢海法師堂宇を建立す、第十六世亮運大僧正に至り、隆盛を極む。徳川氏初世に當り、眼海と云ふものあり、その才能徳川家康の知る所となり、天海僧正の門に入りて、その後を嗣ぐ是より當寺の住職は上野寛永寺より遷座するか乃至は輪王寺宮よりの御奉書あるものにあざれば能はざりき。

寺に巨勢金岡筆の彌陀如來の像あり、徳川家康の賜ふ所なりと云ふ。

楊湯山圓頓寺 南郷村下横地小字西妻にあり、眞言宗に屬す大同四年敏達天皇の後胤井出左大臣橘諸兄公の末孫日和大膳大夫景吉公勝軍地蔵を此地に鎮せしに創まる。

一旦廢絶せしを建治の頃再興せしが、明治維新後再び頽廢に歸し今や堂塔一字の殘存するものなく。名利も其の趾を偲ぶに由なし、唯左の縁起書を得たるまゝに大略を掲げん。

楊湯山略縁起

楊湯山蓮花院圓頓寺は、人王五拾一代平城天王、大同元癸敏達天王の後胤井出の左大臣橘の諸兄公の末孫日和大膳大夫景吉公の建立なり、則大塔本堂御影堂且寺内の西に大

木楊の下耳青石の浴室を構へ湯治の用を便せり、是則湯治の因縁なり。時桓武天王御宇延暦十六年丑七月田村季人將軍東夷退治の時、景吉公供奉仕則ち空海御作の三寸五分の地藏を胃の眞向に戴き軍の奉行たりしに、地藏尊の感應によつて、武略の達者徒ならず、不日に東夷をたいらげ畢、季人將軍は守本尊千手觀音、浴湯耳清水寺建立し、景吉公當寺を建立す、則ち敬推破の爲耳寺内の四耳愛宕山を祭り、將軍地藏の法念らす、東には稻荷五社を勧請して、民安全の御祓を捧げ、南には十足の舞臺を築き、舞樂を奏し、梵天帝釋を諫め奉る、舞臺塚と云舊跡是なり、内には伊勢神冥御丈二尺に造立し、聖朝安穩且萬民豊饒の法室に景吉公の勳功武射一郡の官領一山繁昌時を得たり。

勝覺寺

萬德山勝覺寺。山武郡舊武射郡綠海村松谷字北關にあり、境内二千二百六十四坪、眞言宗也。慶安二年八月徳川家光寺領十石二斗を寄す、寺傳に云ふ、天曆元年創建す、開基詳ならず嘉曆元年平常直修繕す、後火災にかゝり焼失す、明應九年十一月住僧長覺再興す、之を中興開山となす。天正十九年原胤安胤房大檀那となり、堂宇を補修す、四天王釋迦等の像あり、四天王像は運慶の作にして、殊に名作と稱す、初め用材と共に四木村(山邊)の海邊に漂着す、中古吉崎村(下總郡)より葺萱を購ひし時之を竊む者あり、其人忽ち發狂し自白して曰く、予は松谷村四天王なり、汝等萱を竊む、

故に罰すと里人其萱を運還したるに盜の狂氣乃ち癒ゆと、漁民等最も崇信す、維新前江戸に於て屢之を開帳す。今や堂宇衰へたれど、尙觀るべし、寺に物茂郷自筆の緣起書を書せり。

緣起

興復、上總國武射郡、山邊莊南郷松谷村、滿德山勝覺寺之釋迦堂、並四天王像緣起

一、謹按、新堂草創之時年紀、悠邈莫知其幾百年矣、近者淨信之士、改葺千葉製音妙見二堂、驗其舊材風霜消剝之色、煙煤暈黯之痕、與斯堂之材不相上下、二堂各上梁銘存焉、推其支于一則七百年一則九百年、故知斯堂之經歷亦八九百之久也、抵恨古蹟湮滅不能的指其歲經之所、在也、斯堂古上梁銘曰、嘉曆元丙寅年本願大檀那印東中務丞平常直又有識材面而在曰、延德二年庚戌又有一簡曰、天正十九年大檀那原大藏丞胤安並印東中務少輔胤房此皆小々輔修之歲時及施主也

一、斯堂本尊釋迦牟尼如來像一座、勝國之際爲賊徒所掠去、今其跌座尙存在、左右夾侍阿難迦葉二尊、有像各一座、今具存焉、俱佛工運慶之作、而莫知其安置之緣由也、大四天王像四座、亦爲運慶之作、相傳運慶在相州鎌倉希望毘首天心起誓願造若干佛像、或藏諸仙刹、或供諸龍宮、此蓋其一也、一時漂流到于本國、地生郡之海濱、沙民引網獲之、奉崇無所、故遂致此寺、其村

今見稱曰四天寄村云者漂流而至之謂也其村則去此二里許其事則播于閩州口碑其年歲之久近則亦莫考云

一、慶長二年己丑住持法印果惠(榮)及村之民長伊藤主計法名玉英淨感者感諸村之地頭天野佐左衛尉平雄利法名孤嘯軒徹山万休居士者奉送

東照神君賜寺領什石貳斗之地

御朱印國俗稱封冊副焉淨感嘗語曰此寺曾遭回祿客殿厨庫共成火燬時此堂之上見有僧百餘員悉着黑衣袖拂猊烟堂遂得無恙火熄後僧亦無有蓋謂應真之來現也又此堂有土木之事則龍神必供其材堂梁舊簡云于時嘉曆元丙寅年二月八日大水出材木從小門之口引入人九月十三日三日間亘之板敷之木寄當浦云其天正二年甲戌繕修堂梁破損有瓦材淨海來上總國成田村匠三郎右衛門等筆跡具存其後明曆二年丙申住持法印長慶修補小屋及天井板時亦有浮村材至迄今僅四十年人有多記其後元祿六年癸酉六月鄉民伊藤內匠平沼助之巫法印長慶之遺命買材于紅府海運而至然船大水淺船不到岸故下錨投材任浪相送及至視之則有別材混焉蓋認以火印也八年乙亥工匠就事材木不足五月六月有浮村漂着兩次此皆二尊者四天王之異感曆々分明人莫致疑者也

一、今次見復古又由第十四世住持法印果意貞享年元甲子六月十九日寂留金二十兩爲營建之資住持法印長運肯堂繼志勸四衆簿面所記黃金壹百兩青銅三百貫然時于早歲一村赤

(本行)

土白薄空慕其志無途斷々染疾元祿六年癸酉既大漸有村民訪疾者則只以興復之事民伊藤內匠等乃相約云和尙縱沒三日之內必買堂材于江府長運大悅而既日內匠助之巫亦展其約此時龍神供材具如上記然斧斤無音松柏空 慕薄亦爲蠱魚之噴歷長全長空而至今法印覺眼覺眼世族林氏下總國海上郡西足洗村民之子也八歲罹疔痘疾篤既死隣寺曰爰染院住僧長壽來訪誦經母懇請此兒若甦必爲僧也少頃果活漸長嬉戲常學經唄之事遂出家掛錫于洛之知積教院探密宗之奧願版州厩住海上光明寺橫地圓頓寺藥間千光院所至布衣糲飯以充新堂宇爲已務寺之產業僅留禦飢寒之費他皆充版築之資松谷鄉民知其如此請住勝覺寺寺謀圓頓寺昇沈階殊覺眼欣然而應元祿七年甲戌十二月十六日入院八年乙亥二月十五日遂始舉春幡更報墓緣新材倍舊三月四日至六日村中男女老少各運土石堂之基址高於往昔三尺五寸霖潦得無患矣村之男女抄朝夕爲工匠之饋此尤芹誠所在也四衆投資事悉別薄海神供材具如上說至十一月十六日上棟畢功佛天回容亦鍾光輝共法印慷慨勇爲之功也右據第十八世住持法印覺眼口語並記目擊法印在圓頓寺予父方菴先生流落至橫地葬先大妣平山氏于寺其後法印移于千光院先生亦簿遊焉法印愍其貧困懇遇至矣嗚呼予之曩祖饒速日命傳十種神寶味真治命爲武士大祖尾與守屋以排佛爲(本行)已任予雖不肖之孫忝嗣家風加以服膺耳一刻備 師僧予固非倭佛者矣亦非爲故舊者悅而然矣予觀法印之爲人豈世僧所能及乎亦豈世士之所能及乎世之居官者法印之居寺則

可謂不愧其職矣故記其顛末以爲寺之緣起

元祿十五年冬十二月望

川越左羽林府提舉史局事

荻生宗右衛門茂綱撰

觀音寺

天應山觀音寺 二川村大字芝山に在り、天臺宗上野寛永寺の末派にして、中本寺なり、寺傳に云ふ、寶龜十一年諸國に勅して佛寺を建てしむ、翌年本寺を創建す、天正二年僧慈覺工を起し、七堂伽藍を建て、八十餘の子院を置き自ら十一面觀音の像を刻して安置す。後千葉氏寺領若干を寄附したるが、山室牛尾の兩氏此に戦ひ、伽藍兵火に罹り、寺堂亦隨て廢頽す。慶安二年堂宇を再建し近年又仁王門及び寺殿を改造せしも、未だ舊觀に復せずして、明治四十年再び火災に遇ふ、境内の二王像は毘首羯摩の彫刻なりと稱し、其名遠近に著はれ賽客常に踵を接す。

第十五章 舊蹟名所

第一節 舊蹟

赤人塚

赤人塚 大和村田中にあり、方數尺の荒隴にして、今は屈曲せる一株の榎あり。樹下に小碑を建つ。表に赤人塚と刻し、裏に文化二丑年中夏建之とあり。赤人の姓は山部なり、古今集の序に山邊に作りたるは謬なり、然るを本郡の人なりといへるは、後人の假託にはあらざるか。

千段穴

千段穴 大和村山口福相寺の傍にあり、この洞口東に面し、口徑に満たず。洞内を窺ふに、廣さ一丈許、北隅別に小竇を開く、匍匐して僅かに入るべし。下層また空洞にして、數十人を坐せしむべし。西面また小竇あり、僅に身を容るべし。更に空洞なる第二穴あり、炬を執りて入れは、第三穴に至る。暗黒にして炬滅え、殆ど呼吸に堪へず。これ或は上古穴居の跡ならんか。

三介墳

三介墳 公平村松之郷願成就寺の境内に在り、鎌倉時代の墓石相並ひて立てり。一見して常人の墳墓にあらざるを知るべし。傳へ曰ふ、久我臺の城主たりし北條長時、同久時同守時三代の墳墓なりと。

五郎墳

五郎墳 成東町津邊にあり、その何人の墳墓なるを詳にせず、四十年前には道路の



東田中の一隅に形はかりの祠ありて、これに祈願すれば、病を瘥やすとて參るものありと聞きしが、今は道筋變りて縣道に沿ひ、嚴しく祠を作りて五郎神社と崇められたり。按ずるに兩總の地に五郎と名のる者にて、かく崇敬せらるべきものあるを聞かず、これ或は千葉邦胤公を弑害して、本縣歴史に汚點を留めたる鍛田萬五郎の遺骸を埋めたる處にはあらざるか。聞く、この祠に祈願することあるものは、祠中の木劍を借り來り、祈願成就の時は、更に木劍を造り借りし木劍と合せて二本を奉納するを例とす。さてこゝを距ること一里許、豊成村菱沼に世々鍛田萬右衛門と稱する家あり、幼名を萬五郎または何五郎と稱すること多し、豈に萬五郎の遺裔にはあらざるか。それ萬五郎は天地に容れざる大罪を敢てしなから崇敬せらるゝに至るは何ぞや、曰く極惡狂暴の者は人をして恐怖せしむ。恐怖一轉して服従となり、再轉して崇敬となり、遂に威靈ありて人の禍福を左右し得る者の如く思ふに至るは愚民の毎に然る所なり。一國を驚動したる兇漢またこゝに至りたるにはあらざるか、姑く記して史家の參考に供す。

## 大椎城址

大椎城址 土氣本郷町大字大椎にあり、土氣停車場の西南約一里に位せる山林に

## 土氣城址

して城山と呼べり。傳へ云ふ、初上總介忠常の此地に築城し、更に下總國香取郡大友に移る。後千葉常兼再修して之に居る、常兼は寛徳二年八月十五日を以て生れ、千葉權介と稱し、從五位上に叙せらる。常兼六子あり、之を六黨と稱し、各別邑に居りて本城を守護す。大治元年二月十日常兼卒す、所領を次子常重に譲る、常重の弟常家上總介となり、一の宮柳澤城に居る子常明に五子あり、長子常隆家を嗣ぎ、末子維常大椎五郎と稱して此に邑す。椎木綱田等の祖となりしと。

土氣城址 土氣本郷町大字土氣の東方に在り。傳へ云ふ、聖武天皇の神龜三年、鎮守將軍大野東人陸奥の國に多賀金城を築くと共に此城を築きたりと。室町幕府の頃に至り相馬胤綱の次子土氣太郎といふ者あり、土氣莊の地頭となり此に居り、後ち畠山重康を経て酒井定隆の有に歸し、子孫五世の居城となる。此地東方險崖に臨み、崖下は直ちに南總の平野に接し、遙に外洋を眺望することを得。南方は丘陵起伏し、西北一帯は曠野にして、森林溪谷其間に蹠り、東北隅を本丸となし、面積凡そ千七百餘坪、地勢最も高く、二丸、三丸、大手の在りし所は平坦にして廣く、今は畑となりて禾黍の油々たるを見る。延寶七年二月、大久保加賀守の調書によれば左の

如し。

- 一の壕 右側 深三丈長二十五間  
左側 深五丈横六間長七十五間  
本丸 長四十間横三十間
- 二の壕 道右側 深二丈長十五間  
道左側 深三丈横六間長三十間
- 二の丸 長四十間横三十間
- 三の壕 道右側 深三丈長三十間横八間  
道左側 深三丈長二十五間横五間
- 外壕 三丈五尺

一の壕側より二の壕に至六十六間

一の壕左側に酒井氏の蹟二の壕左側に三十番神社三の壕左側に馬頭観音社あり。

小西城址

小西城址 大和村大字小西にあり、城山と稱す。永祿中千葉氏の族、原胤定の築く

東金城址

所なり。胤定は上總介と號し、小西山に居り、天文十六年十月小弓義明没落せしを以て小弓城主となる。弘治三年十月白井本城に移り、天正三年胤定再び小西に移り、胤榮をして白井に居らしめたりと云ふ。  
東金城址 東金町の西方鴛か峰にあり、地勢岳陵を繞らし、平地その内にあり。前面は平野を一眸の中に攢め、背後に陵谷の圍繞するあり、頗る天險の利を得たるが如し。里傳に云ふ、古昔千葉氏支城をこの地に構へ、鴛か峯城と稱し、後ち轉して東金に作ると。

東金御殿址

康正年間、千葉氏に内訌あり。東常縁將軍義政の命を奉して、兩總の亂を鎮むる時、その將濱春利をして本城を守らしむ。應仁元年濱氏去りて、山口主膳これに代る。山口氏は千葉氏の屬將にして、康正文明間の人なり。永正六年酒井定隆二子隆敏を率ゐて東金に移り、敏治、敏房、政辰に傳へ、天正十八年に至りて亡ぶ。  
東金御殿址 慶長十八年徳川氏行營を造り、俗呼ひて東金御殿と稱す。翌十九年正月家康初度の巡遊あり、これを東金鶴御成といふ。その後再度の巡遊あり、秀忠に至りては前後七回の來遊あり、家光も亦來遊せんとし、寛永十三年二月増築する

ことありしも、故ありて果さず。寛文十一年四月取拂ふこととなり、將軍の居室を焼棄て、寛永十三年増築の部分の小西正徳寺に賜はり檀林の講堂となさしめたり。今尙これを存せり。この餘の建物は、延寶三年領主板倉内膳正に引渡し、明治二年三月に至り縣知事に引渡し、同八年某士族に拂ひ下げられ、今は高等女學校の建設を見るに至れり。

大關城址

大關城址 福岡村依古島にあり。傳へ云ふ、畠山重忠の裔某元久中安房より徙りてこゝに居り、重康に至り土氣城を併有せしか、酒井定隆にこれを奪はれ、退きて大關に居り、大永六年十二月に至り東金酒井隆敏に亡さる。

重康の墓は、福岡村五谷常福寺にあり。その自及せし所なりといふ。

鳴戸城址

鳴戸城址 成東町成東の背後所謂入道山にあり、高さ十餘丈、周圍十八町餘、成東川北東南の三方を繞り、一の獨立丘陵を成す。今は松栢鬱蒼として城址と觀るべきものなきか如しと雖も、周圍に峡谷を繞らして、自ら外濠の形を存せり。千葉大系圖に曰く千葉勝胤の第五子胤成、成東八郎と稱し、後兵部少輔と號し、上總成東を領す。

子に勝定あり、成東兵庫と號し、佐倉城代を勤むと。一説に應永年間芳賀加賀守常道これに居る、亦千葉氏の屬將たり。伊賀守は名を高真と云ひ、父を禪可と名く、尊氏の亂に際し、禪可宇都宮に據て北畠顯家と戦ひ、高真足利基氏の軍を邀へて武藏に戦ふと、太平記に見えたり。芳賀氏の滅後、この城坂田城主井田氏の手に歸し、その屬將白井和泉の據る所となりしと、里見記に見ゆ。

總森誌に曰く、天正十八年庚寅正月、廳南城主武田信英、大田木城主正木大膳、白井城主原式部大輔等、萬木城を攻めんと謀る、羽賀常道亦之に與す、然れども或は軍機の彼に洩るゝを恐る。此の時に方り鳴戸村元倡寺に新墓論と名つる妖怪の屢々災害を爲すとの流説あり。仍て其の怪物を驅除するを以て名とし、諸城主等元倡寺に密會す。其實専ら土岐氏を討つとの軍議にあり。同年二月西軍大舉して北條氏を討つに會し、事竟に止む、云々。

椎崎城址 日向村大字椎崎の山間にあり、享祿年間千葉勝胤の二男三郎勝任之に居り、世に椎崎殿と稱す。當時土氣の酒井氏強を待みて横暴なり。勝任憤慨に堪

椎崎城址

へす、天正十年終に兵を擧げて酒井氏と小間子、吉田原等に戦ひて利あらずして城陥る。

埴谷城址

千葉大系圖に輔胤の末子胤忠、稚名六郎と稱す、その次子稚崎五郎と稱すとあり。埴谷城址、陸岡村埴谷字寺台にあり。日本名勝地誌には、城址は此の地妙宣寺の西方山上にありて、今尙妙見祠を存す。即ち當年の鎮守社にして、城は埴谷豊前守景正の據りし所なりとあり。

又大日本地名辭書には

埴谷は文祿三年水帳半谷に作り、天正三年家忠日記に、上總知行はんや郷千二百石即此とす。埴谷大椽氏は千葉の一門にして、即ち之に占居したり。町村誌には、里老傳埴谷豊前守景正其の子左近將監といへり。

按するに鎌倉大双紙並に大日記管領九代記等に記せる上總國の本一揆は、上杉禪秀の黨なり。禪秀敗れて後、足利氏本一揆の本領を沒收す、哀訴すれども聽かず。本一揆之を怨み、亂を起す。應永五年持氏一色左近將監に命じて之を討たしむ。本一揆離散す。二十六年再び蜂起す、持氏、木戸範懷(内匠助)に之が追討を

命す。範懷正月十九日鎌倉を發し、三月三日坂水城を攻む。城固くして拔けず、範懷密に謀つて流言を放つ、城兵相疑ふ。五月六日其主領榛谷重氏終に城の保つべからざるを察し、小太郎と共に出て、降る。是に於て黨類盡く散走す。持氏、重氏を鎌倉に致して、由比濱に斬る、其の季子小太郎逃れて上總國に匿ると。坂水城其他詳ならず、諸書載する所備らずと雖、本州は禪秀の領國なれば、此の埴谷の地恐らくは本一揆の據りし所ならん。

城址今は松林と化し、松籟徒らに昔を偲ばしむるのみ。

山室城址

山室城址、豊岡村山室の西南城の臺にあり。初め山室常隆之を城く、天文元年飯櫃村に移りしに因てこれを廢す。土地平かにして、東端稍險崖に據る。地域廣からずと雖、四廓あり、皆空壕を以てこれを限る。本丸、大手、搦手、大手櫓形、矢倉址等今は山林瀧圃と化せり。

坂田城址

坂田城址、大總村坂田の西南にあり、今呼んで城山といふ。平地より直立十丈餘の丘陵にして、四面險絶頗る要害の地なり。内外三郭及び支堡、空壕等の跡、今尙嚴存す。此の城は、もと千葉氏の築きし所にして、その支族のもの之を守りたり。永

享の頃より天文及び弘治の初に亘りては、三谷氏世々之に住す。三谷氏は世々千葉氏の家臣なりしが、千葉氏衰ふるに及びて里見氏に通じたり。弘治元年大臺城主井田播磨守坂田城主三谷信慈に迫られ屠腹して死す。時に井田氏の嫡子友胤父の爲めに仇を報いんと欲し、三谷信慈が山田村金光寺參詣の道に要し討ちて之を滅す。これより本城は井田氏の居城となる。井田氏は始め千葉氏後里見氏に隸せしが、北條氏勢を得るに及びて、更に之に屬し、天正十八年小田原落城と共に本城も亦陥り、遂に敗滅に歸す。

井田因幡守友胤、始め里見氏に屬し、北條氏に従ひたるため、某年里見氏の兵と境川栗山川に戦ひ大に之に克ち、氏政より功狀を賜はりたり。

功狀

此度里見一族其表及亂入於境川弓箭之備無比類之條依而感狀如件

三月五日

氏政花押

坂田落城の後井田氏の子孫は去つて水戸侯に仕ふ友胤十一代の孫平三郎幼名を鐵之助と稱し十八歳より水戸目附役を勤務す平三郎文久四年三月九日水戸より菩提寺なる寺方光蓮寺へ佛參す時に用人一人清水城太郎駕籠脇侍一人若徒四人前徒

二人押一人程々毛鎧持一人長柄持二人馬一疋前箱持二人具足櫃一荷に舊臣子孫の  
出迎へたる者加はりて小堤村神保忠右衛門方に至り翌日休息其の次日牛熊村勝俊  
甚左衛門方に至り午餐後八幡宮に參拜三月九日市場村靈通寺を借りて法會を行ふ  
光臺寺無住にて下總國臺村宗龍寺兼帯なりしゆへ宗龍寺住職導師とふり成東村元  
偶寺市場村靈通寺外五僧法座を勤め膳部六十五人前の仕出しありたりと云ふ  
後幾ばくならず水戸の尊王攘夷論者奮起するに會し平三郎勤王の志を齎らし文久  
四年八月武田耕雲齋の部下とふり各所に戦ひて翌年二月四日公命により耕雲齋等  
と共に敦賀に於て自盡す時に年二十四

飯櫃城址

飯櫃城址 千代田村飯櫃區の中央なる高燥の地にあり。東南は斷崖絶壁にして、  
西北は稍平坦、繞らすに壕を以てし、自然に要害の地たり。天文二年山室常隆、山室  
村より移り一城を築き、こゝに據る。氏勝を経て光勝に至り、小田原北條氏に屬し、  
三萬石を領せり。天正十八年小田原城陥り、徳川氏關東を領するや、光勝千葉氏の  
遺臣を集めてこれを守りしが、城中火を放つものあり、城終に陥り、光勝自殺せり。  
大台、小池、山中城址 足利の末世、山室飛驒守朝臣山倉村に居城し旗頭となり、後奈  
良天皇の御宇領内飯櫃村に城を築き、威を近隣に振ひしが、山中城主和田五郎左衛

大臺、小池、山中城址

門尉胤信、息伊賀守胤富及び大台城主井田因幡守鑑虎、息權左衛門友胤は、共に飛彈守の聲なりしと云ふ。殊に因幡守は、北條氏政に仕へ、大に其信任を得て、武射郡小池村を給せらる。依りて同所字田向に小城を築き、居ること三年。これ即ち今の小池城址なり。時に今宿の城主小田原に背きければ、北條氏の命に依り、之を征して大台山田小原子上下吹入を賜はる。依りて更に大台に城を築きて移る。大台城址これなり。居ること七年にして、坂田の城主三谷大膳信慈を亡ぼし、城を修築して一門之に移る。是より因幡守小池大台坂田の三城を有し、石高三萬五千石を有し、威を近隣に振ひしが、天正十八年小田原落城に次きて没落せり。城址今は山林田畑に化し、昔日の面影を留めずと云ふ。

第二節 名 所

九十九里浦

九十九里浦は、九十九里浦は、一帯の砂濱にして、太東岬より飯岡に至るまで、沿岸些の出入なく、潤大なる弧形を畫き、その長さ約十五里に及ぶ。海底は遠淺にして、水涯に沙丘を造れる外、陸上全く低平一の岩石なし。この海濱は、古來有名の漁場に

して地引網漁業風に發達し、鱈漁の利本邦に冠たりしが、近年漁獲減退し、往時の盛況を見ること能はざるに至れり。

房總志料に、九十九里と土俗いひ習はせる地は、程を長柄郡虎海浦に發し、山邊武射の二郡を經、二總の界栗山川に至る行程九里餘、それより下總の地海上郡川津小屋舗などいふ處を過ぎ、同郡いよか飯の浦に至る行程五里餘、計るに虎海よりいよかまで濱行十五里許、一帯の沙場障蔽なく、一望にして盡すべし。この地を凡て九十九里と云ふは、按るに、古へは六町を以て一里とす、今の里程十五里古程を以て計るときは、九十九里となる百里に幾しといふ事にて、九十九里の名ありと見ゆとあり。また矢指浦と稱するにつきて、日本武尊の時矢を射給ふに、下矢にて六町つゝ通り九十九矢通したもふ故たりと。或は源義家の時とも、源賴朝の時ともいへり。

南遊雜記一節

安積良齋

九十九里、古里程也、有新開古所諸村、總謂曰九十九里、大約準今十五里、壺碑所記及七里濱、亦皆類之、按輿地圖、此海東絕無邦國、所謂大瀛海者、出東金數里、已開澎湃聲之聲、至則雲濤茫無涯、湊、神、魂、飛、動、欲

往觀而二翁謂日將墮、須待明朝、予不能自禁、獨馳去、平沙迢曠、鳧鴈翔集、魚莊猿舍、隱見青松、白葦之間、波濤洶湧、來如奔馬、去如游龍、立如翠壁、崩如雪山、響激萬雷、意恢胸豁、不知身在何境、真天下之偉觀也、洋中無島嶼、無礁石、惟水與天、空濛相涵、忽見布帆向東過、當是數千斛舟、而小如蘆葉、遠霞晃漾、輕烟浮動、疑有蜃樓、仙山出沒其間、心目爲之搖奪、信足而步、不覺失來路、將還、有川橫前、不得津、逮暮色蒼然、予素豪、於是不能無悻、見蜃子拾蛤、就詢之、便前導、從下流、涉雖不深、而距海咫尺、雪浪噴薄、益悻、僅達彼岸、雨霏々々下、及歸、逆旅已昏黃矣、二翁待久、亟呼酒、滌悻、酒美魚鮮、頽然徑醉、夜雨益甚。

九十九里

安積良齋

雲海茫茫望壯哉、平沙薄暮獨徘徊、似蘆船接九天去、  
如屋波從萬里來、烟靄合邊疑結屐、雪山崩處激奔雷、  
直連東極終無地、唯有金烏往復回、

九十九里

梁川星巖

海勢勾連上下總、千家曜網夕陽風、行々九十有九里、  
一路潮聲松影中、只多漁罟少農耕、海甸茫茫不見城、  
云是南中風俗異、也能鉅杖作人情、

九十九里灣歌

大沼枕山

連山八丈三宅島、北接蝦夷靺鞨洲、東邊有海無天地、  
惟看蒼溟紅旭浮、蕩空銀浪高於屋、大聲激岸岸容蹙、  
魂飄眼倒迷向背、龍伯驅風雲奔速、廣陵觀濤壯來如、  
洞庭張樂亦區區、我來一寄平生快、萬斛窮愁安在乎、  
沙灣渺渺九十九、廻潮勢塞銚江口、君不見三十六洋七十灘、

退遊豈有如是觀

八鶴湖 東金町東金字谷にあり。面積凡一万六百五十坪水田九十餘町歩の灌漑に供し、兼て東金市街の防火に備ふ。湖の西北に接して又一池あり上池と稱す。面積凡千五百坪、其の水本湖に注ぐ。湖面水清く波平かにして、澄藍懸するが如く水禽渚に眠り、游魚淵に躍る。湖中に一小嶼あり。辨財天を祀る。而して湖岸繞

らすに櫻樹を以てし、縣立高等女學校、公會堂、八鶴館等近時の建築其の間に掩映し  
仰げば松杉鬱茂せる高丘四周に聳わて本漸西福の二大古刹、水を隔て、其の間に  
隠見す。詩人遠山雲如こゝに遊ひ、谷の名を風流に呼ひて八鶴となし、八鶴湖とな  
つけ、詩を詠して東金郭外小西湖と云ひ、尋きて星巖翁長句一篇を作りてより、騷人  
のこの地に遊ぶものみな翁の韻脚を取りて廢和する者數十家に及べり。

遊八鶴湖

遠山雲如

波光煙影晚糝糊 抖擻紅塵一點無 貼水青荷垂岸柳

東金郭外小西湖

梁川星巖

同遠山雲如河野士貞遊八鶴湖

勝遊如此也應無 來倒沙頭隻玉壺 五月薰風長鍛菜

一生衾袍在菰蒲 山明水媚看愈好 扇影衣香與不孤

方悟雲如詩句妙 東金郭外小西湖

宿東金河野氏酒間賦似主人用梁星巖八鶴湖之韻二首  
大槻磐溪

秋天遼廓點雲無 好坐高樓倒酒壺 衰柳霜侵三徑菊

敗荷風亂一池蒲 唯緣蘭契心情厚 不道蓬飄身世孤

醉後顛狂談益劇 使人漫憶老菱沼 萍蓬人對三年酒

春夢一場君記無 月當樓上醉清壺 海天雲盡月輪孤

烏兔風奔十幅蒲 池館秋深荷氣遠

游踪只恨匆匆去 鞭影明朝飲馬湖

大沼枕山

遊八鶴湖

載酒問遊不可無 恰聞啼鳥喚提壺 陂塘景物優於畫

菡萏高低麗倚蒲 烈祖殿空殘雨遠 靈妃廟古暮雲孤

四時宜賞殊宜夏 萬頃涼波現太湖

川田剛

同

遺篇屬和有無人無 笑搦吟毫對酒壺 暮雨乍晴明遠郭

春風吹綠長新蒲 東遊來識東金勝 南總中推南面孤

幽賞羨他詞賦客 一生身迹在江湖



同

落日青山影欲無

人間亦有小方壺

水宜清淺踈踈雨

風弄輕柔獵獵蒲

虛壁雲歸僧骨峭

古壇松仄鶴身孤

要知華表千年意

須問東金郭外湖

石塚山

石塚山 成東町成東愛宕下にあり。全山岩石より成り、房總沿岸の沖積地には容易に観るべからず。山頂には風氣に馴れたる老松古柏鬱々として常に緑を呈し、中腹に、山麓に、蟠龍の如き奇巖踞虎の如き怪石處々に突起し、陰石、陽石、股引石と名づけたる石あり。(陽石は安政二年の大地震の際頂上より落下せる大石の爲に破砕せり)若し夫れ天晴れたる日、奇石の間羊腸たる小徑を辿り、石階を踏んで山頂に達せんか、西には富嶽の雄姿を雲煙の間に望むべく、前面には九十九里海一眸の裡に入りて、漁帆の翻翻として白波の間に點在するを眺め得べし。

且、山下には鑛泉の湧出するあり。近來又山麓を拓いて公園の設備を爲すあり。

春の花秋の紅葉も亦賞するに足れり。

雄蛇池

雄蛇池 丘山村小野、大和町田中、山口、養安寺の四部落に跨れり。面積約六萬二千

南玉の瀧

七百坪あり、附近の水田八百餘町歩の灌漑に供す。昔時附近の諸村屢々旱害に罹れるを以て、時の代官島田伊伯大に之を憂ひ、慶長九年土工を起し、十歳を閲して成り、爾來旱害を免かるゝを得たり。村民相謀り、池傍の一小地を卜して祠を建て、伊伯の靈を祀り。水神と稱して其の徳を追頌せり。池の周圍は概ね丘陵にして、堤上に櫻樹を植ゑしを以て、花時杖を曳く者多く、且冬季には鴻雁群集して景致甚佳なり。冬期に至れば鴨鳧群游幾萬なるを知るべからず、里人一種の網を高く張りてこれを捕獲す、またこの地の一物産なり。

南玉の瀧 南玉の瀧は、山邊村南玉清岸寺の境内、絶壁の間に懸り、高さ一丈八尺、輻輳たる音響常に絶ゆることなし。前面に一小池を控へ、眺望佳なるを以て、杖を曳く者多く、殊に夏時暑を緑陰の下に避けて一日の清遊を試みるに宜し。瀧の上に一字の不動尊あり、其縁起詳ならずと雖も、傳へ云ふ人皇五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁三壬辰年四月二十八日之を安置し、一小刹を建て、清岸坊と號けたり。爾來七百有餘年間數代の住職相續し、長享二年領主酒井定隆領内に改宗を命せし時、清岸坊の住僧不動尊の告げと稱して従はさりしも、其意を達すること能はざりしと云



仕事着 農夫の仕事服中、耕地用としては、官縞の腕抜、股引に、手拭又は編笠、菅笠を被むるが多く、商人は、大概居常服に、角帯前掛を用ゆるが如し。  
大工、左官其他工業者の印袴天は、今も多く用ゐられ、その下に腹掛股引を穿つが多し。

魚賣人の袴天は、又一種異様にして、縫目を外に、肩當をも外に仕立てたるものなり。其他職により、其の職服も異なるあれど、特に擧ぐべきほど他と異なるものなし。何處も過渡時代とて、和洋混淆の異様をなすものも散見せらる。  
禮装 男子の羽織袴は、未だ「フロックコート」燕尾服を用ゆる者よりも遙に多し。女子の禮装としては、白襟黒紋付稍行はるゝに至りたれども、未だ絹布の縞物等を用ゆるもの多し。何れも羽織を着用すること少く、時として襦を用ゆることあり。

第二節 言語

本郡は東京を距ること十餘里に過ぎざるを以て、比較的東京言葉に近し。然れども、上總の「ベエ」言葉は依然として其の圈を脱れず、即ち「行クベエ」「戻ルベエ」

「寝ベエ」「起キベエ」等語尾に「ベエ」を附すること、半濁音にして「宜カツベエ」「寒カツベエ」などは今尙常用語として用ゐらるゝこと著し。

方言、訛言は大約田越川、木戸川を境として其の趣を異にす、即ち以南はしす、ちつの區別を誤り、殆ど混用しつゝあり。例へば梨も茄も同様に「ナス」の如く發音し、箸も橋も共に「ハス」の如く發音し、唯その「アクセント」により、その實物の何れかを知るのみ。以北はその區別正しけれども、清音を濁音に發音する癖あり「イ」「エ」を混同する癖あり。

山武郡方言集

〔汎例〕

- 一、本集は、曩に山武郡教育會に於て調査したるものを節畧したり。
- 二、シとスチとツの混用は大方畧したり。
- 三、語尾の活用する語にして、語根の誤れるものは、活用の一例をのみあげて、他ははぶきたり。

四、普通語にあらざるも、使用の範圍極めて廣きものは除けり。  
五、集中了の記號は、エヤのつまりしが如き音を表はす。

い之部

イシイ(粗暴) イナゴ(乾砂) イネザル(蟻螂) イシナゴ(踝) イナブラ(稻叢) イビイ  
(烟) イヂル(觸) イセル(人) イツチヤン(一番) イカア(大) イカイコト(澤山) イツ  
ケル(訴) イス、(石臼) イナチヨコ(蟻地獄) イケナア(惡) イ、ケンガ(善)

ろ之部

ロク(胡座) ロクデナシ(意地惡者) ロクシツボー(少しはかりの外には)

は之部

ハガチ(百足) バツチヨ(大工) ハゼツコ(嘔吐物) ハツバ(葉) ハツナ(手綱) バリ(ば  
かり) バツケ(夕方) ハゲツチヨ(禿所) ハツカ(論争) ハシカア(狡猾) ハダツ(始  
ハナ(最初) バンドウ(乞食) ハリコロバス(打倒) ハマ(木輪切玩具) バンコー(料理  
人)  
に之部

ニシ(汝) ニヤバ(土間) ニウジル(忍耐)

ほ之部

ホジクル(掘) ボーロケ(老耄) ボテフリ(魚賣人) ボツクシ(棒切) ボツカ(根株) ボ  
ツタ(襤褸) ボーフラ(ぼうふり) ホマチ(内密に貯) ホキル(繁殖) ホダ(煙草の吸殻)  
ボキダス(吐出) ホンゴス(解) ボツボ竹筒) ボツケ(崖) ボツカ(短氣) ボチ(壺) ボ  
ジロ(姥貝) ボクレル(膨) ホトケナンゴ(はたをり虫) ホンカウ(眞實) ボシカゴ(背負  
籠) ボロ(接尾語)

へ之部

ヘイナ(皺) ペロ(舌) ヘーシニ(矢鱈) ベソ(泣面) ヘンテコ(可笑) ベー(接尾語) ヘ  
コタレル(意氣消沈) ベラボーニ(方外に) ヘボ(拙劣) ベツタリ(數多) ヘツビリ虫  
(みちしるべ蟲) ベナアー(ではないか)

ど之部

ドッメ(桑實) ドケ(退け) ドロメン(海月) ドーセ(到底) トツ、アル(仲裁) ドブ漬  
(糠味増漬) ドツサリ(澤山) トンビヤラウ(漁家丁稚) ドシヨボネ(背骨) トボグチ

(戸口) トロロ(氷柱) トツバドス(過) トンバ(輕卒者) トンマナ事(齟齬した事)

ち之部

チンチャツケ(小) チャツケ(小) チャント(正) チャン(父) チャガレ(去れ) チ  
ヨツカア(手出) チャウヂヤ(松かさ) チコクソバ(ごくだみ) チヤンカ(痘痕) チャ  
ラツト(平然) チャン(袖無襦袢) チャガレル(腹) チャンギリ(鉦) チャカシ(嘲  
弄)

り之部

リフジン(雲州密柑)

ぬ之部

ヌキイ(ぬくい) (温) ヌタクル(匍匐)

る之部

を之部

ヲヤヂ(己夫) ヲダ(稻懸) ヲシヨフク(口笛吹)

わ之部

ワツカ(僅) ワツバ(輪) ワシ(私) ワタツボロ(腸)

か之部

カンバ(けんごろう) カハタツボ(きせる具) カマキツチヨ(どかげ) カマンチヨ(蟪  
螂) カハラケトンボ(むぎわらとんぼ) カワバチ(ぎと) カヘルバサミ(たがめ虫)  
カヨツコ(鰻幼) カンノ木(樺木) カンゾ(愛兒) ガンツ(盲目) ガタクニ(大層) カツ  
バル(カツクラス) (打) カツベラ(鐵頭) カバラ(桑實) ガシヨギ(澤山) 大層 カタピンチ  
ヨ(不正形) カラツボ(空虚) ガバツチヨ(執拗) カタス(移) カツクルケアル(倒) カ  
ソウ(誘) カヘルノフトン(あをみごろ)

よ之部

ヨツバラア(醉人) ヨタク(疲) ヨツビテ(終夜) ヨソゾメ(がまづみの實)

た之部

タツボ(田螺) ダンゴ(擔桶) カンカア(からす具) タント(澤山) タンゴロ(蛸斗) タ  
マラナイ(堪わられぬ) ダツケロイ(であつたか) ダガン(だか) ダツテ(けれども)  
タラフク(充分) タメ(水糞尿) タンボロ(痰汁) タブコ(煙草) タンコブ(瘤) タネク

ロ(畔) タマセ(魂) タマンボ(こがね蟲) タビラツコ(源五郎) ダルマギク(ひいなぎ)

れ之部

そ之部

ソコンニキ(其處) ソロツト(靜) ソツボ(外方) ソウペー(云はう) ソンカシ(其代)

ソツブウ(怒人)

つ之部

ツギ(小切布) ツンマア(くべる) ツツボス(刺) ツウ(熟蠶) ツメトギ(とぐさ) ツ

ゲクサ(すぎな) ツバナ(白茅穂)

ね之部

ネ、ツコ(赤子) ネブタ(ねむの木) ネットカ(根株)

な之部

ナマゴ(ナゴ) ナアヨ(御手玉) ナント(卵塔墓) ナ、ア(兄) ナダ(涙) ナクラア

(鰻) ナデ(なで) ナンダガン(何だか) ナヤム(滅)

ら之部

ラツキユ(葦)

む之部

ムゴイ(可愛) ムグツチヨ(鴉) ムツコ(小娘稱) ムグル(潜) ムグラモチ(土龍) ムソ

イ(長く保持さるゝこと)

う之部

ウヌ(汝) ウヌラヘ(汝家) ウンタア(重) ウンザリシタ(いやになる) ウケ(筥) ウツ

杭) ウソツコ(偽言) ウタライ(哀) ウデル(ゆでる) ウツチヨメル(埋) ウラツチヨ

ツベ(先端) ウジャウジャ(雜居) ウナフ(耕) ウブウ(背負) ウクル(送) ウルシ(きじ

た) ウツケル(載)

ゐ之部

キイシテア(不良)

の之部

ノウノ(曾祖母) ノ、サマ(佛又月) ノ、ウ(僧) ノメル(埋) ノロマ(遅鈍者) ノン

ベングラリ(優柔不斷) ノベツニ(不絶) ノコズリ(鋸) ノサバル(跋扈)

お之部

オマン(はたおり蟲) オ杵(杵) オツカア(母) オツビス(押) オマンマ(飯) オヘナイ(困)  
オデヤ(臺所) オラア(己) オト(父) オチャツビー(多辯少女) オハチ(飯櫃) オラゲ  
(吾家) オブウ(負) オシヤラク(化粧) オゴシ(棟) オジイ(弟) オバア(妹) オタンゴ  
ロ(蛸斗) オホクボー(擔棒)

く之部

クツチャメ(蝮) クサツテコイ(向て來い) クソグル(繕) クネ(垣根) クタバル(死)  
クサンヅキ(接骨木) クサツボロ(草叢) クツ、ク(附着) クリツト(悉皆) クレン(椽  
側) クビツ、ネ(襟足)

や之部

ヤキバタ(塵埃燃火) ヤマ(眉) ヤキモチヤキ(嫉妬者) ヤーブ(歩) ヤツサカゴ(魚を  
計る籠) ヤツカム(嫉) ヤンチャ(甘へる) ヤツケー(柔) ヤミコミ(頻)

ま之部

マツコギ(爐縁) マット(猶) マデル(仕舞)

け之部

ゲンブ(獨樂) ゲンバ(瓦) ケツメンボー(肛門) ケツクリ(しやくり) ケチンボ(吝嗇)  
ケナリー(羨) ケラバ、(蝶) ゲグ(土製玩具) ゲツ、ボ(最下級) ケバムシ(毛蟲)

ふ之部

フルウ(拾) フツタクル(奪) ブツカル(突當) フテヤグチ(額) フツチャル(捨) フツ  
バル(引張) ブツクス(打こわす) ブツバ(立腹者) プンブクチャガマ(ほこりだけ)  
プユ(蟬蛻)

こ之部

コツコ(吃音) コロマン(蛸斗) コンバ(下駄) コハイ(疲) コハイ(恐しい) ゴウロ(塊)  
コスイ(狡猾) ココンネラ(此邊) ココンニキ(此所) コツベイ(小癩) コンジウ(過日)  
コマツケア(小) コウセン(麥のいり粉) コウジンドリ(みそ、さ、い) ゴツタク(雜  
用) ゴベンボウ(替女) コロツタ(丸太材) ゴミ(塵芥) ゴミ(濁) コウセンカ(鳳仙花)  
コロ(犬豚の子) コジキ(ぬすびとはぎ)

え之部

エンベ(行かう) エナゴ(細砂) エマキ(腰巻) エモミ(手拭) エコク(動) エーシタア  
(いやな) (コノ他イナエニ誤ル  
モノ多クレド略ス)

て之部

デングリカヘツタ(顛倒) テツコ(手袋) テンボ(手無人) デツカイ(大) テツバチ(こ  
つぶ酒) デコモン(俐巧者) デレスケ(鈍者) テレル(手持無沙汰) デシヤバル(出過)  
テノコ(米糠) デキウリ(甜瓜) テキバキ(急)

あ之部

アングス(袴) アマツコ(女兒) アジヤウスル(どうする) アシヨツコ(足跡) アンダ  
カイ(アンカイ) (何ですか) アンバク(腕白) アンゴ(蟾蜍) アマツチヨ(唾液) アゲル  
(柿澁をぬく) アスコンチラ(彼邊) アリンボ(蟻) アンダ(何) アンガ(否定詞) アン  
ダツケガン(何) アブク(泡) アサツバラ(朝方) アンチコツタ(何) アクビ(あけび) ア  
タツバ(暴行) アテツボクサア(いゝ加減) アデ(何故) アツタリポツタリ(緩慢) アナ  
(畑周圍) アニヤフニヤ(曖昧) アシガラミ(はりがね蟲) アバシヤケル(甘へる)

さ之部

サツコケ(崖) サウリ(田植初) サウダツケロイ(さうであつたか) サウダデン(さう  
です) サイカチ(かぶと蟲) ザンギリ(亂髮) サア(傾斜地) サライチン(明後年)

き之部

キマクレ(狂人) キネイヤ(來す) キンピラ(お轉婆) キビシヨ(急須) ギョウサ(行儀)  
キミ(黍) キユウグサ(へろりはかつら)

ゆ之部

ユスグ(洗ひ) ユテ(手拭)

め之部

メツビー(眇) メンボ(穴) メーメータツボ(蝸牛) メダグリ(眼大者) メグリ(棒槌粉)

木

み之部

ミン(油蟬) ミヨセン(稗) ミツハリ(固) ミヅマシ(みづまわし)

し之部



シツカリ(悉皆) シト(鞍) シヤケ(鮭) シロ(棕栂) シヤレル(美裝) シバヤ(芝居) シ  
 プ(藁鞘葉) シヨク(机) ジヤンカ(抱瘡跡) ジヤミル(濁) シヨウシイ(恥) シヤツコ  
 イ(冷し) シドメ(くさばけ) シヨクテンボウ(船人) ジヤウボ(門先)

系之部

エビツル(野葡萄)

ひ之部

ピンチヨ(不正) ヒシタイ(一日) ビツコ(跛) ヒツタクル(糞) ヒツカヂル(引搔) ビ  
 シヤゲル(潰) ヒヨウリ(機會) ビタツケ(扁平) ビヨウド(數度) ビヤク(土崩) ビド  
 イ(ビデイ(甚) ヒエトンボ(鬼やんま) ヒエ(笛) ヒドコ(竈)

も之部

モチャツベナシ(粗末にする) モン木木樺 モヂク(もぐ) 果實を採ること

せ之部

セール(入) ベンゴ(せんまい) セマツケ(狭) セツナイ(貧) ゼンナ(小蛤) セカヤミ  
 (席奪) セツカチ(性急) セコ(醒醒) セツバ(急場)

す之部

スマウトリクザ(すみれ) スカツボ(虎杖) スルス(摺臼) スロメ(蛭) スル(剃) ズウ  
 ギ(芋葉柄) スクモ(穀殼) スノバ(物置)

### 第三節 遊戯歌謠

#### 〔遊 戯〕

古より傳はれる角力、煙火、追羽子、里神樂等又小學教育より傳はれる種々の行進遊  
 戯、競技、唱歌、遊戯さては桃太郎、兎と龜などの表情的遊戯の數々に至りては一々列  
 舉するの煩に堪へず。今は其の主なるもののみを擧ぐ。

●角力 青年男子の間に祭禮などの餘興として今尙盛んに行はれ、座角力、腕角力、脚  
 角力などもまた室内の消閑遊戯として演せらる。

●角力に類する力技にて、力持ちとして古來少壯者會合の際、石又は米俵などを擔き上  
 げ、差し上げなどして、自己の力量を表はすものあり。

●煙火 明治の初年迄は、郡内各處に煙火師の團體ありて、技を鍊り、工夫を凝らし、時

として各社團の聯合競技會を開らくなどの事ありしが、その取締法制定せられてより専門業者の手に收められたり。  
里神樂 明治の初に於ては各所に行はれ、祭祀の一行事たりしが、今は其の數も漸く減じ來れり。然れども今日尙郡内に評判高く處々より歓迎せらるゝ獅子舞連もあり。

追羽子

追羽子 主として正月女子の遊びに用ゐらる。羽子板は厚さ四五分、長さ一尺三四寸の桐又は杉板の閉ぢたる扇子形のものにて、表には錦繪紙又は押繪にて歴史上の人物、美人繪、俳優似顔等を描き出す。羽子は無患子に孔を穿ち、五片の羽毛の彩色せるを花瓣形に挿したるを普通とす。之を遊ぶ際には俚謠を唱ふ。(謠は後章にあり)

お手玉

お手玉 何時の頃より始まりし遊技なるか、女兒の遊びとして玩さる。玉といふは二三寸角なる縮緬、めりんす、絹布等柔かき布片を袋に縫ひ、之に小豆の類を入れて閉ぢたるものを用ゆ。之れも謠を唱へながら行ふ。(謠は後章に出づ)

手毬

手毬 古くは綿、又は草苜等の輕き纖維狀の物を心として、之れに糸を捲き上げ、更

ちよつき

に色糸にて種々の紋様を飾りたる手毬を用ひしも、護謨毬の發明ありてよりは多く之れを用ゐらる。手毬は女子の遊戯として古くより行はる。手毬を弄ぶときにも手毬歌を唱へつゝ行ふ。(歌謠は後章に出づ)

びたん

びたん遊 圓形の厚紙の表には歴史的人物の肖像又は戰爭畫等を畫き、裏は單に青色などの紙を張りたる、徑一寸乃至三四寸のものを用ゆ。このびたんを地上又は床上に置き、之れを他のびたんにて打ち起し又は扇ぎ起して勝負を決す。乃ち起されたるを負とするなり。處によりてこれをめんち、或はめんこななどと呼べり。

獨樂廻し

獨樂廻し 四季を通じて行はるれども、其の最も流行するは秋季なり。金獨樂又は木獨樂に、綱を捲き付けて之れを地上に廻し、弾き合ひ打ち合ひてその廻轉時間の長短を争ふ。

鬼遊び 種類甚だ多く、追掛け鬼盲目鬼隠れ鬼等あり。  
この外ねがら竹馬はまきり、圍碁、將碁、かるた等古く行はれたるもの徒歩競争、蛙飛び、ボール遊、綱引、繩飛び、石切、城取等列擧すれば數百の多きに及ぶべし。

〔歌 謠〕

こゝには遊技に附隨して唱へらるゝ歌謠、並に郡に縁故ある俗謠等にして、人口に膾炙せらるゝものを調査して掲ぐることにせり。然れども其の用語にして、意味鮮明ならざるもの、言葉に合せて填充せし文字もあれば、勢ひ粗笨杜撰の譏りを免れざるべし。されど目下考證の材なく批正の根據を得ざるまゝ、後日同好の士の批判に待ちて訂正補成せんとす。

追羽子謠

一トヨニ、ニタヨ、三ナサン、四メ女、五ツヨニ、六サシ、七ノハクシ、九ヘラテ、十ヨ。  
一人來ナ、二人來ナ、三人來タラ、四ツテ來ナ、五ツ來テ見テモ、七子ノ帶チ、八ノ字ニシメテ、九ヘラテ、十ヨ。  
正月門松、二月初午、三月雛様、四月ハお釋迦、五月ハお幟、六月天王、七月七夕、八月八朔、九月

手毬うた

ガお月見、十月夷講、霜月お祝、師走ハ餅搗キ、ストトントン

○一ツトヤ一 一ト夜明れば賑かでく

お飾りたてたり松飾りく

二ツトヤ一 二葉の松は色ようてく

三階松は上總山く

三ツトヤ一 皆さま子供は樂遊びく

穴一獨樂どり羽子をつくく

四ツトヤ一 吉原女郎衆は手毬つくく

お手毬の拍子は面白やく

五ツトヤ一 いつも變らぬ年男く

年を取らねで嫁をとるく

六ツトヤ一 無理くたんだ袂たすきく

雨風吹いても未だ解けぬく

七ツトヤー 南無阿彌陀佛とお手を下げく

後生願ひのお翁さまお媪さま

八ツトヤー やはらよい子ぢやちよの子ぢやく

お千代が育てたお子ぢやものく

九ツトヤー こゝで逢はねど何處で逢ふく

極樂浄土の真中でく

十トヤー 年神様のお飾りはく

橙々九年母ほんだはらく

十一トヤー 十一日は藏開らきく

お藏を開いて祝ひませうく

十二トヤー 十二の神樂を舞ひ込んでく

お笛や大鼓で囃ませうく

○大春小春ジャく娘 親家の女房になるなれば

唄様よいとて絹糸で 何處へやるにも舟でやる

舟は何舟かつら舟

支那の御土産何貰つた

三に晒布に御帷布

お春に着せよと買うて来た

お墓の前を通つたれば

○一に江の島辨天様よ

二に新潟の白山様よ

三に讃岐の金比羅様よ

四に信濃の善光寺様よ

五つ飯岡の御妙見様よ

六つ武藏の大日様よ

七つ成田のお不動様よ

八つ八幡の八幡様よ

九つ高野の弘法大師

かつらに續いた支那の船

一に香匣二に鏡

誰に着せよと買ふて来た

お春は七日の墓参り

牡丹芍薬百合の花

十で所のお産土神様よ かけたお祈願叶はぬ時は 前の小川に身を投げ沈む  
三にさすがの大蛇となりて グルリ〜と七巻八巻 伊勢のじやうこの女郎  
屋で一貫だよ

○一にいよ〜始まつて 日露戦争のたゝかひに

散々逃げるが露西亞兵 進んで攻める日本兵

五萬の兵士を引連れて 六人残して塵殺し

七月八日の戦に ハルビン迄も攻め入りて

クロバトキンの首をさる 東郷大將萬々歳

○ナン〜中橋キョウ〜京橋、わしは十六大振袖

化粧なされば薄化粧なされ、アンマリ濃いのは人目にかゝる、

奥の障子を細目にあげたら、お春はお白粉チラ〜萬歳〜、

昨夕ドードウした、あんなにお染めて、こんなにお染めて、

おさらば〜、さん王の猿さんは、赤いおペダが大好き、テテチャン〜  
昨夕隣の蝦夷講によばれて見たれば、

お手玉歌

鯛の吸物、鰻の蒲焼、一杯吸ひませう、二杯吸ひませよ、三杯目には、名な  
しの権兵衛さんが、肴がないとて、お腹立ち、ハテナ〜、ハテ〜鳥が面  
白くないとて、奴の下からストトンバタ〜

お手玉歌(方言、なあようた)

○おーツ〜、サラリトお二ツ〜、お二ツのお三ツ、お三ツのお四ツ、お四ツのおみ  
んな、お皆なの御手上げ〜、サラリトお手挟み〜、サラリトおちりんこ〜、サ  
ラリトお左〜、お左切つて中切つて、ツナイテお手付〜、オヘテサラリトお手  
伏し〜、サテリトおじような〜、オヘテサラリトお膝〜、サラリト小つま〜、  
サラリトお袖〜、サラリトお手ばたき〜、サラリトおんばさみ〜、サラリト  
おにぎり〜、サラリト小橋〜、コエテサラリト大橋〜、コエテサラリトむつ  
ちや〜、むつちやとつて、おはんざり、この歌は演技をあらはす)

○一だ、二だ、三だ、四だ、五六だ、七だ八だ、こえてはまやは、十一、十二、十三、十四、おはま廿

一、三十振袖、四十島田、五十眉星、六十結んで、袂が一貫だよ、

○九十九里大漁節

大漁節

- 一ツとせー 一番袋へきめこんで 朝から晩まで背負ひ上げる 濱大漁だね
- 二ツとせー 二つならべた此の袋 どちらがいかかる まかないさん 濱大漁だね
- 三ツとせー 皆が出て見ろこの浦は 地曳あぐりの碇印 濱大漁だね
- 四ツとせー 四つや五つの子供衆が 鍍金富貴に弄ぶ 濱大漁だね
- 五ツとせー いつきて見てもこの浦は 粕や干鰯でせきがない 濱大漁だね
- 六ツとせー 無理な浪風沙早でも 沖合さんが目利きでのがしやせぬ 濱大漁だね
- 七ツとせー 浪もなければ風もなし ころくさか沙で色鰯 濱大漁だね
- 八ツとせー やたらむしようによりが来て 鰯、鰯、鰯が間に合はぬ 濱大漁だね
- 九ツとせー こゝらあたりは皆干鰯 納屋にも碇にも積みあまる 濱大漁だね
- 十とせー 處の大漁はかこの爲 千兩万兩曳揚げる 濱大漁だね
- 十一とせー 十一日は潮變り鰯鯖交りの大鰯 濱大漁だね
- 十二とせー 十二玉船寶船七福神の船遊び 濱大漁だね

片手地曳の癖

十三とせー 十三三四の子供等も浚ひを手に持つ干鰯寄せ 濱大漁だね  
(以下略す)

片手地曳の囃

- 太東の岬から飯岡の岬迄、入れたる鰯、阿兄等がものだ、占めてヤレ(ヤー)ヤッサ
- 辰巳の沖から眞鳥が入れて、張掛けたる魚は、鰯、鰯、鰯百杯餘り、捧手に賣つても一杯三兩、今日五番で五百と五十兩、暮の勘定一萬兩と極つた、極つたどヤーハアヨイシヨ
- 船は新造十四挺新木、網は黒金、六反新だ、若衆鬼だよ、占めてヤレーヤー、ハアヤッサ
- 四十房沖から鷗が附て、張掛けたる魚は大鰯に大背黒、仕掛けて背負せろや、ハア、ヤッサ
- 九十九里節(二上りに似たる節)
- わたしや九十九里 荒浪育ち

九十九里節

といふて 背黒の子でもない

○沖の瀬でく 瀬でをる浪は

可愛い男の度胸さだめ

大ごつた歌(正月二日貝邊にて船乗初めの日、兒童等が未明より漁師の家にて歌ひ祝儀を貰ふ)

大ごつたくをいよ、目差に、を鯛に、大鱈しツかりに、

ざりゝとはりかけて、船頭衆も大手柄、福の神が舞ひ込んだ、……ハアーヤ

イト……く

東金名所歌

東金名勝の歌(天津繪節)

○東金の名物は、石橋下の鶴御成、御手植蜜柑柑子、酒井小太郎の城の址、我が町にも名も高き、茂右衛門とて富隈あり、北村甚左衛門の蟻の塔、泉ヶ池の底知らず、深くなるなじみは夜毎に通ひ来る、鳥は御殿山から、可愛々と鳴いて別れる、女の夜這ひ

○東金の後谷(ウコンバツ) 山王廣さに赤ボツク、いよくと上り行けば、上總の浦では帆掛船、飯岡太東の濱を、一目に見晴らして、浦なる大根島の、番太郎爺が、

日干雲見かけて、嵐だく、熊手を横たに抱へて、後山上りに薪を採りに行く、

宮谷坂

宮谷坂

○おや宮谷坂で、ナトヨ、宮谷坂で、なやれこりや、

宮谷坂で、お鳩が鳴きます、おや何とて鳴くよ、

おさらばと鳴くよ、オーエー

○小西の臺で、濱を見れば、蛤取りが、お尻を振ります、

○宮谷坂で、お鳩が鳴きます、鳩ではないよ、

檀所の御所化の、(胡麻摺?)こまぢの音だよ、

おいとこ節

おいとこさうだよ、紺の暖簾に伊勢屋と書いてある、

おほめ女郎衆は、十代傳はる粉名屋の娘だよ、

あの子よい子ぢや、あの子と添ふなら、三年三月も、はだかではだして、茨(つばき)もしよいませう、手鍋もさげませう、なるだけ朝は早起き、登る東海道が五十と三次、粉ばこ

ヤツコラセとかついで、あるかにやなるまい、オイトコサウダヨ

東金とんびに、土氣島成東兎に、島(成東町)むじな、富口(南郷村)とうがで、スココンコン(狐)

芝山仁王尊一つとせ節

- 一ツとせ 人の歸依する芝山の 御利益普く難有や この仁王尊
- 二ツとせ 不思議數ある其中に 一夜に起きたる力松 この仁王尊
- 三ツとせ 峯の雲より又高い 遙に見ゆる三重塔 この仁王尊
- 四ツとせ 夜晝續いて絶間なく 安全祈禱の護摩をたく この仁王尊
- 五ツとせ 何時來て見ても芝山の お茶屋の繁昌でお目出度や この仁王尊
- 六ツとせ 無理な願をかけずとも 叶ふてやるとの御誓願 この仁王尊
- 七ツとせ 浪風靜に世の中を 守るは大士の觀世音 この仁王尊
- 八ツとせ 八千代萬歳末までも 朝日に輝く此のお寺 この仁王尊
- 九ツとせ 講中揃ふて華かに 境内狭しと押して來る この仁王尊
- 十とせ 貴きお寺の庭の土 一度踏めば身の祈禱 この仁王尊

(以下略す)

### 第十七章 名族、藩翰、人物

#### 第一節 名族 土氣酒井氏 東金酒井氏

##### 〔土氣酒井氏〕

酒井定隆 酒井家譜には、父を隆貞といひ、鎌倉に住し、足利公方に仕ふとあり。土氣酒井氏系譜には、篠川滿隆の孫にして、京都公方に憚る所あり、兒たりし時、箱に入れて途に棄てたるを、酒井政敏拾ひ取りて養子となし、京都に於て成長すとあり。東金明細記には、大館宗氏の裔にして、遠州井谷に長すとあり。未だ適從する所を知らず。康正三年、廿三歳、鎌倉に於て足利成氏に仕へ、成氏と共に古河に移り、寛正三年、廿八歳、下總國小弓に來り、原氏に寄食す。原氏は千葉氏の老臣にして、小弓、小金、白井の三城を擁し、威を兩總の間に振へるものなり。年月不詳、原氏の爲めに中野の砦を守る。文明十年、四十四歳、千葉孝胤の太田資長と境根原(國府原の北にあり)に戦ふや、定隆原氏に屬し、戦線に彷徨する一女子を見、携へ歸りて妻とす。これ後に石橋三河守と稱せし者の娘にして、東金隆敏の母なり。長享二年、五十四歳、原氏の援を得



て、土氣城主畠山重康を討つてその邑を取り、こゝに移る。この年、領内の寺院をして悉く日蓮宗に改めしむ。永正六年、六十三歳、二子、隆敏を率ゐて東金に移れり。大永二年四月廿四日卒す。享年八十八歳。遺骸を茶毘し、土氣と東金とに分葬す。酒井定隆か古河を去りて房州に至り、里見義實に仕へ、これが爲めに中野の砦を守り、下總方面の敵に當れりといふこと、一たび土氣古城再興傳來記に掲げられてより、諸戦記類みなこれに雷同し、またその事實を探究するものなく、以て今日に至れり。たゞ土氣町増田良司氏のものせる土氣酒井歷世小傳に、定隆は小弓城主原氏と親善して、その援を得て土氣を取ると書せり。抑、土氣古城再興傳來記は、土氣町本壽寺の縁起文なり。増田氏かその地にありて、これに異説を唱へたるは、蓋傳ふる所ありて、然りしなるべし。余増田氏の説を得て、さらに探究するに、定隆か境根原の戦に参加したる事、玄治の時に土氣東金相和せず、原氏の調停に依て事なきを得たる事、小西城は原氏か老後退隱の地なりし事、里見氏か勢力を東金に及ぼしたりと里見代々記に記せるは、二世義成の時にして、定隆か土氣城に入りたる後たる事、且つ里見氏の事を記録したる諸書に、東金とのみありて、酒井氏の氏名を記せ

るものなき事、千葉諸系譜に酒井氏を譜代の臣と記せる事、胤治か上杉氏に贈りたる書簡、酒井金三郎か徳川家康に對へたる言等に據るに、その里見氏の旗下に立ちたりといふは、全く誤謬なるを知るべし。

土氣、東金兩酒井氏の領地は、現今の所謂七里法華の地を以て推測するを得べし。即ち舊山邊郡の外に、千葉郡の南端、市原郡の東端、いづれも少部分にして、長柄郡に入りて、本納より一ツ松に至る一線を劃したる範圍にあり。この内にも、當時は酒井領たらさりしもあるべし。現今の石高にて大凡六七萬石ならんか。

酒井定治 永正六年、土氣城の主となる。定隆の長子なり。左衛門佐に任し、後伯耆守に陞る。天文七年、北條氏綱の足利成氏と國府臺に戦ふや、定治千葉氏の諸族と、北條氏を助け、兵を率ゐて出陣すといへども、已に期に後れ、戦ふに及はずして歸る。天文九年、三月廿三日、病歿す。土氣城北に葬る。

酒井玄治 左衛門次郎と稱す、定治の子なり。長子は大藏助と云ふ。故ありて板倉氏を冒さしむ。この時、東金隆敏と相和せず。臼井城主原氏兩者の間に周旋して、事なきに至らしむ。玄治多病、政を執ること能はず。竹内氏の子を養ひ、その女

に配し、これを嗣子となす、胤治これなり。天文廿二年、千葉親胤の上杉謙信と武藏の村岡河原に戦ふや、土氣東金の兵またこれに参加し、利あらずして歸る。弘治元年、四月廿五日、病歿す。土氣城北に葬る。

酒井胤治 竹内出雲守の子なり、母は定治の女にして、玄治の妹なり、中務丞と稱す。永祿七年、武藏岩槻の城主太田資正、北條氏に背き、里見義弘と江戸城を攻めんとす。遂に北條氏康と國府臺に戦ふ。資正義弘大敗し、逃れて椎津に入る。この役、胤治千葉氏の諸族と共に、北條氏の味方しけるに、事を以て氏康の疑ふ所となり、これ道路梗塞進軍意の如くならずして、戦期に後れたるを、形勢を觀望し居たりと思はれ、稻毛まで出陣せしとき、北條氏の追撃軍に出會し、意志の疏通を謀るの暇なく、兩軍俄かに衝突し、殆ど里見氏の爲めに殿戦したるか如くなりしにはあざざるか。身既に危かりしかば、款を里見氏に通し、糧食を椎津に送り、資正をして岩槻に歸るを得しむ、同八年、氏康氏政來りて土氣城を攻む、胤治防戦尤も努む。而も戦陣の久しきに涉るを懼れ、救を上杉謙信に求む。謙信正さに上國に事あり、來り、救ふこと能はず。胤治遂に北條氏に降る。同十二年、本納の城主黒熊大膳、土氣城を攻めんとす。

すと聞き、輕兵をもて本納城を襲ひ、一舉してこれを陷る。大膳自殺し、その兵潰散す。天正五年五月二十三日、没す。土氣城北に葬る。

酒井胤治が上杉氏に援を求めたる書簡(河田文書)

本書は羽前米澤の人伊佐早謙の家藏なり

舊冬以<sub>レ</sub>北村外記助、常國之機體申上候處、御懇切に御披露畏入存候、仍去<sub>レ</sub>十二、氏政當城へ被<sub>レ</sub>取懸候、於<sub>レ</sub>宿城日井宗原彌太郎、渡邊孫八郎、大細中九郎、大藤藤太郎、鈴木始五十餘人討捕候間、十三、金谷口、同名左衛門尉爲平、向指迎候間、愚息左衛門次郎、人衆召連、指<sub>レ</sub>向、遂<sub>レ</sub>一戰、河島新左衛門尉、市藤彌八郎、早野宮田、其外宗徒百餘人討捕候、同月於<sub>レ</sub>善生寺口も切而<sub>レ</sub>出、十餘人打捕候、於<sub>レ</sub>度々得勝利候、可<sub>レ</sub>御心安候、就<sub>レ</sub>中房州、御手前折角故、當城へ豊騎の合力無<sub>レ</sub>之候、拙者致<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>亡者、義堯義廣御進退も、同日に不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>曲候、爰元<sub>レ</sub>機體可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>長陣候間、急速に御進發被<sub>レ</sub>成候様、御諷諭所仰候我等事、年來氏康氏政、前無<sub>レ</sub>二走廻、去<sub>レ</sub>庚申年、自<sub>レ</sub>御越山之朝、兩總拙者計、令<sub>レ</sub>忠信候處、去年國府臺合戦之刻、不忠之仁被<sub>レ</sub>致、立<sub>レ</sub>忠信之某、雖<sub>レ</sub>題共更不及<sub>レ</sub>堪忍候間、眼前與<sub>レ</sub>亡令<sub>レ</sub>逼塞、房州へ一味、太美<sub>レ</sub>○太田美岩付へ送<sub>レ</sub>届申候、繼<sub>レ</sub>關東中之諸士、悉<sub>レ</sub>氏康氏政へ致<sub>レ</sub>悞望候共、於<sub>レ</sub>拙者義堯父子相守可<sub>レ</sub>申條、弓箭入幡日本國之大小、神祇、法華三十番神も照覽候へ、氏康父子處へ致<sub>レ</sub>無事問敷候、早々金へ被<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>御馬候様、頼入迄候、以<sub>レ</sub>貴面<sub>レ</sub>萬

事承<sup>リ</sup>度念願迄<sup>ニ</sup>候恐々謹言

二月十八日

河田 殿

参御宿所

酒井中務丞

胤治

この文書は、永祿八年二月、胤治北條氏康の兵に包圍攻撃せられし際、上杉謙信に援を請ひし書状なり。書中の文言によりて考ふるに、胤治、年來北條氏に従ひて、誠實に忠勤を抽んで、永祿三年、謙信が關東に出て、自ら小田原を征伐せし時、房總の諸族は悉く謙信に従ひたりしも、胤治は小田原に忠信を致したる程なるに、去年、永祿七年二月、國府臺の戦に、却て事を以て疑はれ、既に身の滅亡に及はんことを以て、北條氏に背きて、里見義堯、義弘父子に従ひ、太田資正を援けて、岩槻に入らしめたり。依りて北條氏父子大に怒り、兵を率ゐ來りて土氣城を攻めしが、胤治防戦尤も努め、諸口の戦みも勝利を得て、數多の敵を斬りしも、戦陣長きに渡る患あるを以て、上杉氏の援兵を得るにあらざれば、土氣城陥るべし。従つて里見氏の興亡も測られざれば、至急謙信自ら關東に出兵し、土氣城に入りて、援助を與へられんことを頼まれしものなり。

酒井康治 胤治の長子なり、伯耆守と稱す。父胤治に従ひ、しばしば戰陣に在り、天

正の初めに至り北條氏頗る多事なり。大多喜正木大膳虚に乘し兵を率ゐて東浸し、土氣東金を經て下總に入り諸城を陥る。而も久く留まること能はずして引去る。天正十八年、康治千葉氏の諸族と小田原を守れり、小田原の陥るや、土氣東金また陥る。徳川氏の關東を領するに及び、康治舊臣若菜某の許に寄食し、後小田原の客舎に病死す。時に慶長十三年十一月三日なり。

酒井重治 康治の長子なり、與左衛門尉と稱す。天正十八年父重治と共に小田原を守る、後弟直治と共に徳川氏に仕へ、重治は武藏國羽根村に於て千二百石を賜はり直治もまた上總國日當村、千澤村、粟生野村に於て千石を賜はる。重治は寶永七年五月廿三日江戸に於て病死し、遺骸を土氣善勝寺に葬る。

〔東金酒井氏〕

酒井隆敏 定隆の二男なり、備中守と稱す。大永六年、畠山重康を大關城に攻めてこれを滅せり。隆敏の時に當り、土氣東金不和にて既に一戦に及はんとしけるを、白井城主原式部少輔の斡旋によりて、事なきを得たり。享祿四年十一月十三日卒す。

酒井敏治 隆敏の長子なり、大炊助と稱す。敏治の時に當り、領内人心動搖、處々に戦闘あり。天文四年四月廿二日卒す。

酒井敏房 敏治の長子なり、備中守と稱す。天文七年、國府臺の戦に、土氣定治と共に陣す。雖も戦の間に合はず、空しく歸陣す。永祿七年、國府臺の役、土氣胤治と共に太田美濃守資正を救ひ、これに糧食を給し、岩槻に歸るを得しむ。同八年、北條氏康父子の土氣城を攻むるや、胤治と力を協せて防戦し、遂にこれと和す。天文二十二年、村岡河原の戦に参加す。天正五年二月廿日に卒す。

酒井政辰 敏房の長子なり、土氣康治と共に本納城を攻めてこれを陥る。天正十八年、千葉氏の諸族と共に小田原を守る。小田原城の陥るや、土氣東金また隨つて陥る。慶長八年十一月廿二日卒す。

酒井政成 政辰の子なり、幼名を金三郎といふ。東金落城の後、北の幸谷村なる同姓某の許に忍ひ居たるが、三浦監物といへる者の執持にて、徳川氏に召出され、祿千石を給せられ、江戸四ツ谷大木戸に住し、酒井宇右衛門と稱せり。その子孫相繼ぎて徳川氏に仕へ、十三世に及べり。

岩淵夜話別集の一節を近古史談に譯出せり、曰く、

關東諺曰、千葉之原、原之酒井、蓋原者千葉氏之宰、而酒井者、又其臣隸也、並以威權凌其主、故有此語云、關白之滅小田原也、千葉氏亦從而亡、八州皆歸於我、當是時、千葉遣臣往々有來入仕籍者、及照公四上如伏水、原吉丸、酒井金三郎、扈從焉、公俄起出庭、吉丸捧刀、不及著履、徒跣從之、時天暑、切熱、金三走往、授之履、僂相語曰、同僚雖親、豈堪爲執履之役、渠行之、獨人中、何不知恥之甚、物論雖然、有司以訴、公召金三詰之、金三答曰、吉丸臣舊主之子、臣不忍視其炎天、徒跣、故執履以授之、豈有他故、公嘆曰、金三雖年少、不忘舊主之恩、其情可憐、其事洵足嘉尚也、因增錄若千、衆訟乃熄、

東金酒井氏の領地は、東金、明細記に擧ぐる所によれば、今の東金町、公平村、豊成村、片貝村、正氣村、豊海村、丘山村の内、油井、成東町の内、湯坂、日向村の内、森等にて、飛地にて南白亀村等ありしが如し、また東金城の諸士七百騎、地戦には千餘騎と註せられたり。

第一節 藩 翰

大田資美 資功の三男なり、長を新六郎といひ、次を長次郎と云ふ。共に早く死す。嘉永七年二月廿四日、江戸常盤橋第に生る。總次郎と稱す。文久二年三月廿九日、父の後を嗣ぎ、掛川城主となる。明治元年四月十五日、從五位備中守に任せらる。

徳川家達駿參に封せらるゝや、同十一月十三日、上總山邊武射兩郡に於て五萬三千四百石餘に封せらる。同二年六月、版籍を奉還するや華族に列せられ、更に柴山藩知事に任せらる。同七月十八日、東京出發、廿日飯藩邸芝山觀音寺に着す。居ること數月、同八月三日八田大堤猿尾を割きて松尾を置き、藩邸を桔梗岡に築く。同三年十一月廿四日、落成移轉す、資美心を政治教育に注ぎ、殖産を獎勵せり。布政局を設けて、大參事甲賀秀實、同國井惟誠、權參事青木長貞、少參事土屋正章、同近藤安生等をして其の任に當らしめ、學校を立て、教養館と稱し、小崎門藏、矢部昌叟、平川一彦を教授に任じ、文武を兼修せしめたり。秋山敏夫に命じ、現今の大平村駒野に桑園を開かしめ、西松尾三番地に物産會所を置き、養蠶をすゝめ、齋田小源太をして養豚をなさしめたり。同二年九月八日には、好生所を設け、太竹元春、十束甫柏、山崎勉齋、柴田修石、十束榮徳等を所員に擧げ、衛生に従事せしむ。同十二月三日、支配内に布告して、普く種痘を施す。同十一月より八日間、管内を巡視して下情を察し、七十歳以上のものには小袖綿一袋、八十歳以上のものには一人扶持を給せり。明治四年七月十四日、廢藩松尾縣となるや、同縣知事に任せらる。同十一月十四日、同縣の廢せ

らるゝや、東京駒込の邸に居住す。同十七年七月八日、子爵に叙せられ、同廿年十二月廿六日、特旨を以て正五位に叙せられ、同廿五年七月五日、叙從四位、同卅年七月二日、叙正四位、同三十六年六月卅日、叙從三位。  
 (右傳記は子爵家の校閲を経たるものなり)

太田資美轉封ノ辭令書並ニ通知書ノ寫

太田備中守

高五萬三千四百石餘

上總國

武射郡

山邊郡

其方儀、先般上地被仰付、爲代地、上總郡夷隅郡高五萬三千三百石餘被下置候處、右者今般上地、被仰付、爲代地、前書之通り、改而下賜候事。

十一月

行政官

十一月廿一日

右の通、於東京表、御家來御呼出、以御書付、被爲蒙仰候旨、昨夜掛川表より申越候事。

明治二年己巳三月七日上奏進達シタル

第十七章 名族、藩領、人物

太田資美版籍奉還上奏文ノ寫

臣資美謹テ言ス、臣年弱ク才鈍シ、何ヲ以テ天下ノ大事ヲ知ルニ足ラン。默ス不可者有リ、今上ニ聖天子有リ、下ニ賢輔相有リ、大政古ヘニ復シ、名分ヲ正クシ、國力一ニシテ、變世永安、並ビ時ツノ基ヲ開カントシタマヒ、是ニ於テ、或ハ王室ヲ張大ニシ、故事ヲ修復スルヲ議ス、亦以テ太平ヲ興スナ庶幾スル也。列藩往々其公議ニ服シ、封土ヲ致ス者アリ、臣今東京ニアリ、未改封ノ新城ニ就カスト雖モ、然レドモ亦其版籍ヲ舉ゲ、敬テ之レヲ朝庭ニ致ス、則チ之ヲ致スト雖、永ク力ヲ王室ニ竭サント欲ス、是臣之素志也、恩ニ感シ、激切之至リニ不任、臣誠惶誠恐頓首謹言。

明治二年己巳三月 備中守 臣太田資美頓首

版籍奉還總計目錄

- 一、五萬三千四百貳拾八石九斗七合七勺三才
- 上總國 武射郡ノ内 村數百五拾箇村
- 山邊郡ノ内
- 一、家別八千二百六拾壹軒
- 一、人別四萬四千七百七十壹人
- 内男二萬三千四百三十壹人
- 内女二萬三三百四十人

一、寺貳百參拾八箇寺

明治二年六月十七日版籍奉還上奏許可文ノ寫

太田資美

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ秒爲察、廣ク公議ヲ被爲採、政令一途之思召ヲ以テ、言上之通被聞食候事。

六月

行政官

大田藩知事教書ノ寫

當今國家大勢一變ノ時、

王政維新之大體ニ法、陋俗之弊習ヲ洗ヒ、冗官ヲ廢シ、以テ衆職ヲ置キ、煩雜ヲ去リ、以テ簡易ニ從ヒ、閭藩上下戮力、能ク朝庭ノ命ヲ奉體シ、藩屏ノ任ヲ不失ラントシテ望ム。因リテ衆ニ選ミ賢ヲ舉ゲ、之ヲ要路ニ置ク。凡選舉ノ法、敢テ一己之見ヲ不用、廣ク衆人之議ヲ採ル。然レ凡衆ノ善ト爲シ、是トナス所ニヨリ、猶其所能所學ヲ察シ、其用可キヲ觀察シテ後之ヲ舉グ、夫ノ衆職ノ如キハ別紙ニ詳ナリ。

- 一、今諸官ヲ選ムニ衆議ヲ用ユ、其任ニ堪ユル者此ヲ用ヒ、堪ヘサル者此ヲ黜ク。
- 一、凡事其局中ニ於テ果斷明決スベシ。大事ニ至リテハ三局參リ議シ、而後決テ主公ニ

取ル。

- 一、各其職分ハ勤慎、實効ヲ宗トシ、私見ヲ挾ム可ラス。
  - 一、主意ハ正大寛弘ナルヘク、臣下上下和睦、衆心一致、奉承朝廷、主家ニ勞ス可シ。
  - 一、文武ハ云フニ及ハス、何レナリ共、人々其性質ニ近キ處ニ任セ、出精ヲ心掛クベシ。
- 右之五條、上下相約シ、固ク守ル者也。
- 己巳四月

### 第三節 人物

日親上人

日親 日親上人は後小松天皇の應永十四年を以て上總國埴谷郷に生る。埴谷大椽左近將監法俊日繼の子にして、母は藤原氏の出なり。其の幼名を寅菊麿と呼び、兄壽龍麿(日國師)と共に、幼年にして妙宣寺に入り、叔父日英師の教を受く。十四歳の時、下總國中山法華寺に行き、日蓮師により、剃髮し、專心經典の研鑽に努むること五年十九歳にして、肥前國松尾護國光勝寺の聘に應ず。上人の熱誠なる布教は、大に領主千葉胤鎮を感動せしめ、一字の妙覺寺を建立し、一度中山に歸る。後靈夢に感じ、妙法弘通の大願を起し、その成就の爲には如何なる迫害にも堪ふべ

しどの大勇猛心を以つて上洛布教に従事す。時に齡正に二十一歳(此時指血を以て書き付けられしもの中山に寶藏する瓜切曼茶羅也)

京都一條戻橋の路傍に石坐して、嘲笑妨害の下に謗法の誤りを誡め、妙法の功德を説く、音吐朗々、辯舌水の流るゝが如く、聽者市をなして、他宗男女は云ふまでもなく、僧徒をも改宗せしむるに至りぬ。

それより再び九州に下向し、筑前に法性寺、肥前に妙福寺、法蓮寺、豊後に親連寺等の諸寺を建立して、東上の途に就きぬ。永享十一年、將軍義教を諫争して、大に其の怒に觸れ、同十二年二月、治國論の記述中、遂に捕へられて獄に下る、百方強迫して彌陀の念唱を責むれども、頑として其の所信を翻すことなし。幕府は其の強固なる志を見て、惡むこと甚しく、灼熱眞紅の鎗を上人の頭上に冠らしむ。而も上人は自若として首題を唱ふ。冠鑑日親の名、これより起る。幕吏遂に上人の舌を抜き取らんと、刑場に据ゑたるに、上人徐に南無妙法蓮華經と唱へければ、吏員薄氣味惡しく感じ、戰慄の餘、僅かに舌端に傷けたるのみなりしと云ふ。偶嘉吉の亂あり、義教其臣赤松入道に弑せらる、上人幸に罪を免るを得たり。長享二年戊申九月十七日、上

冠鑑日親の名起る

人日澄、日淳、日敬、日憲等の諸弟子を召して、曰く、吾今入滅すべしと。大曼荼羅に向つて合掌し、泰然として卒せり。齡八十有二歳、辭世に曰く、

なき人の跡を吊ふ過去帳の

何かわが身もかへり問はれむ。

上人は法の化身にして、舌の人たりしと共に、筆の人たりき。其の著書には、立正治國論、折伏正義記、埴谷抄、傳燈抄、一生修行記、本像相承抄、本法寺縁記、山王宮縁起等あり。中にも治國論は半生の心血を凝して成れる著述にて、得難き名文也。

日泰上人は圓頓坊、心了院と號し、永享四年壬子十月十四日、京都白川に生る。寶徳二年庚午二月十六日十九歳にして妙満寺十世日遵上人の弟子となり、文明元己丑年三十八歳の時、下總濱野本行寺を創立し、教化に従事せしが、酒井小太郎定隆なる者あり、武州品川港より下總に航し、日泰上人と同船せり。海上三里にして颶風波を揚げ、船將に覆没せんとす。上人獨り舷頭に立ち、誦經神呪を行ひしに、海波忽ち平靜に歸しければ、一船悉く歡喜の色を呈せり。時に定隆熟ら上人の容貌を視て、其凡僧にあらざるを知り、語りて曰く、今や師の法力に依り、萬死を免る。願くは

日泰上人

我輩武運長久の術を得んと、上人對て曰く、妙法の信仰こそ武運隆昌、所願満足ならんと、定隆大に喜びて曰く、吾若し功成り望み達せば、必ず今日の報恩に、領内を悉く改宗せしめんと、受戒唱法す。長享元年定隆土氣城主となるに及び、前言を踐み、上人を濱野村より招請し、城中に一寺を創建す、即ち本壽寺なり。定隆依て領内に改宗の令を布く、實に長享二年五月十八日なり。上總七里法華は、上人の法力により統一せられたるものなり。永正三年正月十九日七十五歳にして寂せり。

日經上人

日經上人はその生所何れたるか詳ならず。或は奥羽に生れたりと云ひ、或は加賀に誕せりと云ひ、或は上總に生れたりと云ふ。諸説中最も確かなりと思考せらるゝは、武州豊島郡の住小野治郎衛門の二子なりとの説これなり。上人は永祿三甲申二月二十八日を以て生れ、幼にして出家し、名を善海と云ひ、常樂院と號せり。(亦常設義院とも云ふ)初め一致派に入りて學ひしが、後誰に従ひて學びしかは明瞭ならず。資性英敏にして、物に屈せざるの風あり。齡廿三の頃、旅装を整へ、奥羽地方に赴き、布教に従事し、暫らく會津妙法寺の主職たりしが、慶長二年、上人年三十八、感ずる所あり、師弟と共に急に上總七里法華の地に向へり。抑も七里法華な



るものは、妙満寺十六代心了院日泰上人、土氣城主酒井小太郎の命により、總南七里の地、一齊に法華に改宗せしめたるものにして、當時外面法華を装ひ、内心念佛眞言に寄するものあるを憂ひ、日經これをそのまゝに捨て置くに忍びず。改善の目的を以て、この地に來りしなり。依て七里法華の中央上總大綱の東横川郷(今の増穂村南横川)に地を卜して、根據の地を定め、七里法華改良の根本中央道場として、茲に一字を創建し、寶立山方墳寺と名く、實に慶長二年九月なり。慶長三年八月十八日、太閤秀吉薨す、同廿二日、重ねて大佛殿千僧供養ありしが、獨り妙覺寺住職日興法義を確守し、斷乎として供養參會に應ぜざりしかば、遂に幕府の怒に觸れ、對馬遠島の身となりたり。日經之を開き、默止すること能はず、直に關東十箇寺、其他諸上人を土氣善勝寺に會し、法華宣揚の決議をなし、奮然京部に上る、時に慶長五年にして、四十才の時なりき。上人妙満寺の貫首となり、盛に四箇格言の教義を唱ふ是に於て、京洛中は勿論、全國の僧俗畏悚爲す所を知らず。特に淨土一派の狼狽一方ならず、人をして江府に訴へしめて曰く、頃日法華の僧常樂院日經なるもの、専ら邪法を弘め、念佛者は阿鼻墮獄、信者糞虫に劣ると、若りに時俗を迷はして、吾宗を妨ぐと。事

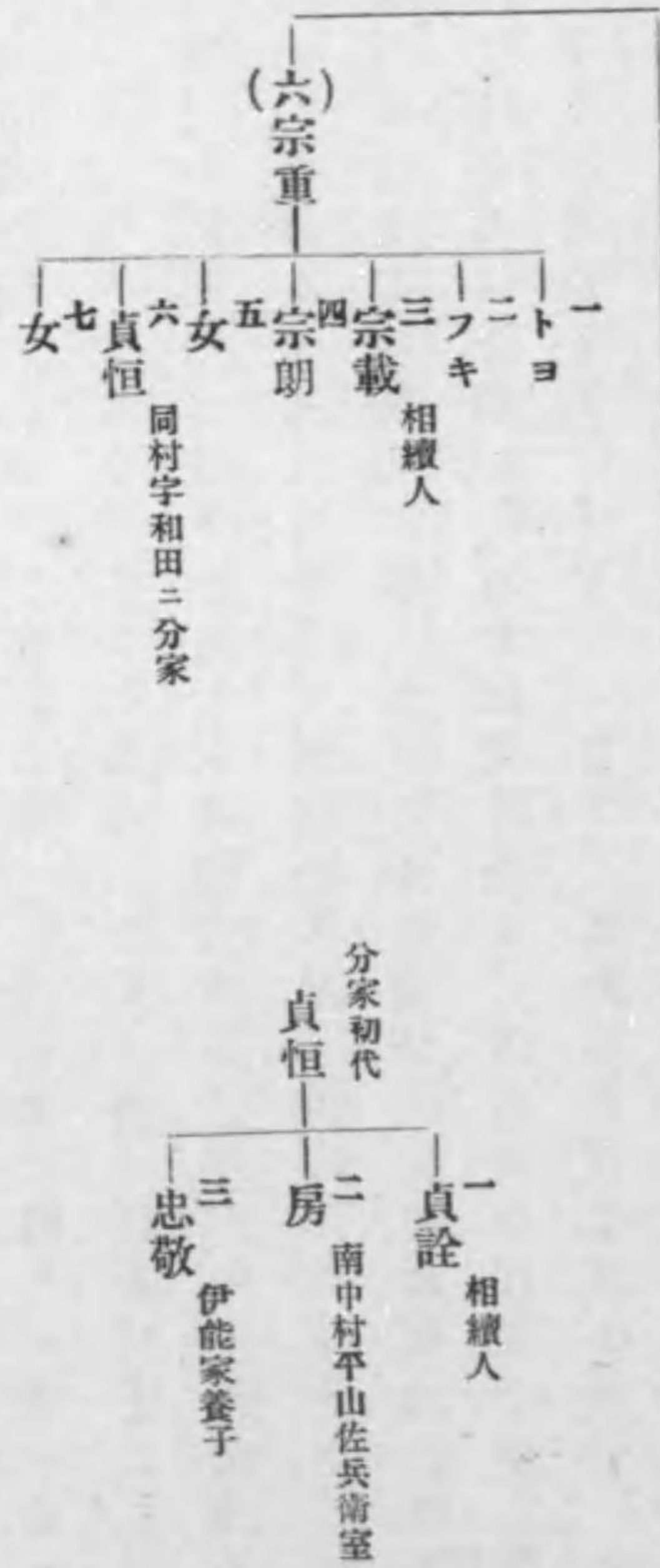
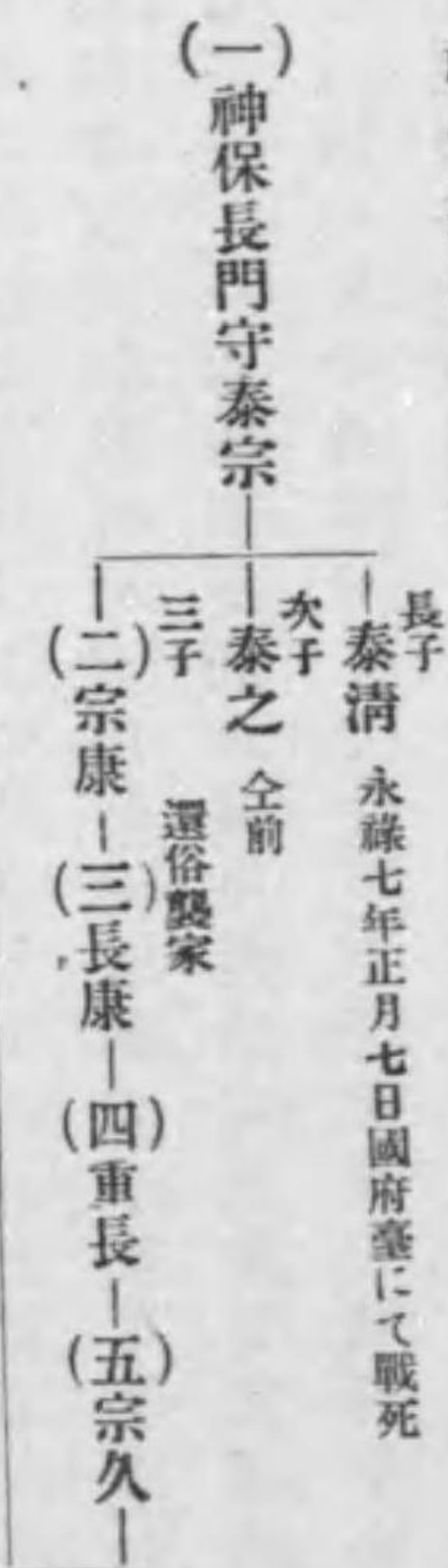
東照公に聞す、東照公大に怒り、上人を駿府に召し、諸國法然の徒衆を集め、法義を應答せしめしも、一人として上人の問難に答ふるものなし。家康思ふ所ありて、終に上人を江戸に召し、有司をして詰問せしめしも、上人毫も屈せず、尙も念佛無間等の事を争ひて止まず、幕府大に怒り、斬罪に處せんとし、京都に護送し、六條磔に於て、死刑を宣告せんとせり、京尹板倉伊賀守之を聞き、大に驚き、直に使を江戸に馳せ、死刑を以て剗刑に換へんことを請ひて止まず、幕府遂にその請を容れ、慶長十四年二月二十日、弟子五人と共に、剗刑の慘刑に處せらる。其後上人諸國を流寓し、丹波の知見谷に到り、また去りて若州小濱に至り、本行寺といへる一字を創立せり。後加賀に入り、越中に赴き、遂に行く所を知らずと云ふ。

起中富山神道川三里強の處に、日經坂あり。左側松原中に日經上人の碑あり。側記に曰く、元和六年庚申霜月二十二日行年六十一、これ上人の墳墓ならん。

伊能忠敬 青年時代には、篤志なる苦學生として、壯年時代には、勤儉なる一家の主人として、且つ慈善心に富みたる一村の長として、晩年に及びては、心を深淵なる學術に潜め、千辛萬苦にして大業を遂げ、國家に貢献したる偉人伊能忠敬は、延享二年

(二四〇五)正月十一日をもつて、山邊郡の一隅に呱呱の聲を擧げたるなり。忠敬七歳にして、母(小關新田小關五郎左衛門の長女)を喪ひ、父もまた家政の裕かならざるをもつて、十七歳までは、憐むべき一青年なりしなり。而も運命の神は彼れを見棄賜はず、香取郡佐原村の豪族伊能三郎右衛門長由の妻は、再從兄弟の間からなるをもつて、その女婿として伊能氏を繼ぐことを得たり。幾はくならず、家格によりて佐原の名主となり、職に居ること數十年、その間、窮民を賑恤すること數回、齡五十餘年に及び、家事を嗣子に委ね、江戸に出で、高橋東岡を師とし、測量術を學びて、その蘊奥を極む。たまく、魯西亞と疆域を争ふことあり、我れは固より精確なる地圖を有せず、その不利なること甚し、こゝに於て、忠敬奮然として起ち、幕府に建言し、自費を以て蝦夷地を測量せんことを請へり、幕府些少の旅費を給して、試みにこれを爲さしめしに、その製圖の新式にして精確なるを見、重くこれを信し、全國測量の事を命せり。爾來十有八年、山に陟り海を渡り、祁寒暑雨、少しも沮喪せず、遂に空前の偉業を奏せり。文政元年(二四七八)四月十二日、江戸の邸に卒す。遺命して先師東岡の墓側に葬らしむ。今左に神保家に於ける系譜を示さむ。

神保家系圖



稻葉默齋 先生姓は越智、稻葉氏諱は正信、幼名は又三郎、默齋はその號なり。父迂齋また儒學を以て古河の土井侯に仕ふ。

享保十七年(二三九四)十一月十三日、江戸山伏町に生る、幼にして家庭に學び、長じて野田剛齋に師事す。純ら道學を以て自ら任じ、小成に安んぜず、時に幕府の執政田沼侯專横を極め、亂風汚俗、言語に絶す。先生大に慨り、大義を論じて、同志を勵ますといへども、その志を達するに由なし、こゝに於て、迹を晦まして市中の隱となる。天明元年(二四四一)江戸を去り、上總清名幸谷に至り、里正鶴澤氏の宅に寓す。鶴澤氏父子兄弟みな先生に師事す、情誼尤も深し、故にこの地を卜して肥遯の地とす。後五年、居を三木之莊に移し、名けて孤松庵といふ、遂に此地に終る。居ること幾んど二十年、英才を訓育し、教を後昆に垂る。清谷全話百五十卷は、門人の録する所に、して、みな道要を開示するものなり。孤松全稿四十卷は、先生か生涯の手筆にして、道學の大小精粗備らざる所なし、その人を誨ふる、循々として序あり、童蒙訓、婦訓之心得、農家今川狀、五句引、姫島講義諸篇の如き、妄りに高きを談じて解し難きの説をなさず。一六談柄、發丑講義、序類講義、損益錄、代魂錄諸篇の如きは、子弟の才によつて教誨の方を殊にせるなり。詞章紀聞の陋習を去りて、實踐躬行を旨としたるは、先生の終始一貫せる所なり。諸侯の聘禮みなこれに應せず、寛政十一年十月二十

四日の孤松全稿の六八録は、その絶筆にして、亦講書の終なり。曰く聖人専らこれ道心、秋月寒水を照す、又曰く、曾西巍然、これ聖門の氣象、又曰く仲尼の門、五尺の童も五伯と稱するを羞ぶ、これ聖門の旨訣。又曰く、徂徠、太宰、平素先生仲尼の道を稱す、然るに自家覇業と喚び傲す。又曰く古は管仲を誣るものなし、管仲を誣るは孟子より始まる。この日、先生詩を講し畢りて、聽徒退散す、哺時發熱炎くが如く、脇下に塊を生じ、疼痛刺すが如し、二十六日病ます、劇し、十一月朔日、遂に歿す、享年六十有八、越つて五日、成東元倡寺に葬る。

## 海保漁村

海保漁村 先生名は、元備通稱を章之助、漁村はその號なり。武射郡北清水村、醫師海保恭齋の次男なり。幼にして強記、五歳の時、既に書を誦し、父の作れる詩を誦するのみならず、自らも詩らしき語を作り出だしたりといふ。稍長じては、朝夕手に卷を釋たず、家人卷帙に遠ざからしめんとし、故に用事を命じ、三里五里の處に遣はすに、用事畢ればすなはち、歸り、机案に對し、また餘念なし、家人これを如何ともすること能はず、遂にその意に任せたりと云ふ。二十四歳にして江戸に出で、名醫多紀桂山を訪ひてその學僕となる、晝間事多く、書を読むこと能はず、乃ち深夜人定る後、

常夜燈の下に立ちて書を読み。桂山その志に感じ、太田錦城の所に行かしむ。ここに於て、研鑽刻苦、遂に儒學の一家となる。著書頗る多し。周易漢註考、尙書漢註考、詩經漢註考、論語漢註考、大學鄭氏箋、中庸鄭箋、中庸晚加訂正、考經補註、孟子補註、左傳補註、國語註、孟子年表、答問錄、論語駁異、西漢官制表、西遊雜記、待老筆記、見聞異事、十七史經說、妖教起原等あれども、上梓のもの少し。先生身屏く體小なり、人その坐蒲團の上に在るを見て、『起上り小法師の庄屋様みたやうだ』といへりとなり。南部藩、間部下總守、毎年五人扶持を贈らる。水戸齊昭先生を聘せんと欲し、遂に果さず。門下より澁澤榮一、信夫恕軒、島田重禮、箕作麟祥、鳩山和夫、師岡宗春、醫師等の人材を出せり。慶應二年(二五二六)歿す。

子あり竹逕と曰ふ、克く父の業を繼ぐ、明治の初、大學南校の置かるゝや、文部省に出仕し、中博士となり、幾くならずして職を辭し、明治四年歿す。

篠崎司直 先生字は和卿、幼名を英次と稱し、平澤村、門之谷瑞穂に生る。弱冠笈を負ひて、江戸に至り、太田錦城に従ひ、經義を研究し、常に武技を修め、長沼流の兵法に

通じ、中井履軒、大川敬義等と相往來し、諸史百家涉獵せざるなし。その經義に關するものは、旁引曲索、異同を參し、是非を審にす。學成り、帷を下して教授す。林祭酒、太田錦城を擧げて昌平覺の教官たらしめんとす、錦城年老たるを以て、先生を薦めて代らしめんとす、先生林氏の書辭意に滿たざるをもつて答へず、文政中郷里に歸り、山武地方の子弟に教授す、多部文齋、鳥居玄郎、子安子德、飯高尙義、古川龍伯、枚野光桓等みなその門に聚る。天性至孝、他郷に在りて母の疾むを聞くや、電馳して至り、晨夕看護、その全く癒ゆるを見て、乃ち去る。母の賜ふ所の衣裳は、これを筐笥に藏めて服せず、曰く手澤の存する所汚すべからざるなりと。二十三歳の時、下野一士人某の家に寓す、情好頗る洽し、某曰く、先生峭直廉潔、これを以て世を涉らば、到る所容れられざるべしと、先生大に以て然りとす、遂にその操を改めず、自ら號して睽孤隱士といふ。韭山の江川坦庵またこれを賓遇す、その索めに従ひ、孫子發微、吳子發微の著あり、門人藤代昌琢遺囑を承けて上梓す、弘化五年二月八日、江戸下谷御徒町、劍客木村定五郎の家に歿す。門之谷正因寺はその窆窆の處なり。

大野傳兵衛 天保元年三月、東金に生る。資性英敏活達、常に意を公益に注ぎ、窮乏

の者には資を投じて産を授く、安政五年、江戸虎疫大に流行し、斃る者數萬に達す、傳兵衛時に家製折衝飲を患者に施與し、幾多の人命を救ひ、町奉行より白銀十一枚を賞與せられたり。また思へらく、海外の事情を審かにして、貿易を隆盛ならしむるは、今日の急務なり、輸出品中、我が國に適する物産は、製茶に若くものなしと。文久元年、所有の山林及畑地二十餘町を開き、培養精製の方法、悉く宇治に倣はんとし、遙かに同地より男女職工三十餘名を雇ひ來り、孜々其の事業に従事せり、茲に於て、遠近相競ひ、茶樹を栽培し、毎歲巨多の産額を得、かくて明治の初年、ウオルシーホー商會を介して、米國に直輸出を試みしが如きは、實に直輸出の嚆矢たり。慶應二年、更に山林數町歩を開墾して、窮民に茶圃を授け、尋いて桑園を開きて蠶業の發達を期したりしが、其業未だ央ならずして、明治九年六月、四十七歳を以て病歿せり。明治十六年、農商務省より、又同十七年、賞勳局より、金子を賜はりて其の功勞を推賞せられたり。

成川尙義

成川尙義 成川尙義は山武郡鳴濱村白幡石田治平の次男なり。出て、同村本須賀成川茂三郎の養子となり、幼にして大志あり、書を學ひ、劍を撃ち、以て氣運の到

るを俟ち、一たび風雲に際會すれば、一躍大官に上りて、公卿の間に趨走し、出て、は地方の重鎮となり、入りては廟謨の機密に參し、功成り、名遂けて、優游晩年を樂しむたる明治聖世の一功臣なり。こゝに碑文を掲げて小傳に代ふ。

從三位勳三等成川尙義墓

君諱尙義成川氏、初稱三郎、號霜山、又堆碧、以天保辛丑八月廿日生、子而繼山邊郡白幡邑、在母胎十三月、人皆異焉、幼有大志、就藤代某學家極質、無資力、晝耕夜學、手不釋卷、顯龍倚、習誦益力、旁好擊劍、爲人才氣超邁、機略絕人、方元治慶應之際、幕政日紊、君慨然有匡濟之志、伏見之敗、關左騷擾、君以爲時事可知矣、仗劍而起、乃糾合豪俠、踰池之徒、請命於勝參政官、以兵器若干、即以房總鎮靜爲名、拍其善、懲兇暴、恩威頗行、及官兵入都、城會有誣告者、召捕甚嚴、君乃自首於鎮將府、每遭訊鞠、從容辨析、辭理明晰、法吏箝口、數月而事解、不日、刑法官大亟中島榮吉、勸以官任、君曰、刑餘之臣、豈嘗民艱辛、蒙不棄、則願致力於民政、明治二年正月、常總知事池田德夫、舉爲權監察、未幾改其縣、曰若森、四月、眞壁郡民嘯集、執兵薄縣將、有所要訴、君挺身赴之、徐喻之以利害、衆乃散、時池田在京、廣澤參議詰其牒狀、嘆曰、此國家偉器、宜速超擢、八月、任大參事、池田樞在京、君專任縣治、於是、舉能擢材、施革利弊、稍小貝兩水沿岸土、適蠶桑、俗相傳、養蠶則有崇、忌之不爲、君喻之、乃令勸農員、先試之、已而靡然隨化、至今極其盛矣、四年、

廢藩制、新置新治縣、君任權參事、管內併十有二藩、新舊交錯、百端叢脞、君裁決如流、事無留滯、五年五月、任新川縣權參事、叙正七位、六年、晉參事、陞從六位、山田秀典爲權令、時舊藩稅法苛刻、民病之矣、適有改租、詔君銳意圖除其弊、會改租委員託摩某來、而所議與令不協、君代之商議、縣所查定較舊減額不貲、君辨析明數、彼拒不容、至議水見莊收穫、意益背馳、君據理徵實、不敢風撓、託摩憤恚、君曰、租無厚薄、民無勞逸、詔旨炳焉、奉以周旋、民牧之任矣、詭隨枉從、非吾所敢知也、託摩以翌發、冰見衆怒、欲要諸塗、君聞之、乃與託摩、乘車而馳、衆不敢動焉、君笑曰、刀筆吏、豈知大經綸、若得其平準、則減額何有、履正而斃、此吾宿志也、九年、廢新川、併石川縣、君乃罷、及還、擁車而送者、圍溢道路、過射水瀨波兩郡、田叟野媪、手念珠、泣拜曰、此吾保生德星也、蓋君之所查定、減舊租十之六、強云、越民於今、追慕猶嬰孩之於慈母、其恩澤之浹、治民心、可知矣、十年三月、任宮城縣大書記官、明年代、令列內務之府、縣會議、君條陳地方利弊、直言不諱、時上疏焉、幹事警其過激、君曰、天威咫尺、敢微臣敢效愚忠焉耳、十三年、任內務少書記官、明年遷大藏權大書記官、十九年轉參事官、其在兩省、幾十年、贊襄省務、功勞居多、廿二年、任三重縣知事、廿九年辭本官、明年任貴族院議員、爲錦鷄問祇候、歷選陞從三位、累叙勳三等、賜單光及雙光旭日章、凡二次、瑞寶章凡三次、最後賜旭日中綬章、其在三重也、地沃民庶、人士多尙政論、不顧本業、君謂今而不矯正、則不知其弊之所底也、乃若創縣農會、與諸商社、提撕誘掖、日夕不措、民始知營實業矣、初夜、任也、議與縣會不合、衆口訾々、君曰、我盡吾職而已、何恤人言、果斷

欠

# 欠

櫻井靜

兵衛の二男出て、鈴木金之丞の養子となりしなり。二十一歳の時、今關琴美に従ひ、漢籍を學ぶ、五箇年間、朝に往き夕に還り、路程二里餘、未だ嘗て怠らず。資性質朴、苟も浮薄虚飾の風に染まず。宮谷縣木更津縣の頃より、莊屋となり、戸長となり、副戸長となり、戸長代理となる等、常に公職に従事して、閑日なかりき。尤も意を農事に盡し、明治二十年十二月、房總會長委嘱試験委員となり、二十二年四月、囑托農事試験委員となる等、その公職に忠實なる、常人の企て及ぶ所にあらざるなり。明治二十四年、内閣の奏請によりて、勅定綠綬褒章を賜はる。

櫻井靜 二川村大字小池に生る。資性温厚にして、德望あり、明治の初年、國會の開設を主張し、寢食を忘れて東西に奔走し、國會設立請願者の三人物中に數へらる。遂に帝政黨を組織するに至れり。明治二十三年、國會の開設せらるゝや、選ばれて衆議院議員となり、明治二十七八年戰役後、北海道に渡り、窮民を率ゐて、拓殖の事業に心神を傾注せり。今現に櫻井村とも稱すべき一邑を成すに至れりと云ふ。北米移民につきても、貢獻する所あり、常に宗教の信念篤く、その言論人をして感動せしむるものあり。晩年著書、神人論、其他三四あり、明治三十八年八月二十五日歿す。

鶴澤總司 陸軍歩兵大佐、正六位、勳三等功三級、鶴澤總司は文久元年六月、公平村道庭に生る。幼にして豪毅、父を總一郎と云ふ。明治九年、年甫めて十六、志を決して陸軍教導團に入り、歩兵科を修む。西南の役起るや、生徒團として軍に従ひ、凱旋後、軍曹となり、進んで士官となる。明治二十七八年の役に際して、陸軍幼年學校の教官たりしを以つて、從軍すること能はざりしが、媾和後、大尉を以て北白川宮殿下の麾下にあり、臺灣討伐に従ひ、役終り、少佐に陞進し、次いで中佐に進む。明治三十七年、日露の國交破れ、干戈相交るに及び、第五師團、歩兵第四十二聯隊長として、滿韓の野に入り、惡戰苦闘、明治三十七年十月十六日、遂に沙河堡附近に於て戰死す、時に年四十三。三男三女あり、長男尙信、父の志を繼ぎ、現に陸軍幼年學校にあり。

並木政五郎 源村雨坪の人、明治十年八月生る、與助の二男なり。資性温厚篤實、始め布田小學校に入り、長じて東金町田間吉井學校に漢籍を學ぶ。二十九年、陸軍教導團に入り、三十年卒業、歩兵二等軍曹に任せられ、近衛歩兵第四聯隊附に補せらる。三十一年、一等軍曹に進む、此の時に當り、政五郎奮勵努力、軍務の餘暇、劍道を學びて、目録を授けられ、更に普通學を修め、陸軍士官學校に入學せんとしたれども、年齒既

に長せるを以て果さず。三十六年、外國語學校に入る、三十七年、露國と戰を交ふるや、二月出征す。發するに臨み、遺言狀を認め、新橋驛頭に於て、乃父に捧ぐ用意周到至れり盡せり、同年六月、特務曹長に進み、卅八年二月、歩兵少尉に任せられ、正八位に叙せらる、三月三日、唐家屯、東北方高地奪取の目的を以て、夜半敵壘に突貫し、遂に戰死す。功により、即日功五級、勳六等に叙せられ、旭日章を賜はる。

遺言狀

遺言

小子戰死の上は、諸事左の通り御處分被成下度候。

明治三十七年二月五日認

並木政五郎印

嚴父様

一、生命保險金に就て  
 金五百圓の内貳百圓を御兩親老後の使途に充て、百圓は兄上並に、姉上に、五十圓は源小學校へ、教育基金として寄附、殘額百五十圓は之を三等分にして、用草、戸村兩家の叔父母、及大和田の叔父母へ、五十圓宛贈られたし。(生前心勞を蒙りたるに報ゆるの微意に外ならず候。)



一、留守宅受領の俸給

右金にて中島氏の無盡を掛續け、抽籤せば、其金にて不動産を求められたし。

一、書籍に就て

右は薄給の内より、苦みて購求せるもの故、小兒等の玩具にせず、書棚を製して、之に入れ、永久に保存せられたし。

一、衣服に就て

軍服壹着丈は、紀念として保存せられたし、他は改造して着用せらるゝ、方可なり。私服は適當に處せられたし。

一、葬式に就て

右は軍隊に於てせず、遺骨の下渡をなし、郷里に於てふされたし。乍併極めて質素にされたし、(埋葬料を下附せらるべきに付、若しせられざるときは、元所屬隊へ照會のこと) 石碑は、高さ三尺、巾八寸、厚五寸にして、大理石若くは花崗石にて、前面に陸軍歩兵、並木政五郎之墓と側面に於明治年月日何處戦死と刻せられたし。

一、遺族扶助料に就て

寡婦孤兒あらざるも、下付けらるゝに付、請求せられたし、手續は村役場にて明ならざれば、佐倉聯隊區司令部に就て問はれたし。同所に歩兵曹長長野並龜ふるもの奉職致居

菅、同氏は小子の先輩にて、懇意の間柄故、事情を述べ、定めて懇切に示さるゝならん、若同氏不在ふらば、他人に問ふも不可ふし。

此扶助料は、父母存命の間、給せらるゝものに候。處分に就ては、御協議の上、適當に使用せられたし、但ふるべく、男娃などの教育費にあてらるゝを望む。

一、戦役終局賞賜金ありたる時の處分は、適宜處分ありたし、但成るべく御兩親老後の費途にあてらるゝを望む。

三、他人と金錢の貸借なし、又婦人等に關係を結べるもの更にふし。終に臨んで望むらくは、一家和睦して、風波を起さざらんことを、何となれば、一家の幸福は、富にあらずして其團樂にあり。一家團樂事を處せば、富貴繁榮は求めずして得べければふり。擱筆。

行方幹

行方幹 安政二年十一月、武射郡上大藏村、戸村藤兵衛の二男なり。幼名を豊太郎

といふ、金尾村の人、青木考可、津邊村の人、菊池武敬に就きて書を學べり。明治四年、

十六歳の時、千葉縣大書記官岩佐爲春の書生となり、八年九月、千葉縣雇吏となる。

九年八月、牛熊村行方佐兵衛の嗣子となり、猶官職を奉ず。十三年十二月、東葛飾郡

書記となり、爾後、千葉縣收稅屬、稅務費會計主務、副長及び收稅課、地方稅掛長に歷任

し、十九年九月、判任官四等に叙せられ、更に收稅庶務課長、收稅部、稅務課長を経て、二

十六年一月、香取郡長に任じ、高等官八等に叙せらる。また二年の後、從七位に叙せられ、高等官七等となる。爾後、長柄、上埴生郡長、及び長生郡長、君津郡長に歴任し、高等官六等、正七位に叙せられ、尋いで、千葉郡長に任じ、勳六等に叙し、瑞寶章を授けられ、三十五年六月、山武郡長に任せられ、從六位、高等官に進み、明治三十七八年の戦役の功によりて、勳五等に叙せられ、雙光旭日章、及び金四百圓を賜り、四十二年七月、正六位、翌年一月、從五位に叙せられ、全月、病みて千葉病院に歿す、享年五十五。人となり温厚謙讓、在職三十五年の久しきに及べり。

伊藤左千夫

伊藤左千夫 正岡子規の短歌に於ける遺業を襲ぎ、明治大正の詩界に、敦厚醇樸の精神を鼓吹せられたる功績は、讃歎せざるべからずと、與謝野寛氏の推賞せられたる伊藤左千夫氏その人は、元治元年八月十八日を以つて、山武郡成東町殿臺に呱呱の聲をあげたるなり。父を伊藤良作、母をなつといひ、氏は其の四男なり。幼にして今關琴美、佐瀬春圃等について漢籍を修む。十八歳の時、東都に出でて、籍を明治法律校に置きしが、その秋、眼を病んで歸郷せり。二十三歳の十一月、東京に出で、大に實業界に發展せんとしたれども、意の如くならず、身を京濱間の牛乳店に委し、明

治二十二年、本所茅場町參丁目に牛乳搾取業を営みしことあり。明治二十六年頃より、伊藤並根といへる人につきて、茶の湯を學び、傍ら和歌の教を受く。明治三十年より二三年間、歌人桐の舎桂子に就いて歌道を論究す。當時春園と號し、新聞紙上に於て歌道を論じ、時として、竹の里人と稱し、論争の花を咲かしめたることもありき。當時の歌に、

さみだれの晴れて始めて月見れば、

はつかの月ははつかなるかな。

村時雨すぎかてにする山路より、

落葉ふみつゝ人の來る見ゆ。

などあり。正岡子規氏を訪ねて其の人格主張に感じ、爾後、暇ある毎に、就きて學べり。明治三十五年、子規の逝きし後は、其の歌風の發揚に努め、或は馬酔木を發刊し、或は竹の里選歌等を發行せり。明治三十九年、四十三歳の時、處女作として野菊の墓を書きて、小説界に顯はれ、次いで新聞に雑誌に、歌と共に併び稱せらるゝに至れり。大正二年七月三十日歿す、享年五十、龜井戸普門院に葬る。

下編

町村誌

山武郡郷土誌

山武郡郷土誌上篇 終

露光量違いの為重複撮影

下  
編

町  
村  
誌

山  
武  
郡  
郷  
土  
誌

山  
武  
郡  
郷  
土  
誌  
上  
篇  
終

一  
二  
四

# 下 編

## 町 誌

### 下 編 町 誌

#### 第 一 章 南 部 町 村

##### 第 一 節 東 金 町

總 説

東 金 町

市 街

#### 〔總 説〕

東金町は郡の中央より、稍々南に偏在す、西北部は丘陵起伏して、山林田畑相交り、南部及東北部は平坦廣濶にして、美田良圃相連り、交通頗る便利なり。

本町は明治二十二年四月、町村制實施の際、東金、田間、北之幸谷、堀上、川場、押堀、臺方、大豆谷の舊八町村を併合して、成立したるものにして、全町の面積一千二百八十七町餘、戸數一千六百三十餘戸、人口九千七百十餘人あり。

市街は丘陵の麓に沿ひて、南は臺方より北は田間に連り、上宿、岩崎、新宿等に分れ、商業頗る盛にして、貨物常に輻輳す、官衙には、山武郡役所、東金警察署、稅務署、登記所、郵

便局等あり。學校には縣立東金高等女學校、東金尋常高等小學校あり。銀行には東金銀行、山武銀行、大野銀行及第九十八銀行支店、小草畑銀行支店あり。その他會社に東金電氣會社、布施商會あり、又房總線と總武線とを聯絡する大網成東線の間驛東金停車場あり。

〔沿革〕

沿革  
東金町創  
立

東金町は創立の年紀詳かならず、古の岡山郷の一部なり、郷社日吉神社が大同二年(二四六七)の創建なりと云へばその古きこと知るべし、東金の字は、東鐘、或は鴛ヶ根に作れり。

東金町東金は往時は邊田方村と稱す、西福寺、本漸寺、天正十九年十一月徳川家康の朱印狀共に邊田方郷に作り、元祿郷帳、天保郷帳共に邊田方村に作れり。里傳によれば、往昔郷民十四人、來りて市街を開拓し、之を十四屋敷に分割して、新宿と稱す、これ東金市街の起原なり。新宿の字名にはこれが開拓者の名を今に存せりと云ふ、田間は玉前神社に因みて、元は玉村と稱す、文祿中の水帳には田間郷に作れり、北之幸谷は元祿郷帳、天保郷帳共に北幸野に作る、堀上は里傳によれば、文祿中川場村よ

東金町歴史

り分れたる者なりと云ふ、川場は文祿三年七月の水帳には、堀上、川場に作れり、押堀は古傳によれば、寶曆中高畑村を併せたる者なりと云ふ、元祿郷帳には高畑村なし、臺方は、文祿三年六月の水帳、臺方郷に作れり。

東金町は中世千葉氏の屬將によつて管治せられたる者の如し、千葉系圖によれば、千葉胤宗の時、徳治二年(一九六七)三月七日分國に於て、東金越中成東市正謀叛を企てたるにより、成毛伊賀等をして、誅伐せしめたることあり。其の後、康正元年、千葉氏分れて二流となり、下總大に亂る、時に將軍足利義政、千葉氏の支流東常縁をして、濱式部春利と共に、東國に下りて馬加康胤を伐ち、千葉實胤をして、其の宗家を復せしむ、常縁乃ち馬加城を攻め、千葉附近の諸城を降し、春利をして遷りて東金城を守らしむ。

里見氏安房に興りて、威を振ふに及び、千葉氏益々衰ふ、大永元年、土氣城主酒井定隆家督を長男定治に譲り、三男孫五郎隆敏を召連れ、東金城を修めて、こゝに居る。當時、新宿は既に一市街をなし、上宿岩崎は酒井氏家臣の屋敷町なりしと云ふ、定隆の後、隆敏、敏治、敏房、政長、五世相繼ぎて、東金の城主たり、その領地は本町の外、丘山、源、日

向、公平、豊成、正氣、片貝、豊海、白里、福岡、増穂、大和及長生郡關、白濁、南白龍等の各村に跨りしものゝ如し。

天正十八年、豊臣秀吉の北條氏直を征するや、城主政長、氏直に従ひて小田原城にあり、七月小田原落城と共に、東金城亦陥り、城地を豊臣家の將、淺野長政、石田三成に明け渡し、政長は家族と共に、北之幸谷なる同姓の家に移りしが、嫡男、政成、徳川家康に召出され、采地千石を賜りて、旗下の士に列せられ、子孫相繼げり、これより酒井氏の家臣も町民の列に入りて、農商の業に就きし者多く、上宿、岩崎亦市街地となれり。東金城陥りて、後東金及田間は、徳川家の直轄地となり、清彦三郎、島田治兵衛、高室金兵衛、野村彦太夫等、相ついで之を支配せしが、寛永十九年下總佐倉城主、堀田加賀守の領地となり、寛文元年に至り、再び幕府の直轄に歸し、細田小兵衛、野村彦大夫によつて支配せられ、寛文十一年以後今の豊成村二又と共に奥州福島城主板倉内膳正之を知領せり。而して北之幸谷は、久しく幕臣榊原氏の采邑たり。堀上には明治維新に至るまでその一部は幕府の直轄地にして、他は幕臣川口氏、大久保氏の采邑たり。川場押堀も共に大久保氏の采邑たり。臺方はその一部徳川三卿の一なる

清水家の領地あり。其他は幕臣松平氏、三田氏、河野氏の采地たり、大豆谷は幕臣筑紫氏、田邊氏の采地たりき。

慶長十八年、東金御殿新築成り、十九年一月將軍家康の巡遊あり、行樹を植ゑ、溝渠を決し、道路を通し、荒蕪を拓き、又參州白輪村より柑樹を取り、親ら之を御殿地内に植うる等、民利を起すこと大なりき。元和元年十二月、家康再度の巡遊あり、秀忠に至りては、前後七回に及べり。家光も寛永十三年下向あるべしとて御殿の修築までせしが、故ありて來らず、かくて東金附近舊百卅三ヶ村は幕府の狩獵地となり、郷民の狩獵を許さず、文珠組、鳥見役等の役員を置き、毎年定期狩獵あり。寛永十三年、鷹匠戸田七之介等の來狩せしより、文久二年に至る迄之を缺きしことなし、而して地方巡回先に於て獵獲したる者も、皆東金石橋下にての獵獲と稱して、之を將軍家に献上せり、俗之を上鳥と稱じ、宿驛晝夜刻付を以て、繼ぎ立て、江戸表へ急送したり。文祿三年、檢地繩入の時、邊田方村、戸數は、三百二十戸なりしが、寶曆十年には戸數四百二十九、内百六十は借家店、借人口二千二百六十七、内男千百七十四、女千四十三、僧侶五十を算するに至れり。

文政年間幕政改革の時、東金は組合三十ヶ村の寄場郷となり、大總代を置けり。嘉永六年、東金杉谷孫左衛門、人夫若干名を引具し、海岸警固のため板倉家江戸上屋敷に出張す。

元治元年正月、九十九里小關海岸に、眞忠組浪士の騷動あり、關東取締出役、板倉家の軍兵と共に討つて、之を平ぐ。全年十二月、筑波山戦争の水藩浪士降伏者二十六名、板倉家に預けられ、東金字谷に揚り屋を建てたりしが、後これを大阪城に移したり。明治元年、三月、房總鎮撫方御委任、軍事取締、信田歌之助、鎮撫のため來泊す。全年四月三日、國府臺、船橋に於て官軍と徳川脱走兵との戦あり、脱走兵敗れて木更津に退くに際し、本町へも五百餘人來りしが、二泊の後、眞里谷に向ひて退去せり、超わて七日、東海道鎮撫柳原侍従前光、濱松藩の兵を率ゐて佐倉より來り、西福寺に宿す、時に町民は戦争已に迫れりと誤解し、恟々として避難地を索め、家具を持運ぶ等、其の混雜名状すべからず、殊に此の日は折悪しく大風雨なりし爲め、人々一層困難せり、八日、薩州兵二百人、佐倉兵三百人又來泊し、翌九日、柳原侍従は諸軍を率ゐる大多喜さして出陣せり、此の日、福俵村にて戦起れりとて、町内又頗る混雜せしが、此は大多喜城

官軍に降りたるにより、先陣の將より早打の注進ありたるに驚けるなりき、此の際適と臺方村に失火ありしは、一層その驚愕の度を強めたり。

明治二年正月、東金及田間の領主板倉教之助、封を三河に移され、二月より本町全部、宮谷縣の管轄となり、名主役人悉く改まり、從來の郷例總べて廢せられ、人心穩ならず、四年十一月、宮谷縣廢せられ、木更津縣の管轄となる、六年六月、木更津縣亦廢せられ、更に千葉縣の管轄となる、全七月、本町全部第八大区、四小區に編入せられ、稗田勘左衛門その戸長を命ぜらる。八年十二月、小區の區分を改め、従前より一層細分せられ、大豆谷は三小區に東金、臺方川場、押堀、堀上は、四小區に田間、北之幸谷は六小區に編入せらる、かくて十一年に至り、大小區を廢して、郡町村となし、町村聯合の戸長役場を置かる。

十六年十二月十八日、午前一時、東金上宿より出火し、折節西南の烈風にて、新宿まで延焼す、焼失戸數三百八十四、棟數二千餘、郡役所、警察署共に灰燼に歸す。

十七年八月、戸長役場の改正あり、東金、田間、臺方三町村聯合して、戸長役場を設け、北之幸谷は殿廻村外十ヶ村聯合となり、堀上、川場、押堀は幸田村外七ヶ村聯合となり、



大豆谷は小野村外五ヶ村聯合となる。

弘化年間に於ける東金町戸數石高領主地頭

南總郡郷考

東金町	七百七十六石四斗二升	千四百六十戸	板倉内膳正
田間村	千七百九十一石六斗七升六合	二百六十四戸	板倉内膳正
北之幸谷村	五百八十八石三斗一升	百十七戸	榑原左衛門
堀上村	五百一石二斗四升四合	六十戸	大久保豊前守 御料所 川口茂右衛門
川場村	四百一十石九斗二升	三十七戸	大久保豊前守
押堀村	四百廿二石七斗三升四合	六十五戸	大久保豊前守
壑方村	千四百七十七石七升九合一勺	百六十四戸	清水權之丞 松平權之丞 筑紫權之丞
大豆作村	二百七十五石三斗二升四合	六十戸	河野松庵 三田權之助 田邊象之進
慶應二年七月山邊郡寄場東金町大惣代名主ヨリ關東取締			
出役中川孫市ニ提出シタル調書			
東金町	七百九十一石八斗二升六合	四百七十三戸	板倉甲斐守領分
外	三十石	十一戸	本漸寺
	三十石	九戸	西福寺

田間村	千七百五十四石〇四升八合	三百七十戸	板倉甲斐守
北之幸谷村	五百八十八石三斗一升	百十六戸	榑原小源太知行
外	十五石八斗餘	四戸	妙徳寺
大豆作村	三百二石一斗二升二合	四十五戸	筑紫兼耶知行所
内	二百八十五石七斗八升七合	二百十五戸	田邊鎮太郎知行所
	十六石三斗三升五合	七戸	小川達太郎支配所
壑方村	千四百七十七石五斗六升二合	七百八十九戸	小川達太郎支配所
内	百四十一石四斗七升四合	九十七戸	松平民部知行所
	九百五十五石五斗六升	八十一戸	三田運一耶知行所
	二百三十三石〇三升九合	百六十六戸	河野平之丞知行所
	百四十九石九斗九升三合	七十九戸	大久保備後守知行所
押堀村	四百廿二石七斗三升四合	六十九戸	同
川場村	三百四十六石五斗八升六合	六十四戸	小川達太郎支配所
堀上村	五百七十九石二升五合	三百二十四戸	川口與八耶知行所
内	百八十五石四斗二合	三十二戸	
	二百二十二石九斗八升三合	百五十四戸	

第一章 南部町村ニ東金町

〔産業〕

本町戸數千六百餘戸の内農業及商業に従事する者最多く工業之に次ぐ。農産物の主なる者は

- 米 壹萬三千八百四十四石
- 麥 二千五百六十二石
- 豆 七百十石
- 蕎麥 七百七十九石

にして其の他、温州、白輪、オレンヂ、夏密柑等の柑橘類を産し梨の栽培も漸く盛ならんとす、農産製造物としては味噌、油類及繩、苧にして、殊に落花生油は近時次第に發展の勢あり、苧も北之幸谷、苧と稱して販路廣し。

工業物は瓦(二七五〇〇〇箇)を主なる者とし陶器、織物之に次ぐ、瓦類は從來田間に於て製造せられたれども近時衰頹の傾きあり惜むべし。

商業は舊幕時代より東上總の中心地となり、物貨集散の範圍頗る廣く、卸賣を營む

産業  
農産物

柑橘類

工業物

商業

役場

者少からず。

〔役場〕

東金町役場 東金字新宿にあり町内十四區を管轄す、創設以來篠原藏司自明治二十二年五月至明治二十五年三月、内田家治之助自明治二十七年三月至明治三十年十一月、布施甚七自明治三十年十一月至明治三十三年十二月、前島治平自明治三十三年十二月至明治三十五年五月、高剛三郎自明治三十五年五月至明治三十九年五月、篠原藏司自明治三十九年六月現職等之が町長たり。

〔學校〕

東金高等小學校 本町に於ては明治維新前、石崎良意、田波養拙、小安竹次郎、醍醐政四郎、吉井宗元、猪澤與七郎、筑紫文岱、高宮誠齋等家塾を設けて少年子弟を教授せしが、明治五年學制の頒布せらるゝや、東金に東南兩校、田間にも同じく東南兩校、北之幸谷に幸谷小學校を設けたり。明治七年東金の東南兩校を合して、東金小學校と改め、田間の東南兩校を合して、田間小學校と改む、明治十六年田間小學校の新築成る、明治十九年幸谷小學校を分ちて、薰陶進徳の二校となし、前者は一部を豊成村前之内に、一部を北之幸谷に置き、後者は正氣村幸田に置けり、此の年小學校令の發布あり。

學校  
東金尋常高等小學校

り。小學校を分ちて尋常高等の二種とす、二十年三月新小學校令により、一町三十  
 二ヶ村聯合して、東金高等小學校を東金に設置し、本漸寺客殿を以て假教場となす、  
 かくて従前設置の小學校は、皆尋常小學校たり、明治二十二年一月東金尋常小學校  
 新築成る。同年町村制施行に際し、東金田間の兩尋常小學校は、従前のまゝとし、薰  
 陶進徳二校を解きて、新に堀上に嶺南尋常小學校を設け、臺方に臺方尋常小學校を  
 置き、東金高等小學校の組織を改めて、東金町立とす。明治二十四年五月嶺南尋常  
 小學校の新築成る、明治四十一年五月、東金高等小學校及東金田間嶺南臺方四尋常  
 小學校を併合して、東金高等小學校と改め、本校を本漸寺及西福寺に假設し、東金田間  
 嶺南臺方に分教場を置き、尋き、明治四十二年十一月、東金分教場を廢して、本校の  
 一部となし、翌四十四年五月臺方分教場を城西分教場と改稱す、此の年城西分教場  
 の新築落成し、大正二年四月本校の新築落成す、現校舍即これなり。

開設以來舊東金尋常小學校にありては、大野徳太郎(自明治十三年 至全十四年) 堤虎三(自明治十四年 至全十五年)  
 藤田昇(自明治十五年六月 至全四十五年五月) 田間尋常小學校にありては、吉井宗元(自明治七年五月 至全二十年一月) 平賀甚太郎(自明治二十二年三月 至全二十二年十一月) 關駒次郎(自明治二十二年十一月 至全二十六年九月) 山老晋(自明治二十七年四月 至全三十一年五月) 渡邊傳次郎(自明治三十一年五月 至全二十二年十一月)

月至全三) 宮崎彦麿(自明治三十二年四月 至全三十五年三月) 平賀甚太郎(自明治三十五年九月 至全四十二年五月) 嶺南尋常小學校にありては、久保田俊夫(自明治二十四年四月 至全三十年十一月) 河野勝宣(自明治三十一年四月 至全三十二年三月) 杉崎宗次郎(自明治三十二年三月 至全三十二年五月) 渡邊英三(自明治三十九年九月 至全四十二年五月)

臺方尋常小學校にありては、前島熊太郎(自明治二十五年 至全三十年五月) 平林馬之助(自明治三十年五月 至全卅五年六月) 小安波之助(自明治三十五年九月 至全四十二年五月) 東金高等小學校にありては、向後治左衛門(自明治二十年八月 至全二十二年七月) 柿澤玉城(自明治二十三年一月 至全四十二年五月) 而して現東金高等小學校にありては、柿澤玉城(自明治四十一年五月 至全大正二年十二月) 岩瀬甚藏(自大正二年十二月 現職) 等之が校長たり。

縣立東金高等女學校 東金字谷御殿地にあり、明治四十一年、四月文部省の認可を受け、翌月元山武郡立東金染織學校校舍を借り受けて、授業を開始し、千葉縣立東金高等女學校と稱す、翌四十二年九月校舍の新築に着手し、四十四年十二月に至り全部竣成す、現今の校舍即是なり、修業年限は四ヶ年にして、本科のみを置き、三百二十人を以て生徒定員となし、之を八學級に分つ、開校以來小池民次(自明治四十二年四月 至全四十二年九月) 川村良四郎(自明治四十二年九月 至全大正三年五月) 八卷嘉作(自大正三年五月 現職) 相繼ぎて之が校長たり。

東金裁縫女學校 田間にあり私立にして裁縫を主とし、傍修身國語生花等を授く

乾龍文庫

明治三十六年七月創立以來高橋愛子校長たり。

乾龍文庫 乾龍文庫は東金本漸寺内にあり、現任職森川寛行の經營する所にして、

寛永年間同寺七世の住職たりし、乾龍日乗の遺書を基礎とし、有志者の寄贈を合し

て今は數千卷の多きを藏するに至れり。

山武郡教育館

山武郡教育館 本館は山武郡教育會附屬として御大禮を記念せんがために設けられたるものにして詳細は上編にあり。

神社

〔神社〕

日吉神社

日吉神社 大豆谷字大宮臺にあり、大山咋命を祀る、もと大同二年東金安國山の嶺頂に祭り、山王大權現と稱せしが、嘉慶元年現今の地に移し、明治の初年日吉神社と

改稱し、同六年三月郷社に列せられたり、詳しくは上編第十五章にあり。

五十瀬神社

五十瀬神社 東金字新宿にあり、天照大神を祀る、社傳に云ふ、一條天皇の長保三年、疫癘猖獗庶民死する者算なし、事天聽に達し、數慮斜ならず、廷臣と相議し、伊勢大廟

に奉伺せしめ給ひけるに、これ荒振神の所爲なりと、託宣せらる、乃ち國中に令して、

皇大神の尊靈を奉祀せしむ、是に於て上總十一郡は、大瀧城主薄井貞景、一郡毎に皇

大神を祀れりといへり。當社は蓋其の際に奉祀せられたるものならんと、本社は往時は神明宮と稱せしが、明治に至り今の社名に改めたり。

其の他田間に村社田間神社(天御中主神)あり、北之幸谷に村社稻荷神社(保食神)あり、堀上に村社上熊野神社(伊弉)下熊野神社(上)あり、川場に村社水波女能神社(水波女能)あり、押堀に村社菅原神社(菅原)あり、大豆谷に村社嚴島神社(市杵島)あり。

〔寺院〕

寺院

本漸寺

本漸寺 東金字谷にあり、顯本法華宗にして、鳳凰山と號し、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、詳しくは上編第十五章にあり。

西福寺

西福寺 東金字谷にあり、顯本法華宗にして、安國山と號し、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、上篇第十五章に詳し。

妙徳寺

妙徳寺 北之幸谷字大屋敷にあり、亦顯本法華宗にして常在山と號し、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、上篇第十五章に詳し。

上行寺

上行寺 田間字新町にあり、高福山と號し、亦顯本法華宗なり、もと眞言の古刹なりしが、正應二年三月日蓮の直弟僧日辨の中興開基せしものなり、時に松之郷村字久

我臺の城主、北條久時深く之に歸依し、その信施によりて、塔堂を建立したりといふ、其の他東金に嶺根寺あり、田間に中道寺、仲性寺、長久寺あり、北之幸谷に慈性院あり、堀上に正覺寺あり、川場に東福寺あり、押堀に立善寺、高福寺あり、臺方に大寶寺、妙福寺、大林寺あり、大豆谷に長福寺あり、皆顯本法華宗に屬す。

〔教會〕

教會  
東金傳道教會

東金傳道教會 東金字岩崎にあり、明治四十三年八月の創立にして、日本基督教會に屬し、會員老少を合せて二十八人を有す、創立以來石出精一これが牧師たり。

東金福音教會

東金福音教會 東金字上宿にあり、明治二十四年三月の創設にして、新教福音派に屬し、信徒老若を合せて二十五名、創立以來、高野丈三、市川爲四郎、大石源次郎、下本某、金子吉之助、高橋信太郎、手塚新、石出精一等これが牧師たり。

〔名所舊蹟〕

名所舊蹟  
鶴ヶ峯

鶴ヶ峯 町の西方に聳え俗に城山と稱す、山頂に近年に至るまで、三幹の老杉あり、里俗之を三本杉と呼び、九十九里沿岸漁夫の海上に於ける目標となりしが、今は只其の一幹を残すのみ。酒井氏が城中の物見臺なりしと稱する所は、頗る眺望に富めり、又此の山より臺方に下る、間道あり頗る險岨にして、一の谷の稱あり、麓に良竹

東金城址

林あり毎年九月郡内鳴濱村白幡八幡神社へ良竹一本を奉納するの古例ありき。

東金御殿

東金城址 町の西方鶴ヶ峯にあり、古昔千葉氏支城のありし處にして、大永元年以後、酒井氏五世の居城たり、上編第十六章に詳し。

酒井氏墳墓

東金御殿 東金城陥りて後、徳川氏其の地に宿營を建て、東金御殿と稱す、家康秀忠前後九回の巡遊あり、詳しくは上編第十六章にあり。

酒井氏墳墓 鳳凰山本漸寺の境内にあり、現在の碑は正保四年の建立にして、其の側に東順院日格大居士とあり、碑は徳川家光に仕へし酒井正直の墓にして、天和二年七月の建碑なり。

八鶴湖

八鶴湖 東金字谷にあり、面積凡一萬六百坪、湖面水清く波平かにして、松杉鬱茂せる高丘を繞らし、風光極めて佳なり、上編第三章に詳し。

一本松

一本松 八鶴湖畔に聳ゆる斷崖の絶頂に一幹の老松あり、俗に之を一本松といふ、周圍峻崖高さ六十尺、攀登する能はず故に「東金知らず」の異名あり、綠葉水面に影を映じて頗る湖上の趣を添ふ。

古山王臺

古山王臺 安國山俗に古山王臺と稱す、東金市街の西北にあり、即日吉神社創建の



蟻の塔

御を拜するの例ありき、明治七年拂下となり今は其の形跡を存せず。  
蟻の塔 寛政中東金字新宿北村甚左衛門所有土藏内に、蟻の塔成れり高さ五尺餘  
始めは蟻の逃げ散らんことを恐れ秘し置きしが、天保年間に至り、之を觀覽せしめ  
しに來觀する者多く、東金名物の一となりしが、明治の世に至り此の土藏破壊せら  
れ塔も遂に崩れて其の形態を失へり。

提灯松

提灯松 田間市街の東北端公平村松之郷字平藏臺にあり、傳へ云ふ徳川家康巡狩  
の時令を下して、此の地より東縁海村小松まで新道を築かしむ、直路凡そ二里沿道  
課する所の役夫、晝夜勉強し日ならずして之を成せり、時に夜業に便せんが爲に、提  
灯を此の梢に掲げて目標となせり、故にこの稱あり而して鳴濱村白幡は、晝間白旗  
を建てし地なりといふ。

人物

〔人物〕

日股上人

日股上人 本漸寺第四世の住職なり、顯本法華宗にして大僧正となりしは師を以  
て嚆矢とす、師は又謠曲の名家にして、爲に時の至尊に咫尺するの榮を得たりとい  
ふ、天正十八年五月逝く。

乾龍日乘

乾龍日乘

本漸寺第七世の住職なり、市東刑部左衛門の子、慶長三年東金に生る、父  
刑部左衛門罪ありて自殺す、日乘時に年甫めて十一歳(或は云ふ七才)本漸寺に隠匿  
す、寺僧之を弟子と稱して哀を乞ふ、吏信せず、試に一部經を誦せしめしに、朗々とし  
て些の凝滞なし、依つて免るゝことを得たり、蓋期に先つて教ふること一晝夜にし  
て記憶する所なりといふ。かくて研學最も勤め、年十八歳にして僧正に任せられ、  
名聲遠近に聞ゆ、寛永中宮谷檀林の學頭となりて幾多の學生を教育し、又江戸東叡  
山の經藏に入りて深く佛教の蘊奥を窮む、寛永十九年二月十六日、品川本光寺に於  
て宗門の問答あり、時に將軍家光住職日啓に問ひて、貴宗に於て貴僧の外尙碩學あ  
りやと問ひたるに、日啓直ちに日乘を以て宗内無比の名僧智識なりと答へしとい  
ふ。日乘又兼て和漢の學に通じ、著書數部數十卷あり、その遺書數千卷藏めて本漸  
寺にあり、乾龍文庫の基礎をなせり。

櫻木間齋

櫻木間齋

間齋名は千之、字は剛中、俗稱は清十郎、後助右衛門と改む、享保十年九月  
東金岩崎に生れ、稻葉迂齋に就きて、間齋派の學を學ぶ、寛政の初め長崎奉行の儒臣  
となり、従つて長崎に行き、その聖堂及市内諸所に於て、奉行並に士民の子弟にその

學ぶ所を教授す、就きて學ぶもの頗る多し。問齋又理財の道に長じ、家頗る富む、文化元年五月病を以て其の郷に歿す、年八十、問齋長崎在勤中の日記傳へて尙その家にあり、現戸主も亦清十郎と稱す。

伏見船中にて

櫻木間齋

さなきだにさびしき秋の夜もふけて

ひさり伏見の川の月かけ

舞子濱をすぐ

こゝろふき身のおがめにも知られけり

あかしのうらの有明の月

東金茂右衛門

東●金●茂●右●衛●門● 姓は水野、東金上宿の人なり、酒醬油の醸造を業とし、天明年中日本國分限帳にも載せられたり、當時茂右衛門の名は頗る著はれ、唐金茂右衛門東鬚とて淨瑠璃にも作られ、江戸の劇場に於て興行せられ、又諸國の俗謡にも謠はれたり。麥搗唄 東金の茂右衛門の娶は何地から、三ヶ國尋ねてなくて、江戸の本町の茶屋の小娘

高橋一庵

高●橋●一●庵● 仙臺の儒者なり、天保中東金に來り、子弟を集めて教授し遂に此地の歿す、其の事歴は墓碑に明なり。

一庵先生墓碑銘並序

一庵諱群、字輔仁、高橋氏、號一庵、仙臺人、父諱某、以善醫著名、于時、一庵年已長、不喜以方技成家、欲以儒術見世、於經史百家之書靡不覽、覽靡不記、其貌清癯、如不勝衣者、因自稱大度生、然其所得於天者、孤弱、強、不能語俗、是以屢困屢窮、終不屑々焉、隨人作計、年二十餘、辭家西遊、江戸、時老師宿儒主盟、當世者數人、一庵以華年盛氣、掉臂其間、豪氣橫溢、毫無所推讓、嘗懷其所著之文十餘編、贊謂先子、一見而意氣投合、遂下拜稱弟子、於是欽錄、息於咳、退而窮經、學、卓然成一家之言、尤銳思於詩、自初至終、格調屢變、其始也、磊々落落、神王氣壯、不得以尋常詞藻例之、及其再變也、以簡嚴掃繁、以雄渾代尖新、風骨超脫、氣格高老、未嘗不奪風雅之幟也、其學之博大如彼、其才之俊邁如此、而不得施之于用、己亦不欲曲意從人、遂去遊、兩總問、聚徒講經、東金大野豊治、好學之士也、乃延之別莊、豊治贈給、使子弟等從而受業焉、居上總者十餘年、從遊益衆、天保九年戊戌夏、遭疾而寢、自知其不可起、謂其徒曰、吾志非不如古人、吾才豈不如今人、而至於此、而死於此、命矣哉、故鄉路遠、昇歸、遺骸、不可及也、此地之西、本漸寺之山、吾甚樂焉、卿等其以是葬吾、江戸龜田梓、吾先師之胤、而有師友之舊矣、勤以墓誌爲請、此外吾又何言、乃書絕命詞、授筆而逝、實秋七月十七日也、享年四十五、弟子等謹從遺囑、云、其平生著述、敬業堂詩文集、南總十記等數十篇、豊治將理而葬之、于木、可謂交情始終不渝者也、于嗟乎、世



固有其具而不及其用宜壽考頤大而又不可克者如一庵當可以有爲之年卒以病夭哀哉乃  
系以銘銘曰于嗟乎大度生學博神濟作其遇而榮其名

天保十年歲次己亥秋七月

江戸 綾瀬魚田梓 撰  
友人 海若寺本永書並蒙額

大野傳兵衛

大野傳兵衛 天保元年三月東金に生れ明治九年六月歿す夙に意を殖産興業に注

ぎ私産を抛ちて榛莽を開き二十餘町歩の茶園を起し百方艱苦に耐へ良工を雇ひ  
有志をして製茶の業を傳習せしめ遂に東金茶の名聲を四方に擧げたり詳しくは

上編第十八章にあり。

高宮辰次郎

高宮辰次郎 押堀の人衆に先ちて養蠶製絲の業を始め地方産業開發上の功勞尠

からず大正三年七月歿す。

高砂浦五郎

高砂浦五郎 大豆谷の人なり上編に委し。

小堀忠七

小堀忠七 小堀忠七は北之幸谷の孝子なりその事蹟左の如し。

予諱論語每章證以和漢古今之善業美事空言不若行事之切實也善庵先生有孝經證注予  
亦做其體編論語證注卷帙浩博權衡非易是以未果惟孝弟者天性不暇學習非他善行之比

故無知顧民之至性不必遠引古得諸今日而摺紳文種弗如者多前日爲小堀孝子立小傳茲  
摘其略曰小堀孝子者上總山邊郡北之幸谷人名忠七父稱四郎右衛門忠七自幼修謹家貧  
而自輕煖肥醜之類凡便父母口體之物莫不必給晝則之野耘夜則寒煖視飲食按摩數  
過父母安寢乃索絢從事平居戲笑百出唯其歡適是付見者不覺其爲孝既娶父母不受而逐  
之者數亦無有怨意其深愛不悌率皆此類也同邑妙德寺住持老於團蕉忠七每至冬杪輒贈  
之糴一斗曰尊者黍與乃翁歎敢忘大恩哉其愛敬父執率皆此類也父年開八秩忠七中風臥在  
墟邊指使曰某事當云云某田盡云云雖極非理亦唯唯曲從不敢拂辭父時欲視稼忠七負而  
行年或餘必告以穰穰勿俾知其委曲養志率皆此類也晚所納之婦亦能淑貞戮力乎供養藉  
之在要處忠七從後擁而妻在前扶之宛如保赤子夫妻不解帶者八年矣鄉隣歎異其忠勤勞  
悴積久不怠率皆此類也先君子適過厥鄉親識孝子因敬邑正上其事忠七聞而伏邑正門謂  
止之其資質粹美不好名利率皆此類也文政乙酉領主榊原氏養之白銀及糜米以旌其孝時  
忠七年五十有九云道之在人心千古一日百姓之日用同於聖人之成能忠七產子僻陋自無  
一丁教導非有素而自孩至耆孺慕之誠如一日矣五十而墓不惟虞帝

第二節 公平村

總説  
公平村

〔總説〕

公平村は殆ど郡の中央に位し、東部は平坦にして田園遠く開け、西部は丘陵起伏して、其の間僅かに狭長の溪谷を有するに過ぎず。  
本村は明治二十二年四月町村制實施の際求名、姫島、家之子、道庭、松之郷の五ヶ村を併合したるものにして、全村の面積一千八百八十三町餘、戸數六百五十餘戸、人口三千三百四十餘人あり。

沿革

〔沿革〕

本村は古の菅谷郷の地なるべし、和名抄に菅谷とあるは菅谷の誤ならん、現に村内松之郷に菅谷の地名遺れり。  
道庭は文祿三年六月の水帳堂庭之郷に作る、元祿郷帳は今に同じ、姫島は古は日西島と稱せりと傳ふ。

本村は大永以後概ね東金酒井氏の領土たりき、徳川時代に至りては道庭は始め幕府の直轄地となり、代官によつて支配せられしが、寛永十九年以後下總佐倉城主堀田正盛及其の子正信の領地となり、寛文元年再び幕府の直轄に歸し、代官細田小兵衛等の支配を受けしが、寛文三年更に又佐倉藩に屬し、城主松平乗久、大久保忠朝、戸田忠昌等相ついで之を領し、元祿十三年以後一部幕府の直轄地を除く、他、薬師寺（後姓を橋と改む）宗仙院及下總結城藩主水野勝長の所領となり、子孫相繼ぎて、明治維新に至れり。松之郷も始めは幕府の直轄地たりしなるべし、寛永十九年以後は道庭と同じく堀田正盛父子の領地となり、寛文元年又幕府の直轄となり、細田小兵衛等の支配を受けしが、其後一部は清水家及石谷氏、赤井氏、高月氏、小野氏等の采地となり、一部は與力給知なりき。求名も寛永十九年堀田正盛の領地となりしが、後、江原氏、三宅氏、酒井氏、村上氏等の采地となりき。家子は寛永十一年中根平十郎地頭となり、元祿十四年結城藩主水野氏の領地となり、爾來相繼ぎて明治維新に至りしが、一部は幕府の直轄地なりき。姫島は結城領及小長谷氏、森川氏等の知行所たりき。徳川氏政權を奉還して、明治の聖代と爲るや、元年七月水野氏領地の外は、房總知縣事柴山文平の支配に歸し、ついで宮谷縣の管轄となり、四年十一月村を擧げて、木更津縣の管轄に屬し、六年六月千葉縣の管轄となる。かくて大小區の制を定めらるゝや、松之郷、道庭、家之子は八大區四小區に求名、姫島は九大區に屬せしが、八年十二

月家之子、松之郷、道庭は八大區五小區となり、求名は同六小區となり、姫島は九大區四小區となる。十一年全村山邊、武射郡役所の管内となり、松之郷は獨立して戸長役場を置き、家之子、道庭、求名は聯合戸長役場を家之子に置き、姫島は成東町等と聯合するに至れり。ついで十七年戸長役場の制改まり、道庭、松之郷、求名、家之子は聯合戸長役場を道庭に置き、姫島は尙成東町等と聯合したり。

弘化年間に於ける公平村戸數石高領主地頭

南總郡考

道庭村	六百二十六石九斗五升一合	七十五戸	結城領 橋宗仙院
家之子村	千六十三石六斗三升	百四十三戸	御料所
求名村	二百四十六石六斗	五十五戸	江原孫三郎 三宅山左衛門 酒井作左衛門
姫島村	四百一十一石七斗	六十一戸	小長谷 藤十郎 森川源之丞 清水殿 石谷十藏 赤井主計 高月唯之進 興力 給地
松之郷村	千二百十六石四斗一升四合	二百一戸	
慶應二年七月山邊郡寄場東金町大惣代名主ヨリ			
關東取締出役中川孫市ニ提出シタル調書			
道庭村	六百二十六石九斗五升一合	六十八戸	
		三百四十三戸	

内	二十四石九斗二升	四十六戸	小川達太郎支配所
家ノ子村	千六十四石二斗七升	二百三十五戸	水野日向守領分
内	三十三石二斗七升	八十九戸	橋隆庵知行所
姫島村	四百一十一石	二百三十七戸	小川達太郎支配所
内	百二十七石	五十八戸	水野日向守領分
内	二百八十四石	百八十一戸	小長谷長十郎知行所
求名村	五百四十六石	二百七十九戸	江原謙次郎知行所
内	二百石	九十三戸	三宅光次郎知行所
内	二百石	八十六戸	酒井作次郎知行所
内	百石	七十四戸	村上修理知行所
内	四十六石	二十九戸	
松之郷村	千三百石九斗三升一合七勺	八百七十六戸	小川達太郎支配所
内	百五十九石八斗五升四合	三百二十六戸	
第一章	南都町村 公平村	二百二十戸	

四百四十一石九斗二升四合三勺	二百六十一戸	小野助九郎知行所
百十四石三斗九升八合七勺	七十二戸	石谷安藝守知行所
九十六石六斗三合	七十八戸	赤井藤太郎知行所
五十八石九斗七升二合	四十六戸	高月左近知行所
三百八十八石一斗六升五合七勺	六十五戸	井上信濃守組 奥力給地
四十一石四合	二十四戸	小川達太郎支配所
外 十二石	四戸	本松寺領

〔産業〕

産業 本村民は主として農耕の業に従ひ、一般に養蠶養雞を副業とす。而して丘陵部に於ては林業を營み、求名にては果樹蔬菜を培養し、松之郷にては製茶を行ひ、家之子にては機業に従事す。其の主なる物を擧ぐれば、米八千八百八十八石、麥二千四百五十七石、甘藷十四万七千貫、繭八百二十四石、雞卵五千五百九十貫、材木二千八百尺、薪炭材千六百棚、絹織物二万七千七百三十七圓、酒一万二千圓、藁細工七千三百六十二圓、其の他柑橘類、蔬菜、製茶、杉苗、稻扱機等を産すること亦少からず。

〔役場〕

公平村役場

山武郡種付所

學校  
公平尋常高等小學

公平村役場 道庭にあり、村内五區を管轄す創設以來村井毅彦自明治二十二年五月至全二十六年五月川崎善平自明治二十六年五月至全二十九年一月中田五助自明治二十九年二月至全三十一年四月久保田專藏自明治三十一年五月至全三十三年十二月浦上豊三郎自明治三十四年一月至全三十四年七月遠山定八自明治三十四年八月至全三十四年十一月川島孫次郎自明治三十五年二月至全三十九年二月石井貫一自明治三十九年二月現職等之が村長たり。

山武郡種付所 山武郡産牛組合種付所は松之郷小井戸臺の南麓にあり、縣道銚子街道より西に入ること半町にして達す、大正元年の創設にして現に種牡牛二頭を有し一般の種付請求に應じつゝあり。

〔學校〕

公平尋常小學 明治五年學制頒布せられ各町村に小學校の設置せらるゝや、本村には家之子小學校、松之郷小學校の二校を設けたり。家之子小學校は求名、姫島、家之子、三村、松之郷小學校は道庭、松之郷二村の設立なり、明治四十一年義務教育年限延長實施に際し二校を合併して公平尋常小學校と稱し、同四十五年四月高等小學校を併置して公平尋常小學校と改稱せり。家之子小學校にありては片山彦九郎自明治二十一年一月至全二十六年九月染屋保藏自明治二十六年十月至全三十四年五月石井鶴治自明治三十五年三月至全四十一年三月松之郷小學校に

神社

八阪神社

ありて青柳善藏(自明治二十五年三月至全三十五年五月)石田嶺司(自明治三十六年五月至全四十一年三月)兩校合併後は石井鶴治(自明治四十一年四月至全四十二年十二月)石田嶺司(自明治四十一年十二月至全四十二年九月)田仲保三部(自明治四十二年十月至全大正三年三月)狩野健二郎(自大正三年三月現職)等之が學校長たり。

〔神社〕

八阪神社 松之郷にあり、素盞雄尊を祀る。傳へ云ふ正應二年久我臺城主北條久時鬼門鎮護の爲め創めて祀る所なりと、古は祇園牛頭天王祠と稱し、松岸山本松寺の管する所たりしが、明治の世に至り八阪神社と改稱し、村社に列せらる境内廣潤にして、老杉蒼蔚として繁茂し櫻樹其の間を點綴す、毎年二季の例祭には遠近數里の賽客競ひ集り境内露店軒を並べ、雜聞殷賑名狀すべからず真に近郷稀に見る所なり。

其の他松之郷に村社日吉神社(大山昨命)若宮八幡宮(大鷦鷯尊)熊野神社(伊弉諾尊)淺間神社(木花佐久)家之子に村社八幡神社(別尊)同末社菅原神社(菅原道實)同攝社大宮神社(大山紙命)水神社(因巢羽黑神社)(天照)道庭に村社稻荷神社(大宮女命)求名に村社熊野神社(國常立尊)姫島に村社八幡神社(別尊)熊野神社(素盞雄尊)あり。

寺院

本松寺

〔寺院〕

本松寺 松之郷字本郷にあり、顯本法華宗にして松岸山と號し、もと本山輪番上總十箇寺の一たり、上篇第十五章に詳し。  
妙宣寺 家之子にあり、日蓮宗一致派に屬す、應永二十八年四月僧日顯の中興開基たり、山門の仁王尊像は里民の尊崇殊に深く、毎月十六日の縁日には賽客頗る多し。その他松之郷の顯成就寺、壽福寺、道庭の元福寺、求名の南北兩高福寺は何れも顯本法華宗にして、家之子の圓福寺は臨濟宗に屬す。

〔名所舊蹟〕

名所舊蹟  
久我臺城址

久我臺城址 松之郷にあり、傳へ云ふ建長元年北條長時房總三國の守護職となり

家之子御所古跡

此地及下總國葛飾郡岩瀬村の二城を管す、子久時孫守時相繼ぎて管すること八十餘年、元弘三年北條氏の滅亡と共に遂に廢滅に歸すと其の地、三面皆深谷水田を擁し、唯西南の一方のみ地脈を通じ、廣袤數千町歩今は皆畑地たり。  
家之子御所古跡 家之子妙宣寺の背後にあり、里傳に云ふ建武中護良親王の鎌倉に弒せらるゝや、妃剃髮して尼となり世塵を避けて本郡に來り、暫く姫島に留り、後

館を設け佛宇を營みて此の地に移る里民敬ひて尼御所と稱せり。妙宣寺より西

北十餘町の松林中に尼御所の墳墓ありと。

東金記録及東金明細記によれば、酒井氏東金在城の頃家之子に足利成氏一家の者住居し、家之子御所と唱へて高五千石の地を領し、東金より附人を置きたりと云ふ。

東金城明細記

足利家之御連枝家之子村に御住居被成家之子御所と唱候

家之子御所面々

高五千石 家之子 姪島湯坂

(此先紙數貳枚切れて相分り不申候に付追而可相改事)

上杉高貞

上杉源左衛門

家老 佐藤兵衛 葛品九右衛門  
同 彌左衛門 家臣 西川内匠介  
塚 彌十郎 塚 彌半人 佐

鎌倉管領足利成氏御一家にて有故當所え下向に付東金より附人被遣置候よし

飯田内藏之助 東金より附人 輪澤與五左衛門

(此より末三枚程切れて相分り不申追而改可申事)

城坂

城坂 松之郷にあり傳へて上總介平廣常嘗て此の地に居り後夷隅郡布施村に移

平藏臺

平藏臺 松之郷にあり、醍醐平藏某の城址なりと傳ふ、東麓に稻荷神社あり、里人こ

山邊の丘

山邊の丘 道庭家之子兩區に跨り高濶にして眺望に富む、丘上古塚十五箇あり、内

二箇は殊に大にして大塚と呼ぶる、口碑によれば此の地古戰場にして塚は死屍、兵

器等を埋めたるものなりと云ふ間々刀劔の破片等を掘出し、ことあり。

三介佛 北條長時の建立なりと稱せらる、松之郷願成就寺境内にあり鎌倉風の

墓石にして、三基相並び三介佛又は三介の墓とも稱せられ、北條長時、久時、守時三代

の墓なるべしと傳ふ。

三介の塔 道庭元福寺境内墓地に三介の塔と稱する石塔一基あり、傳へて三浦義

澄、平廣常、千葉常胤の記念塔なりと云ふ。

〔人物〕

存道日勇 日勇は願本法華宗の僧侶なり、存道と號す幼にして松之郷本松寺に入

り博覽強記能く成人を凌ぐ。享保中笈を負ひて江戸に遊び湯島聖堂に學ぶ業成

り博覽強記能く成人を凌ぐ。享保中笈を負ひて江戸に遊び湯島聖堂に學ぶ業成

り博覽強記能く成人を凌ぐ。享保中笈を負ひて江戸に遊び湯島聖堂に學ぶ業成

るに及んで、上京し本山に入りて其の第九世を継ぎ後郷に歸り、師僧の後を承けて本松寺に住職たり。寶曆十年十二月遷化す著書十數卷あり、其の一部は現に本松寺に藏すと云ふ。

栢子樵谷

栢子樵谷 もと尾張の人、名古屋に生れ幼名を利三郎と呼び、父を金岩利左衛門と云ふ。初め禪學に志し壯に及んで去つて漢學を修む、號して栢子樵谷と云ひ、詩書に通じ、訓蒙教育の道を好む。諸國を遍歴して到る處子弟を教養せしが、後下總に來り千葉郡天戸村に留まる、里人其の徳に懐き、學童其の門に滿つ。適々松之郷の人村井縫右衛門此の地を過ぎ、氏の教育に篤きを聞き、禮を厚くしてこれを其の郷に迎へ、村民と力を合せ爲に本松寺内管谷坊を開きて書院となし、委ぬるに子弟教養の事を以てす。其の兒童を誨ふるや、専ら實用を重んじ、讀書習字の傍折に觸れ事に應じて衛生農耕の事に及ぶこと少からず、是を以て遠近争つて其の門に集り兒童百數十名に達せりと云ふ。後道庭遠山氏に養はれ遠山利三郎と稱し、費を茲に移せり。

鈴木庄内

鈴木庄内 庄内は姫島の人なり、幼名權次郎長じて、源兵衛と改め又庄内と云ふ。

蚤く父を喪ひ母に養はれて舅氏大橋庄兵衛に倚る。長するに従ひ、舅氏の爲に糶糶の事を司る、性書書を能くし閑暇ある毎に讀書す。然るに僻地書に乏しく固より同志の者なく獨り辛苦して四書を讀むのみ、而して舅氏専ら商賈に任ず、故に氏の書を讀む、固より、其の意にあらず常に戒めて曰く讀書豈口腹を養はんやと、故に夜間竊かに簾を以て四方を圍み、燈火をして外に及ばざらしめ、以て、其の中に座して書を讀み家人をして知らしめず。享保十二年の夏酒井修敬成東に來りて大橋を修む逗留すること數月、一日里正に對ひ里中の學を修むる者を問ふ、里正乃和田義丹と庄内とを擧ぐ、修敬依つて二人を招かしめ、其の讀む所を問ふ、庄内悉く諸誦す、修敬之を奇として稻葉迂齋に師事せんことを勸む、庄内大に喜び義丹と共に東都に出で、修敬の周旋を以て、烏山某に寄寓し其の雜務を辨じて、傍迂齋に師事し、關齋派の學を修む、時に年二十八居ること數年母の故を以て國に歸り後生を教ふることを以て任とす、此に於て南總始めて此の學あるを知る、後寶曆年中迂齋の子默齋庄内を訪ねて上總に來り、更に此の學を講すと云ふ。

鈴木養齋

鈴木養齋 養齋は鈴木庄内の孫にして姫島に生る、幼にして學を好み、父祖に就て

道を學ぶ、稻葉默齋の來りて其の家に寓するや、遠近の子弟來り學ぶもの多し。養齋亦篤く默齋に師事し、默齋の清名幸谷に移るに及びては亦從つて其の門に入り、研鑽刻苦學大に進み常に師友の敬畏する所となる。養齋其の後家に歸り地方の子弟を集めて道を講じ、徳化遠近に偏し、實に默齋門下の麒麟兒たりしなり。著書數篇あり、女教訓、物臭狀、仁說問答、大學講義、歲時記、鬼神集說講義、冬至文大成、大順堂雜話等其の主なるものとす。

鶴澤總司

鶴澤總司 道庭の大陸軍歩兵大佐正六位勳三等功三級たり、明治三十七年十月十六日沙河堡附近に戦死す、上編第十八章に詳し。

川島善兵衛

川島善兵衛 公平村松之郷の西方に、古來城坂と呼ばるる一町許の坂路あり、この近傍數百町歩の地、松杉に宜しく到る處、良材林ならざるはなし、殊に善兵衛野と稱するは、川島善兵衛翁に依りて養成せられたるなり。

翁は中田五左衛門の次子、文政六年八月を以て生れ、十八歳にして、川島氏を繼ぎ専ら力を農桑に用ゐ、明治十五年東京米麥山林共進會に於て六等褒賞として、銀杯壹個金參圓を下賜せられたるを始めとして、共進會博覽會ある毎に褒狀を受けたる

事數回なり、翁感激措く能はず、たま／＼官地の拂下げあり、時に翁歳六十なり、二十餘町歩の地を買受くるに參千六百圓を以てせり、この地は小間子牧の一部にして、荆棘蒺藜の繁茂せる所なり、人頗るこれを奇とす。翁家政を嗣子孫次郎に委し、別堡をこゝに營み徙居し、晨昏耒耜を携へて開拓に従事せり、先づ松苗を栽ゑ、而る後杉苗を以てせんとす。然るに杉苗は挿木ならざるべからず、一時に數十萬を得るは容易の事にあらず、乃ち大日本山林會員大和國吉野郡川上村の人、上平豊吉氏より吉野杉の良種參升種壹升を購ひ、三年の後苗木數萬本を仕立て、これを松樹間に植込み、用意周到些の閑地なし、辛苦經營十有三年、遂に鬱然たる良材林を見る、明治二十八年四月病を以て歿す、享年七十三。

翁の歿後その婦能く翁の遺志を繼ぎ、更らに桑園を起して養蠶に従事し、婢僕を使用して精勵すること十有九年、川島家に於て無比の財源を得たり。

翁の壽碑は吉井宗元文を撰し、岡本章庵これに銘し、竹香道人の書する所なり、銘に曰く

孝順義父 濟恤貧民 力田勸學 超絕群倫 菟裘養老 其樂何垠 貞珉斯勒



令名千春

碑裏に翁の詠みたる和歌を刻す  
盡さばやま心立つるこの山の松の緑の榮ゆ祈りて

第三節 源村

總説

〔總説〕

源村は郡の西部に位し、東北は日向村に接し、南は公平村に境し、西は印旛郡八街村と隣す。地勢一般に丘陵起伏し、南北二流の水脈に沿ひて、狭長の溪谷を有するに過ぎず。

本村は明治二十二年四月町村制施行の際、上布田、極樂寺、下布田、武勝、雨坪、植草、瀧澤、酒藏、三ヶ尻の舊九ヶ村を併合して成りたるものにして、全村の面積一千百七町歩、戸數三百二十餘戸、人口一千八百八十餘人を有す。明治四十三年、内務大臣より選奨せられたる模範村なり

沿革

〔沿革〕

本村は概ね古の菅谷郷の地なるべし、和名抄に菅谷とあるは、菅谷の誤ならん。現に隣村公平村松之郷に、菅谷の地名遺れり。

極樂寺は、元祿郷帳、天保郷帳共に一村と爲せど、其の後、上下二村に分ち、明治十年四月上下二村を合して一村となせり、上下布田は、里傳に云ふ、古昔青木と稱し、後布田と改むと、元祿十三年六月の水帳、及名寄帳、元祿郷帳、天保郷帳、並に一村となせど、其の後、上下二村に分てり、其の年月は詳ならず。

本村は大永以後概ね東金酒井氏の領土に歸し、徳川時代に至りては、始めは幕府の直轄地にして、寛永の末より萬治の頃までは、一部は下總佐倉城主堀田氏の領地たしが如し。其の後上下布田、極樂寺、三ヶ尻、酒藏、雨坪は、旗下の士土屋氏の采地となり、瀧澤は、大河原氏の采地となり、武勝は、下總結城藩主水野氏の領地となり、以て明治に至りしが、各區にわたれる小間子牧野附近の地は、尙幕府の直轄地たりき。

明治の聖代に至りては、始め結城領を除くの外、房總知縣事柴山文平の支配を受け、尋いで宮谷縣に屬し、四年十一月、全村木更津縣の管轄となり、六年六月、千葉縣の所管となれり、かくて大小區の制を定めらるゝや、極樂寺、上下布田、雨坪、植草、瀧澤、酒藏、

三ヶ尻は、八大區四小區に編入せられ、武勝は九大區(未詳)に屬せしが、八年十二月村を擧げて八大區五小區に編入せられたり。其の後十一年に至り、大小區を廢せられ、一は雨坪、酒藏、植草、瀧澤、三ヶ尻聯合、一は上布田、極樂寺、下布田、武勝聯合の戸長役場を設けしが、十七年、更に之を併合して、上布田外八村戸長役場と稱したり。後二十二年町村制施行の基礎は、即此の時に成れり。

弘化年間に於ける源村戸數石高領主地頭

南總郡郷考

布田村	三百三十四斗六升三合	四十九戸	土屋山城守
極樂寺村	三百五十六斗六升八合	四十八戸	同
三ヶ尻村	百五十九斗七升八合	十三戸	同
酒藏村	百二十二石五斗八升八合	十二戸	同
雨坪村	百四十二石七斗六升九合	二十一戸	同
植草村	百三十五石九斗五升二合	四十七戸	仙臺治兵衛
瀧澤村	三百八十七石九合	四十七戸	大河原源五左衛門
武勝村	二百八十八石三斗五升四合	三十三戸	結城領

産業

〔産業〕

村内溪谷部は概ね水田にして、丘陵部は畑地又は山林たり。従つて村民一般に農耕に従事し、副業としては、概ね養蠶を行ひ、又林業を營むものも少からず。其の産物の主なる物は、米三千九百五十三石、麥二千百石、蕎麥四百八十六石、用材四千四百七十二尺、木炭一萬四千百貫にして、馬、雞卵等之に次ぐ。金融機關としては、資本金十萬圓の株式會社瀧澤銀行あり。米麥作と杉檜松の植林とは、本村の重要資源にして、従つて村民の改良に努力する所なり。

〔役場〕

源村役場

源村役場は上布田にあり。村内九區を管轄す、創設以來猪野七郎右衛門(自明治二十二年六月至全三十五年三月)猪野重之助(自明治二十五年四月至全三十二年二月)石田熊三郎(自明治二十七年三月至全三十九年二月)遠山文治郎(自明治三十一年三月至全三十四年五月)並木和三郎(自明治三十六年三月至全三十九年五月)猪野重之助(自明治三十六年三月至全三十九年五月)山本八三郎(自明治三十九年五月至全四十二年五月)今井惣作(自明治四十四年六月至現職)等之が村長たり。

本村は村民一般に公共の心に厚く、理事者の精勵と相待ちて、能く村治の實を擧ぐるに努む。嘗つて小學校維持基金の積立を圖るや、校民競ひてこれを醸し、其多き

は一千圓、少きも十圓を下らず。且つ申合せに依りて、學校兒童の入退學、或は出生婚姻、若くは葬祭の事あるに際しては、必ず冗費を節して金圓を寄附し、其額、今や積みみて二萬圓餘に達せり。別に有志の寄附を爲せるあり、村の基本財産は即ち之に基きて積立てらる、後更らに土地を借入れ、部分林を設けて基本財産とせり。其他、或は隔離病舎を設置し、或は村内の道路を修築する等、多くは寄附に依らざるはなし。近くは七千五百圓を投じて小學校舎の増築をなし、學齡兒童悉く就學を見るに至れり。學校には植物園附屬林を設置し、兒童をして花卉の植栽に慣れしめ、或は造林の趣味を養はしむ。又更らに圖書館を設け、汎く一般の縦覽に供し、又巡回文庫を設け、之を各部落に送り、以て子女の回覽に供せしむ。教育會、青年會、戸主會、婦人會等の如き、社會教育にも心を注ぎ、其の實行發達の見るべきもの多く、就中極樂寺に於ける輯睦會の如きは、明治十四年の創立に係り、基本金を積むこと四千圓に達し、或は低利貸附に、或は善行者の表彰に、或は米麥作、其他農事の勸奨に、或は養蠶、養鶏の改良に、其の力を致すこと、亦甚至れり、また五區百町歩餘の耕地整理は、既に竣工を告げ、溜池の新設もありて、旱害の虞なきに至れり、尙勤儉貯蓄組合を設け、

一人一ヶ月十錢以上を貯金することとし、小學校兒童に集金をなさしめ、貯金額今や既に五千圓を超ゆ。明治三十七年以來、納稅組合を設け、益々納稅の完全を計り、一村爲めに納期に後るる者なし。村内の祭日はすべて神嘗祭日に一定して、饗應往來の弊を絶ち、又報本反始、民風改善の目的を以て、毎年新嘗祭日に供穀式を舉げ、併せて村教育會、父兄會を小學校に開くこととせり。村會の議事は常に平穩にして、指定の時刻には必ず參集し、會つて流會せしことなし。役場吏員は常によく其の人を得て、銳意一村の發展を期し、殊に役場の經費に關しては、細心なる注意を拂ひ、反古封筒の如きも能く之を利用し、厚表紙野紙の如きは、使丁をして調製印刷せしむ、現小學校長亦永く同様に勤績し、青年會、婦人會の指導者となり、村長を助けて一村の爲め、盡力する所尠ならず、道路の分岐點には、役場及び青年團員の力により指導標を設け、以て道案内とせり。其の屈曲點には、石油の空箱を置き、「途上に落ちたる硝子の破片、又は陶器其他の危険品は拾ひて此の中に御入れ下さい」と掲げ、村民克く之れを實行す。村民氣風の一端はこの一事を以て知るを得べし。明治四十三年に於て、内務大臣の選奨に與れるも、蓋し故なしとせず。

源尋常高等小學校

〔學校〕

源尋常小學校 本村には始め二箇の小學校を設けたり、即明治六年五月創立せられたる下布田小學校、及全八年一月創立せられたる瀧澤小學校是なり。十年一月下布田小學校を布田小學校と改稱す、二十年一月瀧澤小學校を布田小學校の分校とす。二十二年四月町村制施行と共に布田小學校を改めて源尋常小學校と稱し、二十六年十二月校舎新築落成と共に高等科を設置して、源尋常小學校と改稱し、十四年校舎を増築す。創立以來小川吉人(自明治六年十一月至全八年六月)土屋圓次(自明治九年七月至全十七年十二月)景山郡次郎(自明治十八年一月至全二十一年十一月)井口義十郎(自明治二十二年八月現職)等、之が學校長たり。

源村圖書館 源尋常高等小學校内にあり、明治四十一年一月の創設にして、圖書約一千餘を藏し、本館に於て隨意閱覽せしむるの外、巡回文庫を設け、年一回以上村内の閱覽所に廻附して、村民の閱覽に供しつゝあり。

〔神社〕

御嶽大神 植草にあり、安閑天皇を奉祀す。由緒の知るべきなきも、境内老樹森然晝猶暗し、村民の崇敬頗る厚し。其の他、上布田に村社八幡神社(應神天皇)極樂寺に村社

源村圖書館

御嶽大神

三社神社(大己貴命) 下布田に村社日吉神社(大山)武勝に村社八幡神社(譽田)雨坪に村社八幡神社(譽田)瀧澤に村社日吉神社(大山)酒藏に村社大宮神社(大己)三ヶ尻に村社熊野神社(伊弉)等あり。

〔佛閣〕

藥王寺 上布田字布田前にあり、不老山と號し、顯本法華宗に屬す。賽客頗る多く、縣下有名の巨刹なり。詳しくは上編第十五章にあり。

その他極樂寺に本極寺あり、下布田に光明寺あり、武勝に本隆寺あり、雨坪に東源寺あり、植草に植草寺あり、瀧澤に藥王寺あり、酒藏に圓藏寺あり、三ヶ尻に東漸寺あり、皆顯本法華宗に屬す。

藥王寺

〔名所舊蹟〕

小間子牧 本村は近世概ね佐倉七牧の一たる小間子牧の野附村にして、極樂寺に駒取場あり、野附村の山林には牧馬自由に來り棲みたる者にして、其の人民は平素林中に入りて、馬糞を拾ひ集め、下草を刈取る等のことを許され、捕馬の際は役夫として使用せられたりき。當時下布田、並木五郎右衛門(當主並木桃太郎)瀧澤、今井清

小間子牧

兵衛(當主今井貞三郎)二人は、牧士と稱し、牧馬の任に當りたるものにして、其の資格は士人に準じたり。

〔人物〕

六郎兵衛

六郎兵衛 瀧澤村の名主なり、寛永十九年、佐倉藩の苛斂誅求を憤り、蜂起して強訴を企てたる時、木内宗吾等と共に總代に選ばれて、佐倉に出で、吟味中郷宿に預けられ、遂に追放に處せられたり。

山本治左衛門

山本治左衛門 極樂寺の人なり、明治の初學區取締、地主總代、其他諸種の公職に選ばれ、地方公共の爲めに盡瘁する所尠からず、嗣子八三郎、久しく村長の職にあり、銳意奮勵、村治の實績を擧ぐるに努め、遂に明治四十三年内務大臣の選奨を受くるに至れり。

猪野七良右衛門

猪野七良右衛門 上布田の人、十七歳の壯年より五十四歳に至るまで、終始名主戸長、村長等の公職に選ばれ、圓滿なる資性を以て、勤儉力行の模範を示し、周密なる用意を以て事務の進捗を圖り、能く自治の基礎を定めたり。後其の公共に盡瘁したる功勞を認められ、明治四十四年、源村表彰規程により其の善行を追彰せらる。

遠山文治郎

遠山文治郎 雨坪の人、自治制施行以前より、多年村政に従ひ、次で明治二十七八年の交、恰も本村が選舉競争の弊に堪へざる時に際して、村長の職にあり、公平なる斡旋を以て、村民の融和を圖り、以て自治の基礎を鞏固ならしめ、公共に盡瘁したる功勞尠からず、明治四十四年、源村表彰規程により、其の善行を追彰せられたり。

並木和三郎

並木和三郎 下布田の人、自治制施行の後出で、村務に従ひ、或は助役、或は村長に擧げられ、十有餘年の間、鞅掌怠らず、教育基金を確定し、勤儉貯蓄を勸奨する等、治績の見るべきもの尠からず。其の公共に盡瘁したる功勞洵に大なるにより、明治四十四年、源村表彰規程によりて、其の善行を追彰せられたり。

並木政五郎

並木政五郎 雨坪の人、資性温厚、篤實、明治二十九年、陸軍教導團に入り、三十年卒業、歩兵二等軍曹に任せられ、近衛歩兵第四聯隊附に補せらる、日露の國交破るゝや、一死以て君國に報ずるの覺悟を持し、遺言狀を認めて出征し、挺身奮闘、明治三十八年二月、歩兵少尉に任せられ、正八位に叙せらる、同年三月三日、唐家屯、東北方高地奪取の目的を以て、夜半敵壘に奮進し、遂に敵彈に當りて斃る。功により、即日功五級勳六等に叙せられ、旭日章を賜はる。(詳しくは上編にあり)

猪野禎五郎 極樂寺の人夙に社會教育の忽諾に附すべからざるを感じ、多年禁酒禁煙をなし、其の克己の餘になれる金六百圓を擧げて、青年會に寄託し、民智開發の爲め、講演會開催の基金とせり。明治四十四年源村表彰規程により、其の篤行を表彰せらる。

戸田長三郎 極樂寺の人、勤儉力行、赤貧より家を興し、行人の困難する者あれば、暗夜には提灯、雨天には傘を貸與し、毎月一日小學校に出で、小破修繕等の雜用を辨じ、小作米にも優良の者を納め、又毎日日記を認め、反省立案の資に供する等、篤行の賞すべきもの尠からず、依つて源村表彰規程によりて表彰せられたり。其の他本村表彰規程によりて、表彰せられたる者に、石田つた、戸田庄左衛門、並木なみ、石田勘兵衛、今井英吉、小川兼次郎、石田甚作、山本鐵五郎、猪野三郎、右衛門、石田すゑ、並木茂吉等あり。

〔總説〕

第四節 丘山村

丘山村は東金町の西大和村の西北にあり、西境印旛郡八街村に接す。地勢は一般

に丘陵起伏し、其の間二條の水流ありて、狭長の溪谷を爲せり。本村は明治二十二年四月町村制施行の際、油井、小野、瀧丹尾、山田の舊五ヶ村を併合して成立したるものにして、全村の面積一千十四町餘、戸數三百五十餘戸、人口一千八百八十餘人を有す。

〔沿革〕

本村は概ね和名抄に所謂岡山郷の地なり、油井は中世湯井郷と稱す。天正十九年の繩打帳由キ郷に作る、キは蓋井の誤なり、元祿郷帳油井村とす。小野は文祿三年七月の水帳小野之郷に作る、元祿郷帳は小野村とす。丹尾は天正二十年家忠日記に見ゆ、此の附近は下總千葉郡及印旛郡へ交界する地なれば古文書に堺郷と云ふに當らんか。山田は天正十九年七月の水帳山田之郷に作る、元祿郷帳は山田村とす。

油井は中世鎌倉淨光明寺領に屬す。丹尾も亦然りしならん。

上總國湯井郷事、沼田藤七入道妙覺、雖申子細、於妙覺者可宛給其替、至當郷者、任親應三年十月十五日御寄進狀旨、領掌不可有違之狀、如件。

貞治二年二月廿七日

光明寺長老

基氏

淨光明寺雜掌賢秀申、上總國北山邊郡湯井郷内越田漆段大井給分方田地壹町參段小及政所屋敷免事、早止千葉介家人等押領、任觀應三年十月十五日御寄進狀旨、可被沙汰付下地於寺家之狀、如件。

貞治三年四月十六日

伊豫守殿

基氏

當寺領上總國山邊北郡内堺郷、井鹿見堺相模國多波野庄平澤村一分等、知行不可有相違、候旨、天氣所候也。依執達如件。

元弘三年十月五日

淨光明寺長老如仙上人御房

右兵衛□□

大永以後に至りては、全村概ね東金酒井氏の領土に歸せしが、徳川時代には、小野の一部は寛永の頃より和田氏の知行所、一部は寛文の頃より土屋相模守の領地となり、後元祿に至り、土屋氏の領地は分れて三田氏及伴氏の采地となり、油井、瀧、丹尾、山田には、一部分幕府の直轄地あり、其の他は油井は與力給知、瀧は黒川氏、丹尾は伴氏

及建部氏、山田は青木氏等の知行たりき。

明治の聖代に至りては、全村房總知縣事柴山文平の支配を受け、尋いで宮谷縣に屬し、四年十一月、木更津縣の管轄となり、六年六月、千葉縣の所管となれり。かくて大小區の制を定めらるゝや、始めは村内概ね八大區四小區に屬せしが、八年十二月、村を擧げて八大區三小區に編入せられたり、其の後十一年、大小區を廢せられ、小野と山田とは二ヶ村聯合にて、油井、瀧、丹尾は東金町大豆谷と共に四ヶ村聯合にて、各戸長役場を設けしが、十七年よりは之を併合して、小野村外五ヶ村戸長役場と稱したり。

弘化年間に於ける丘山村戸數石高領主地頭

南總郡郷考

小野村	七百三十五石二斗六升五合	八十五戸	和田千太郎	三田權之丞
油井村	三百四十七石二斗七升六合	四十戸	與力給地	
瀧村	百六十五石二斗三升八合	十四戸	黒川左京	
丹尾村	八十一石四斗五升一合	十五戸	伴五兵衛	建部十郎左衛門
山田村	三百二十九石七斗六升二合	六十戸	青木兵十郎	
第一章 南部町村	丘山村			

産業

〔産業〕

村内谿谷部は概して水田にして、丘陵部の臺上は畑地多く、其の傾斜面は殆ど山林たり、従つて本村民は主として農耕の業に従ひ、副業として養蠶を行ひ、かねて林業を營む者亦少からず。産物は米三千八百廿二石、麥二千二百廿六石、蕎麥二百六十六石、用材一萬二千百九十六尺、薪九百七十三棚、木炭八萬五百八十貫、醬油二百十石を主なる物とし、大豆、蘿蔔、甘藷、雞卵、製茶等之に次ぐ、米麥作の改良と植林とは、村民の一般に努力しつゝある所なり。

役場

〔役場〕

丘山村役場 小野にあり、村内五區を管轄す、創設以來、清宮善兵衛、鶴岡禮太郎、鶴岡新之助、産方貞藏、手島巳之司、鶴岡剛藏、秋山三藏、鶴岡磯吉、橋本芳藏、鈴木俊治郎、橋本信、手島巳之司、金坂琢磨等相つぎて之が村長たり。

學校

〔學校〕

丘山尋常小學校 丹尾にあり、明治六年小學校創立の際は、本村兒童は大和村田中及八街村小間子の小學校に通學せしが、十三年十二月に至り、始めて小野に小野小

丘山尋常小學校

學校を設けたり。二十年四月小野尋常小學校と改稱して、山田に山田分校を新設し、二十一年四月分校を廢止す。其後三十八年四月に至り、再山田分校を置き、全年七月小野尋常小學校の名を改めて、丘山尋常小學校となし。四十年四月校舍を現今の地に新築し、再山田分校を廢して、全村兒童を茲に收容せり、創立以來、今井卯之助、豊田喜三郎、鶴岡茂助、石田山三郎、勝又兼次郎、神田保、富谷小市、石橋勇吉(自明治三十九年四月至全年三月)、布留川金次郎(自明治四十一年三月現職)等之が學校長たり。

〔神社〕

貴船神社 山田にあり、鸕鷀草薙不合尊、玉依比賣命、豊玉媛命を祀る。父老傳へて、西行法師東遊の途次、山城國貴船神社の神靈を村内坂東谷に奉祀せしが、後享徳年間、太立寺臺に遷移し奉る、本社即これなりと。その他、小野に村社六所、神社(伊弉諾尊、伊弉册尊、熊野夫須美大神、伊弉册尊、事解之男神)、丹尾に村社八幡神社あり。

神社 貴船神社

佛閣

〔佛閣〕

小野に本圓寺、長榮寺、油井に興善寺、瀧に清瀧寺、丹尾に東成寺、山田に妙觀寺、觀喜寺、



妙法寺あり。何れも顯本法華宗に屬す。

名所舊蹟

墨染の櫻

〔名所舊蹟〕

墨染の櫻 山田に一大櫻樹あり。其の花趣を異にし、開花するや、初め紅なれど、中

頃變じて白色となり、終りは墨色に化し、落花せずして新葉となる。稱して墨染の

櫻と云ふ。

小町山

小町山 小野にあり、里老傳へて小野小町此の地に生ると稱す、山上もど一幹の老

松ありしが、今は既に之を伐採し、二櫻樹を以て之を標せり。

小川戸臺

小川戸臺 小野にあり、佐々木道譽上總左遷の際、寄寓の屋敷跡なりと傳ふ。道譽

は足利尊氏及義詮に仕ふ。性險狡、猾功を恃みて忌憚する所なし、與國中、京都妙

法院を燒き、院主法親王を侮辱したる罪により、一時上總山邊郡に流されたれば、古

傳或は眞ならんか。

### 第五節 大和村

總説

〔總説〕

大和村

大和村は本郡の西南に位し、東北は東金町に西北は丘山村に接し、東南は福岡村及増穂村に界し、西南は山邊村及大網町に連り、面積七百四十八町餘、戸數四百四十七戸、人口二千九百五十餘あり。地勢自ら高低の二部に分れ、低地は福俵、田中及山口の一部にして土地全く平坦にして、田畑相連り、高地は雄蛇ヶ池の沿岸より、養安寺及小西に接續せる地域にして丘陵其間に起伏せり、小野川丘山村より來りて、雄蛇ヶ池の水を合せ南流して田中、山口、福俵等の灌漑を便にし、尻無川は源を山口に發し、西南に流れて、大網町に入る、土地頗る肥沃にして、米麥の産に富み、養蠶の業亦盛なり。

沿革

〔沿革〕

長享元年、酒井越中守定隆土氣城に入るや、本村も亦其領地となり、天正十八年、徳川氏の領有する所となり、明治元年三月、應南縣の支配に屬し、全二年宮谷縣の管轄に移り、全四年三月、木更津縣に屬し、第四十六區に編入せらる、同六年千葉縣の所轄となり、第八大區三小區に編入、同七年七月、第八大區出張所の管轄する所となり、同九年一月、臨時出張所を東金に置かるゝや、同年十月、第七、八大區出張所の所管となり、

同十年山邊武射郡役所の管轄に歸し、同十一年十二月田中、山口の聯合戸長役場を田中に置かれ、福俵には別に戸長役場を置き、養安寺、小西にも亦聯合戸長役場を置かる。同十七年八月田中、山口、福俵、養安寺、小西の五ヶ村聯合戸長役場を田中村に設置し、明治二十二年以上の五ヶ村を併合して大和村と稱す、弘化四年に於ける領主及其石高等左の如し。

山口村	千五百八十九石七斗四合	百三十二戸	御領所 清水與一 赤井号二郎 前田孫一郎
小西村	三百八十四石三斗四升五合	八十三戸	大岡伊織
養安寺村	五百七十一石七斗		
福俵村	千三百七十七石七斗七升一合八勺	二百八戸	井上豊政守 河野松庵 寛助兵衛 備田流三郎 大岡伊織
田中村	八百五十二石七斗七合	七十六戸	阿部四兵衛 清水殿 川口茂兵衛 川口文之助 松平豊前守

産業

〔産業〕

本村の住民は概ね農業を營み、近時養蠶盛に行はれ、果樹を栽培する者亦多く、福俵には古來福俵に於て製造する菅笠は其販路頗る廣し、物産の重なるものは米麥を主とし、薪炭、菅笠、柑橘等之に次ぎ、梅實の産額も亦少なからず、今最近の統計を擧

ぐれば左の如し。

米九千三百九十九石 麥九百十六石 蠶三百二十五石  
雞卵二十九萬一千六百三十五個 柑橘二萬三千三百二十貫

〔官公署〕

官公署  
大和村役場  
大字田中にあり、明治二十二年創設以來柿栖伊兵衛自明治二十二年五月至全 年八月櫻井茂助自明治二十二年八月至全 年八月華表兵吉自明治二十六年八月至全 年八月鎗田秀太郎自明治廿八年五月至全 年五月安川八郎自明治三十二年五月至全 年五月鶴岡宰治自明治三十八年七月至全 年七月田邊竹造自明治四十二年七月至全 年七月等を経て三須兵三郎自大正二年一月任 村長たり。

〔學校〕

學校  
本村の教育は東西の二部に區分し、西部に大和尋常小學校、東部に福俵尋常小學校あり。大和小學校は明治六年十一月の創設にして當時、田中、小野、大豆谷の三箇村を組織し、田中村法光寺を以て假校舍に充て、田中小學校と稱せり、同時に山口村及小西村にも各一校を設置せりと云ふ。明治十三年十二月田中校より、小野及大豆谷の兒童を分離せり、明治十六年四月山口村常安寺を假校舍となし、初等科及中等

科を置き、癸未小學校と名く、明治十九年三月山口、田中、養安寺、小西の四箇村を一學區となし、本校を田中村に置き、分校を養安寺村に置けり、明治二十年癸未本校を開徳小學校と改め、山口村福相寺を假校舍に充つ、明治二十一年三月校舍を山口村の一民家に移し、同二十二年四月大和尋常小學校と改稱せり、同二十五年九月新築の議起り、越えて二十九年四月落成式を行ひ、同年五月高等科を併置せり、明治四十一年高等科を廢止せしも、學齡兒童頻りに増加し、教場狹隘を告げしを以て、改築を圖り、大正二年十二月工を竣へたり、創立以來金坂榮次郎、安川萬次郎、齋藤夏之助(自明治十二年十月至全)、植草茂三郎(自明治三十四年六月)、片岡赫藏(自明治三十九年四月)、五十嵐傳吉(自明治三十四年四月)、高橋伊一郎(自明治四十三年三月)を経て富塚甚之丞(自大正二年七月)、現在校長たり。

福俵小學校は明治七年一月の創立にして、當時栗原宗茂の家を假校舍に充て、開校し、同八年村民の寄附金を以て一校舍を新築せり、同二十六年五月火災に罹りしを以て、新に校舍校具其他の設備を完成せり、創立以來金澤良睦、金澤進、四宮義雄、野村介爾、片岡赫藏(自明治二十年十月)、江口金藏(自明治三十九年五月)を経て眞行寺一藏(自明治四十九年九月)、現任校長たり。

福俵小學校

神社

御嶽神社

〔神社〕

御嶽神社 本村養安寺に鎮座し、祭神は廣國押武金日命にして、創立の年月日詳ならず、毎年陰曆正月、九月の二十六日を以て例祭とす、傳へ云ふ人皇六十代醍醐天皇の延喜十六年、僧日藏なるもの大和國吉野郡金峰山より遷座せしものなりと、當時より藏王大權現と稱せしが、明治三年三月宮谷縣の令達に基き、御嶽神社と改稱せり。社域丘陵の上に位し、雜樹鬱蒼として繁茂し、頗る幽邃なり、其他本村には小西に柏原神社(祭神は日本磐余彦尊)、田中に鹿渡神社(祭神武甕槌命)、福俵に六所神社(祭神は伊弉諾岐命、伊弉美命、蛭子命、大日靈命、月夜見命、少毘古那命)、鹿渡神社(祭神天迦具神、武御名方命、水速少命、大山咋命)等あり。

〔寺院〕

法光寺

法光寺 本村田中にあり、境内一千三百六十四坪、顯本法華宗に屬し、上總十箇寺の一なり。寺傳に云ふ元眞言宗にして西法寺と稱せしが、長享二年土氣城主酒井定隆領内の寺院に改宗を命せし時、住僧命を奉せざりしを以て、之を破却し、明年二月僧日泰をして本寺を創建せしむ。慶安中徳川家光寺領十八石を寄す、寺に一名玉を藏

正法寺

す徑凡二寸許其形水晶の如し傳へ云ふ開山日泰其高弟日行に與ふ日行本寺の住職となり終に寺の寶物となせりと、里人之を産の玉と稱せり詳しきは上編にあり

本福寺

本福寺 本村大字小西にあり、長録二年の創立に係り日意上人これが開山たり、日蓮宗獨立本山にして天正十八年日悟上人の時檀林を起せり、實に同宗全國三大檀林の一なり(詳しきは上編にあり)。  
本福寺 本村福俵にあり、長榮山と號す、顯本法華宗に屬せり、寺傳に云ふ、永祿九年十二月の創立にして、大僧都日行上人の開基たり。日行は市原郡八幡村の産にして、日泰上人の高弟なり、當時師弟共に田中村法光寺に居りしが、日行田中村より福俵に來り、布教傳道に従事すること數年、信徒大に増加し、遂に一字を建て、布教所に充つ、是れ今の本福寺なりと。寺域平坦にして甚だ廣く鐵道線路に接續せり、本村には其他山口に常安寺、福相寺、海潮寺、養安寺に本成寺、圓融寺、小西に經藏寺、田中に長泉寺、福俵に本龍寺等あり。

名所舊蹟

〔名所舊蹟〕

山邊赤人塚

山邊赤人塚 本村大字田中にあり、方數尺の荒蕪にして一小碑あり、里人之を赤人

千段穴

塚と呼ぶ傳へて歌聖赤人の遺跡なりと云ふ、詳しきは上編にあり。  
千段穴 本村大字山口福相寺の近傍にあり、洞口東に面し口徑二尺に満たずと雖も洞内數個の小竇あり、匍匐して入るときは數十人を坐せしむるに足る所あり、これ上古穴居の跡ならんか(詳しきは上編にあり)。

雄蛇池

雄蛇池 本村大字田中、山口、養安寺及丘山村大字小野の四部落に跨れる池にして面積二千七百坪、附近の水田八百餘町歩の灌漑に供せり、周圍は丘陵を以て包み冬季には鴻雁群游して景致も亦佳なり(詳しきは上編にあり)。

小西城址

小西城址 本村小西にあり(詳しきは上編に記す)。

人物

〔人物〕

安川柳溪

安川柳溪 福俵の人、文政二年十月十二日を以て生れ、明治卅一年五月某日歿す、幼名は八三郎柳溪は其號なり、人となり謹、敎強記書畫に長じ、旁武術に達せり、嘉永二年藩主に從ひ大坂城にあり、解任の後京攝の間を往來して篠崎小竹、貫名海屋、梁川星巖、中西耕石、谷口霽山、竹洞梅逸等と交を結び、尋で山陽南海の諸州を遊歴し、名山大川を跋渉して畫題を探り、益々其技を進め、明治の初兵馬倥傯人心不穩なるとき

に際し藩主の順逆を誤らんことを恐れ、東西奔走大に規劃する所あり、功を以て章服を賜はり、士班に列せらる。明治四年藩を廢し縣を置かるゝや、擧げられて戸長となり、村治に貢献し、幾もなく辭職し、爾後吟咏自適各地の勝を探りて詩囊を温む、重野成齋、岡本章庵、小永井小舟、瀧和亭、晴湖女史等最も親善なり、是より先千葉縣修史の命を奉じ、縣内を遍歴し、或は舊記を徵し古老に問ひ、遂に上總國誌六卷を著して世に公にせり、時に明治十丁丑年にして齡五十八歳なり。同二十一年五月小松二品親王殿下陸軍演習の途次、東金町八鶴館に駐駕あらせらるゝや、特に拜謁を允され、自筆の倭繪及花鳥の二幅を献せしを以て、嘉賞を蒙り、還駕の後、特旨を以て御墨一函を賜はりしと云ふ。

### 第六節 土氣本郷町

#### 〔總説〕

土氣本郷町は本郡の西南隅にあり、東南は丘山、山邊、瑞穂の三村及長生郡新治村に接し、西北は市原郡市東村、千葉郡譽田、白井の二村及び印旛郡八街村に境し、殆んど

本縣の中央に位せり。地勢概ね平坦なりと雖も、東北境より西南境に亘りて丘陵起伏し、人家其間に散在せり、土氣臺は内灣及外洋に流るゝ河流の分水界をなし、頗る高地たり、面積二千三百二十二町を有し、山林原野に富めり、本町は明治二十二年土氣町及小食土、小山、大椎、越智、大木戸、高津戸及上下大和田の九箇村より成り、戸數五百九十餘、人口三千八百六十餘を越へ、房總鐵道開通以來、頗る交通の便を得たり。

#### 〔沿革〕

本町の起原詳ならずと雖も、室町幕府の頃、土氣太郎なる者地頭に任せられ、古城に居り之を管す、徳川時代、寛永以前より土氣郷又は土氣領と稱せしが、寛文年間より土氣町と稱するに至れり、土氣太郎以後、康正年間、島山六郎地頭となり、寛正中、酒井定隆此地に移り相襲ぎて五世に及び、天正八年、徳川氏の代官、島田治兵衛、高林金兵衛、野村彦太夫を経て、正保三年、堀田加賀守、同上野介父子之を領し、後再び幕府に直屬し、八木治郎左衛門代官たり、寛文六年より、松下和泉守之を領し、延寶七年より、大久保加賀守の領となり、貞享より、元祿に至るの間、戸田山城守之を領し、元祿十一年、松下刑部の知行となり、子孫相襲ぎ、明治元年、松下重之代官となる。維新後、鶴舞

藩治に歸し更に宮谷縣及木更津縣を経て明治六年千葉縣の管轄に移り、同十二年土氣町外十一箇村の組合を組織し、同廿二年小食土、小山、越智、大木戸、大椎、高津戸、上下大和田の八箇村を併合して土氣本郷町と稱せり。而して明治維新前の領主及び石高等左の如し。

土氣町	六百三十四石一斗六升五合	百四十八戸	松下嘉兵衛
越智村	百五十四石一斗四合	四十八戸	三島清左衛門
大木戸村	百九十五石八斗七合	四十四戸	水野筑前守 小幡平八郎
小山村	五十五石六斗	十二戸	建部十真左衛門
高津戸村	百三十八石七斗九升七合	四十四戸	大岡主膳匠
小食土村	四百三十二石四斗三升二合	三十八戸	河口茂右衛門 神谷銀一郎
大椎村	四百一十五斗三升四合	四十戸	石丸孫之丞 鶴牧領 神谷銀一郎
大和田村	六百七十七石	七十九戸	曲淵叔五郎 水野肥前頭
大和田村	二百石	戸數未詳	久保傳左衛門

〔産業〕

本町の住民は概ね農を以て本業とし、傍ら商工を兼ねるものあり近時養蠶の業漸

産業

く盛に赴き春秋二期の收繭高一萬圓を超ゆるに至れり物産は穀類、繭、薪炭、材木等にして革細工、下駄表、竹皮草履等の特産物あり最近の統計によれば左の如し。

米六千九百八十八石 麥八千五百九十九石 蕪二百六十五石  
 雞卵三十三万〇三百廿五個 薪炭材一萬三千五百四十五捆 炭二萬四千九百九十三貫  
 大豆五百七十二石

〔役場〕

土氣本郷町役場 町の西方停車場に通ずる所にあり、創設以來相模啓次郎自明治十二年八月至全、石井治郎助自明治三十二年九月至全、伊藤政任自明治三十五年十月至全、木村龜太郎自明治三十五年九月至全、江澤彌五郎自明治四十二年三月至全、小川常太郎自明治四十三年九月至全、橋本平吉自明治四十五年五月至全等を経て現村長石井治聰に至れり。

〔學校〕

維新前後には土地の住民鶴澤太郎左衛門といふものあり、私塾を開きて子弟を集め漢學及習字を授けしが、明治九年十月始めて公立土氣小學校を設置し、同町西谷寺を假教場となせり。明治十年本町外十五箇村を總括して一學區となし、善勝寺

役場

學校

を假校舎に充て、本校となし、越智、大木戸、大椎、大和田の各部落に分校を置けり、明治十一年八月本校設置の議破れたるを以て再び西谷寺に於て土氣町の兒童を教育し、同十六年本町の一家家を借りて之に移り、同二十年四月公立池田小學校と合併し、旭山尋常小學校と改稱し再び善勝寺を假校舎となせり、同二十八年本町土食土區の教育事務を山邊村に委託し、同三十年大和田小學校の學區内高津戸及日新小學校の學區内小山を分割し、其に之を本校の學區に合併し、位置を居待塚に指定せらる。同三十二年三月新築校舍略々落成せしを以て、之に移り同四月十九日落成式を舉行す、是より曩本町には本校の外下大和田に大和尋常小學校、越智に日新尋常小學校を設置せしが、同四十一年四月三校を廢して更に土氣尋常小學校を設置し本校を土氣に置き、元大和小學校を第一分教場、元日新小學校を第二分教場と定めて全町の兒童を收容し、同四十三年増築校舍落成せしを以て同四十四年四月より高等科を併置せり。而して歴代の校長は左の如し。

土氣尋常高等小學校は梅津周司、國友寛、山本彦右衛門、中村萬次郎、塚田仙藏、内海儀三郎、古川鉄藏、塚田仙藏(再任)、清宮義郎自明治三十年五月至全四十二年四月等を経て現任校長天羽淳夫自明治四十一年四月一現在

に至れり、大和尋常小學校は増田昌利、中村定吉、永島常吉自明治十八年二月至全三十年九月、鈴木胤作自明治三十七年三月至明治四十年四月、渡邊豊之助自明治四十一年三月至全四十二年三月、等校長又は訓導に歴任し、日新尋常小學校は中村定吉、宮田祿自明治二十七年三月至全二十八年五月、眞行寺一藏自明治二十七年十月至全四十一年四月、等校長又は訓導に歴任せり。

〔神社〕

神社  
御靈神社

御靈神社 本町字小食土吾妻山に在り、境内二百五十七坪、祭神は小碓命にして、社殿間口一間五尺、奥行一間、拜殿は間口三間五尺、奥行三間、創祠の年支詳ならず、明治二年一月七日現今の社名に改む、境内二社あり、一を天満神社と云ひ、一を子安神社と云ふ、此地區の中部往時は老樹繁茂し、九十九里の漁民及航海者の目標となりしと云ふ、絶頂に八幡神社あり、無格社にして應神天皇を祭る、この外高津戸に熊野神社、祭神櫛御毛野命、上大和田に熊野神社、祭神伊弉册命、下大和田に鹿渡神社、祭神天迦具神、大椎に八幡神社、祭神譽田別命、越智に天満神社、祭神菅原道真、大木戸に八幡神社、祭神譽田別命、小山に熊野神社、祭神櫛御毛野命等あり、而して村社縣神社は隣村山邊村の地籍にあり、詳しくは山邊村誌中に記せり。

〔佛閣〕

佛閣

善勝寺

善勝寺 願本法華宗にして上總十箇寺の一なり、寺傳に云ふ元真言宗に屬し、極樂法寺と稱せしが、寛正年中酒井定隆土氣城主となるに及び日泰上人の請により日蓮宗に改め、如意寶珠山と改め、善生寺と號す。天正十九年十一月徳川家康より田五十石を賜はれ善勝寺と改名せり、安永年中火災に罹り佛像器具堂宇を合せて概ね之を失ふ、安永天明の間僧日滿信徒を勸進し本堂及庫裡等を再建す。天保年中住僧日精衆力を聚めて鐘樓門石其他を修營す、本堂は町の東南に位し庫裡は頽敗甚しきを以て更に改築せり、境域西は平地より高きこと五六尺に過ぎずと雖も、東方は開濶にして絶壁に臨み、眺望頗る佳なり(詳しきは上編にあり)。

本壽寺

本壽寺 本町字西山にあり、境内二千七百三十七坪、願本法華宗にして上總十箇寺の一なり、寺傳に云ふ、長享元年三月土氣城主酒井定隆施主僧日泰開山たり、天正十九年十一月徳川家康寺領三十石を寄す、境内平坦にして樹木鬱蒼たりしか、明治三十七年一月二十七日火災に罹り庫裡及大師堂焼失し今は本堂一字を存するのみにして殆んど昔日の觀なし、境内に櫻樹數株あり花時杖を曳くもの多し(詳しきは上編にあり)。

名所舊蹟

土氣城址

〔名所舊蹟〕

土氣城址 本町大字土氣の東に在り、傳へ云ふ相馬胤綱の次子土氣太郎なるもの此に居り、後富山重康を経て酒井定隆子孫五世の居城たりと、東方險崖に臨み崖下は直ちに九十九里の平野に面し、南方に丘陵起伏し西北は一帶の曠野にして其間森林溪谷多く、東北隅を本丸となし面積凡そ千七百坪許今は概ね畑となり、今昔の感に堪へざらしむ(詳細は上編にあり)。

大椎城址

大椎城址 本町大字大椎にあり、土氣停車場の西南約一里に位せる山林に在り、城山と呼べり(詳しきは上編に記す)。

子は清水

子は清水 本町下大和田に親は古酒、子は清水なる舊跡あり、今に其地を「子は清水」と稱せり、口碑に傳へ云ふ寶曆年間に文五郎なる者あり、孝養の心厚く其の父甚だ酒を好む、而かも文五郎赤貧にして酒を購ふの資なく心に之を痛む、或る日父此地に來り渴を醫せんとして路傍に湧出せる清水を呑みしに其旨きこと芳醇の如くなりしかば喜ぶこと甚し、それより日々此地に來り酌みて家に歸る、文五郎其の醉へるを見て大に怪み、父に尾して至れば清水を酌みてこれを飲み曰く「これ芳醇なり」



と文五郎大に喜び居をここに移し、以て老父を養へりと云ふ、時人稱して親は古酒子は清水と云へり、今も此を文五郎屋敷とも稱せり、子は清水につきては現今何等の記録なしと雖も、幕末の頃に大和田名所大津繪なるもの一時流行せしが、其の歌に文五郎を名物男として句を結べり。寶藏寺の過去帳に寶曆四年甲戌二月道須信士文五郎とあり、文五郎の分家に文右衛門なる者あり、文右衛門の家は今廢家となり、其跡地を文右衛門家敷と云へり。其の文右衛門の家に生れたる者にて千葉郡白井村中野に木富清兵衛と云へる者ありしが、十數年前八十餘歳にて亡せり、文右衛門の宗家は今尙存せりと云ふ。文五郎は又公共心に富み、下大和田前畑一帶の地西南の一方往時原野にして年々西南の風吹き荒み農作物の被害甚しかりしかば、文五郎之を憂い、防風林を經營せり。之を文五郎並木と稱す。其下畑を松の木下と稱せしとか、此防風林の仕立方につきては文五郎種々工夫して始めに松の木を植へ其間に「モツキ」「ウツキ」の如き速成木を挿み、恰も垣根様に仕立たりと云ふ。

人物

〔人物〕

日泰上人

酒井定隆、同定治、同玄治、同胤治、同康治、同重治並に酒井實治、富田彦兵衛

の略歴は上編に上す。

### 第七節 瑞穂村

總説

〔總説〕

瑞穂村は、本郡の西南端に位し、北は大網町及山邊村に接し、西南は土氣本郷町及長生郡新治村本納町に連り、東方一帯は増穂村に續き、面積七百二十四町歩、戸數四百十七戸、人口二千六百七十餘を越ゆ。地形恰も烏帽子の如く、概ね平坦にして、西より東に延長し、自然に東西の二部に分る、西部には長生郡に蟠屈せる山系の駛走するありて、丘陵起伏し、最高一〇〇六米に達する所ありて、森林其間を縫ひ、小中、萱野、砂田、神房の四部落を包めり、而して西方砂田の溪谷より湧出せる清水は、流れて萱野の田圃に灌ぎ、更に北流して小中に入る、これ即ち小中川の水源(大瀧)にして、滾々たる細流常に絶ゆることなく、頗る灌漑の利をなせり、東部は砥の如き平地にして、田圃相連り、其西部に接する所には稍々凸凹あれど、最高四〇米に過ぎず、小中川其北部を繞りて、駒込經田の土地を濕せり。地質も亦二部に分れ、東部は概ね中積層

に屬し、其色薄黒其質美にして、米、麥、大豆、草綿、桑、茶、柑橘等を栽培するに適し、西部は赭黒にして粘土岩を交へ、小中の山腹より白土を出し、砂田には介殼の化石せるものあり。田畑は稻、小麥、菜種、桑、茶、枇杷等を栽培するに宜し。本村は房總線大網驛と本納驛との間に介在せるを以て、交通頗る便なり。

沿革

〔沿革〕

本村の創立干支詳ならずと雖も、古より山邊郡堀城郷、又は土氣庄と稱す、長享元年丁未酒井越中守定隆土氣城を修築して之に居り、子孫相繼ぎて此の地を領せり、蓋し堀城郷は其外壕地に當りしならんか、天正十八年酒井氏亡び、徳川氏の時に及び諸侯の封邑に屬せしと雖も、領主の姓名年月詳ならず。幕府の末には概ね旗下の士の知行に屬せしが、明治元年十一月鶴舞城主井上河内守正直の所領となり、尋で、宮谷縣及木更津縣の管轄に屬し、同六年六月千葉縣の所轄となり、同年七月八大區三小區に編入、同七年十一月八大區出張所の所轄となり、同八年十二月同大區二小區に編入、同年同月七八大區出張所の所管に屬し、同十一年十一月山邊武射郡役所の管理に歸し、同年十二月永田、駒込、經田の三箇村戸長役場を永田光昌寺に小中、

萱野、砂田、神房の四箇村戸長役場を門谷正圓寺に設く、同十七年永田、駒込、經田、神房、小中、萱野、砂田の七箇村聯合して、戸長役場を光昌寺に置きしが、同廿二年四月、市町村制を實施せらるゝや、以上の聯合村は遂に合併して、瑞穂村と稱するに至れり、而して、弘化丁未四年の記録によれば、其の領主の姓名石高等左の如し。

永田村	千五百八十八石八斗四升六合	百六十五戸	清水殿 <small>伴五衛門</small>	大導寺 <small>内藏之助</small>
駒込村	八百九十二石四升三合	五十七戸	小栗又左衛門	河内佐太郎
赤萩村	百五十一石二斗一升七合	廿三戸	神谷與七郎	河野善十郎
經田村	二百十二石一斗五合四勺	三十八戸	岡部内記	内藤善左衛門
小中村	千百六十二石二斗四升七合	九十二戸	鶴牧領	河野善十郎
神房村	三百三十七石五升三合	二十七戸	松平筑前守	酒井與五郎
萱野村	三百九十一石三斗五升九合三勺	三十七戸	原田新太郎	逸見八左衛門
砂田村	二百六十三石三升二合	十九戸	石原政五郎	千本吉之丞
			御料所	橋田瀧三郎
			酒井治兵衛	服部市郎左衛門
			阿部八之丞	

〔産業〕

本村の住民は主として、農業を營み、傍ら商業及工業に従事するものあり。近年養蠶の業漸く盛にして、桑園相連り、東部には柑橘を栽培するもの多く、西部よりは柿、

産業

役場

枇杷等を産せり。最近の統計によれば、農專業二百五十四戸、兼業八十三戸、其の他雜業七十九戸にして、産物は農産物其の主部を占め、林産之に次げり、今其の一ヶ年の生産額を擧ぐれば左の如し。  
米七千四十五石、麥一千七百八十五石、蕎麥三百三十石、雞卵二十五万二千五百八十箇、大豆五百二十五石、炭千三百九十貫、柑橘九千二百二十貫

〔役場〕

瑞穂村役場 本村永田に設置し、明治二十二年創立以來、今井寛司自明治二十二年五月至全二十三年三月北條貞藏自明治二十三年四月至全二十五年五月川島新右衛門自明治二十五年五月至全二十六年三月布施太重朗自明治二十六年三月至全二十七年十月今井寛司自明治二十七年十月至全二十八年二月大藤亮司自明治二十八年二月至全二十八年八月田邊藏太郎自明治二十八年八月至全三十三年三月足立政達自明治三十三年三月至全三十四年七月安井志正自明治三十六年七月至全三十七年七月金坂健藏自明治三十八年一月至全三十九年六月大藤亮司自明治三十九年六月至全四十年六月安井志正自明治四十年六月至全四十二年二月齋藤久三郎自明治四十二年二月至全四十四年三月星見紋四郎自大正元年九月至全二年八月を経て石渡協二郎自大正二年八月現任現任村長たり。

學校

〔學校〕

文化文政の頃、本村門谷に篠崎司直と云へる名儒あり、帷を下して土地の子弟を教

育せり、當時文教甚だ振はず、子弟僅かに十數人に過ぎざりしが、篠崎氏の薰化に染みて、近村の壯年相圖り、毎月兩三回農業の休暇を以て所々に團體を設けて、出教授を請ふに至れり。門下に多部文齋なるものあり、篤學德行克く司直の後を承け、文政元年より慶應三年に至る迄、五十年間、育英の事業に従事し、生徒常に百餘名を超え、前後通算するときは實に千數百人の多きに達した。本村に於けるのみならず、延いて四隣數里の地に及したる功績は没すべからず。文齋の後を承けて、帷を下したる者を大村利之とす、大村氏その後を繼ぎ、讀方、作文、習字を以て本課とし、傍ら算術を教ゆ、時明治維新に際し、村民皆普通教育の必要を感じ、争ひて子弟の教育を托するに至る。明治五年、學制を頒布し、同六年、各町村に小學を置かしむるに當り、大村氏の家塾を改めて、永田小學校と名けたり。當時經田、駒込の二箇村は聯合して一小學校を設け、駒込村正福寺を仮校舍に充て、駒込小學校と稱し、小中、萱野、砂田、神房の四箇村も亦聯合して一學區を成し、門谷正圓寺を假校舍となし、門谷小學校と名づけ、教授を開始せり。これ實に本村に於ける普通教育の濫觴にして、爾來幾多の變遷を経て、明治二十二年四月市町村制を實施せらるゝに當り、永田、駒込、經田、小

